

イラク共和国

イラク国
「保険制度に係る情報収集・確認調査」
最終報告書

平成 24 年 12 月
(2012 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社インターリスク総研

中欧
JR
12-017

目 次

第1部 イラク国保険制度に係る情報収集・確認調査報告書.....	1
用語・略語集.....	3
1. 用語.....	3
2. 略語.....	4
要約.....	6
序章 調査概要.....	17
1. 調査の背景.....	17
2. 調査の目的.....	17
3. 調査の手法・対象.....	18
(1) 調査の手法.....	18
(2) イラク国現地調査の対象.....	19
4. 報告書の構成.....	20
5. 調査研究の実施体制.....	21
第1章 イラク保険市場概要.....	22
1. 現行保険規制について.....	22
(1) 背景.....	22
(2) 現行法の効果.....	22
(3) 法律制定のプロセス.....	22
(4) 法定料率表.....	23
(5) 罰金および罰則.....	23
(6) 2005年業法および市場に関する追加説明.....	24
(7) イラク保険市場の引き受け能力.....	25
2. 生命保険.....	26
(1) 生命保険会社.....	26
(2) 生命保険料.....	26
(3) 生命保険料 — Iraq Insurance Company (IIC)の場合.....	26
(4) 生命保険料 — 民間保険会社.....	27
3. 市場構造および商慣習の変遷.....	28
(1) 保険会社.....	28
(2) 会社法改定後.....	28
(3) 現在の市場環境.....	28
(4) 市場競争.....	29
(5) 検査.....	29
(6) 保険協会.....	29
(7) 保険実務.....	29
(8) 信用格付.....	30
(9) 予測されるM&A.....	30
(10) 生命保険引受.....	30
4. イラク保険市場の規模と特徴.....	31

(1) 一貫性のあるデータの欠如	31
(2) NIC の既経過保険料（2006 年～2010 年）	31
(3) イラクリーの収入保険料（2005 年～2011 年）	32
5. イラクにおける主要損害保険会社	33
(1) イラクにおける保険会社および再保険会社	33
(2) 保険会社の概括的評価	35
(3) 保険会社の資本金	37
(4) イラクにおける収入保険料の推移（2006 年～2010 年）	39
(5) 保険料規模	41
(6) 保険会社の監督	49
6. 元受保険および再保険の仲介事業	50
(1) 規制の枠組み	50
(2) 事業の実際	50
(3) 直扱い	50
(4) 特約および任意再保険取引	51
7. 強制保険および強制保険に関する補足的情報	52
(1) 自動車対人賠償保険	52
(2) 第三者損害賠償を含む土木工事保険	52
(3) 契約上の責任に基づく保険	53
(4) その他の保険種目	53
(5) 貨物海上保険	53
8. イラクにおける国外保険調達について	54
(1) 国外保険会社の利用の現状	54
(2) イラクの国内保険会社への付保の傾向	54
(3) 選択に関わる判断のポイント	55
9. 出再保険の概略とその動向	56
(1) 出再の現状	56
(2) 国際再保険会社の利用状況	56
(3) 出再に関わる問題点	56
(4) フロンティングに対する国内保険会社の対応	57
(5) 保険プール	57
10. 強制再保引受	58
11. ODA プロジェクト	59
(1) ODA プロジェクトにおける過去の経験	59
(2) イラクにおける ODA プロジェクト関連保険に関する情報の有無	59
12. 保険料および再保険料に対する税金	60
(1) 印紙税	60
(2) 保険料および再保険料に対する税金	60
(3) クルド地域における印紙税	60
(4) その他の料金	61

(5) 海外で支払われた保険料に対する源泉課税	61
13. 企業保険種目の概略と特徴	62
(1) EAR および CAR	62
(2) 貨物海上保険および内陸輸送保険	62
(3) 火災保険	62
(4) 法的賠償責任	63
(5) 雇用者賠償責任保険 (EL, Employer's Liability)	63
(6) 一般賠償責任保険、第三者賠償責任保険 (GTPL)・企業総合賠償責任保険 (CGL)	64
(7) 自動車保険	64
(8) 労働災害補償法 (Workmen's Compensation Act, WCA)	64
(9) 医療保険	65
(10) 戦争・テロリスク	66
14. 保険証券の使用言語	67
15. 証券通貨	68
16. 外国為替規制	69
(1) 規制	69
(2) 国際制裁	69
17. ソルベンシー規制および保険契約者保護基金	70
(1) 契約者保護規定	70
(2) 交通被害者保護基金と保険会社破綻時の契約者保護基金	70
(3) 元受保険者破綻時のカットスルー条項の保護	70
18. 裁判権および仲裁条項	71
(1) 準拠法および裁判権	71
(2) 仲裁条項	71
19. 新設保険会社	72
第2章 イラクにおける特定リスク	73
1. 自然災害リスク	73
2. テロ担保	73
第3章 イラクにおけるフロンティング手配の現状	74
1. フロンティングは可能か	74
(1) イラクでのフロンティングの現状	74
(2) イラクにおけるフロンティング時の注意点	74
(3) 考えられる対応法	75
2. イラクにおけるフロンティング手配の合法性	76
(1) フロンティングにかかわる違法性や異議	76
(2) 保険業法の規定	76
3. イラク認可保険会社のフロンティング実績とその企業プロフィール	76
(1) フロンティング実績のある保険会社	76
(2) 財務諸表の有無	77
(3) 信用格付機関による格付	77

4. 保険料カットスルーおよび保険金カットスルー	78
(1) カットスルーにかかわる法令	78
(2) 法令が定める場合以外の CTC.....	78
(3) CTC 手配の実際	78
5. 日本保険会社の引受条件の受諾可能性.....	80
第4章 保険金支払体制	81
1. 損害調査人	81
2. 保険金の支払	81
第5章 イラク国内輸送における損失補償契約	82
第6章 イラク市場に参入する日本企業のための保険手配について	83
1. イラクにおける日本観	83
2. イラクに進出する日本企業の受け入れ状況.....	83
3. 推奨される対応.....	83
第7章 イラク国進出企業の抱える課題	85
第2部 工事関連保険の概説.....	87
第1章 第2部の概要	89
1. 第2部の目的.....	89
2. 第2部の読み方.....	89
3. 海外工事における保険手配の基本的考え方.....	89
第2章 海外工事に関するリスクと保険の全体像.....	90
第3章 To Do 解説および補足情報	91
To Do ① 公示～入札（工事仕様の確認、工事見積り）	91
補足情報 1 イラクの保険会社一覧.....	92
補足情報 2 FIDIC 一般条項と保険	93
補足情報 3 国際再保険ブローカー.....	94
To Do ② 入札～落札 その1（可能な場合の条件交渉）	95
To Do ② 入札～落札 その2（可能な場合の条件交渉）	96
補足情報 4 貿易保険	97
To Do ③ 契約終結～工場搬出（設計、工場製作、資材調達）	98
To Do ④および⑤ 工場搬出～船積～サイト搬入（国内外の内陸、海上輸送）	99
To Do ⑥ サイト搬入～試運転～引渡し（建設工事）	100
補足情報 5 ミュンヘン再保険標準約款（Munich Re Form Policy）	101
補足情報 6 フロンティングと保険金請求	102
補足情報 7 保険金請求と損害調査.....	103
補足情報 8 保険金額が請求と異なる場合の注意	104
To Do ⑦ 引渡し～（瑕疵担保、保証修理）	105
第3部 海外工事関連保険の概要.....	107
「第3部 海外工事関連保険の概要」の説明.....	109
1. 貨物海上保険（Marine Cargo Insurance）	110
2. 工事保険（EAR/CAR Insurance）	113

3. 賠償責任保険 (Third Party Liability Insurance)	119
4. 労災保険	123
5. 海外旅行保険 (Overseas Travelers' Personal Insurance)	125
6. 自動車保険 (Automobile Insurance)	128
7. 船舶保険 (Marine Hull Insurance)	129
8. 専門職業人賠償責任保険 (Professional Liability/Indemnity Insurance)	131
9. ミュンヘン再保険標準組立工事、土木工事、操業遅延保険標準約款.....	135

表リスト

表 - 1 現地調査インタビュー対象者	19
表 - 2 本報告書の構成	20
表 - 3 生命保険料の総額	26
表 - 4 IIC の生命保険料の推移	27
表 - 5 DAI の生命保険料の推移	27
表 - 6 Al-Hamra'a の生命保険料の推移	27
表 - 7 NIC の既経過保険料の推移	31
表 - 8 イラクリーの収入保険料の推移	32
表 - 9 イラクにおける主要損害保険会社一覧	33
表 - 10 主要保険会社の従業員数一覧	36
表 - 11 2009 年機構指令第 14 号に基づく最低資本金額	37
表 - 12 2011 年指令第 16 号に基づく保険業のための預託金	37
表 - 13 イラク国内保険会社の資本金額	38
表 - 14 イラクにおける収入保険料の推移（2006 年～2010 年）	39
表 - 15 主要保険会社の保険料規模	41
表 - 16 IIC 保険料推移（2006 年～2012 年）	42
表 - 17 Ahlia Insurance Company 保険料推移（2006 年～2011 年）	44
表 - 18 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移（2006 年～2011 年）	45
表 - 19 Al-Khair Insurance Company 保険料推移（2006 年～2011 年）	47
表 - 20 イラクの保険会社一覧	92
表 - 21 国際再保険ブローカーへの主な提示事項	95
表 - 22 海外工事関連保険種目	96
表 - 23 海外工事に関連する貿易保険	97
表 - 24 設計上の過失で生じる損害と関連保険種目	98
表 - 25 着工までに調達すべき保険種目	100
表 - 26 ミュンヘン再保険標準約款の概要	101
表 - 27 保険金請求のための実施事項	103
表 - 28 保険金請求上のトラブル（紛争）の主な原因	104

図リスト

図 - 1 NIC の既経過保険料の推移【グラフ】	31
図 - 2 イラクリーの収入保険料の推移【グラフ】	32
図 - 3 イラクにおける収入保険料の推移・火災保険（2006年～2010年）	40
図 - 4 イラクにおける収入保険料の推移・新種保険（2006年～2010年）	40
図 - 5 イラクにおける収入保険料の推移・技術保険（2006年～2010年）	40
図 - 6 主要保険会社の保険料規模【グラフ】	42
図 - 7 IIC 保険料推移・損害保険（2006年～2011年）【グラフ】	43
図 - 8 IIC 保険料推移・団体生命保険（2006年～2011年）【グラフ】	43
図 - 9 IIC 保険料推移・個人生命保険（2006年～2011年）【グラフ】	43
図 - 10 Ahlia Insurance Company 保険料推移（2006年～2011年）【グラフ】	44
図 - 11 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・火災保険（2006年～2011年）【グラフ】	45
図 - 12 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・新種保険（2006年～2011年）【グラフ】	46
図 - 13 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・技術保険（2006年～2011年）【グラフ】	46
図 - 14 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・団体生命保険（2006年～2011年）【グラフ】	46
図 - 15 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・個人生命保険（2006年～2011年）【グラフ】	47
図 - 16 Al-Khair Insurance Company 保険料推移・火災保険（2006年～2011年）【グラフ】	48
図 - 17 Al-Khair Insurance Company 保険料推移・新種保険（2006年～2011年）【グラフ】	48
図 - 18 Al-Khair Insurance Company 保険料推移・技術保険（2006年～2011年）【グラフ】	48
図 - 19 海外工事に関するリスクと保険の全体像	90
図 - 20 保険代理店・保険ブローカーを介した保険手配	94
図 - 21 フロンティングによる保険手配	94
図 - 22 フロンティングのイメージ	102

注：本報告書では、1 イラクディナール=0.00084 米ドルで換算している。（2012年7月時点のレート）

第 1 部 イラク国保険制度に係る情報収集・確認調査報告書

用語・略語集

1. 用語

- (1) **Admitted | Non-Admitted Insurer**
認可保険会社、無認可保険会社。¹
- (2) **AM Best**
主要保険産業情報、保険会社の信用格付けや財務情報を提供する情報提供サービス事業会社。
- (3) **Auto (Insurance)**
自動車保険。
- (4) **Claim Cut Through**
再保険者が元受保険者へ支払うことなく、直接元受被保険者へ保険金を支払うこと。
- (5) **Contractor's All Risks (Insurance)**
土木工事保険。
- (6) **Coverage**
保険担保。
- (7) **Cut-Through-Clause**
カットスルー条項。元受被保険者と再保険者が保険料および保険金の支払いを直接行うことを定めた規定。
- (8) **Erection All Risks (Insurance)**
組立工事保険。
- (9) **Fire (Insurance)**
火災保険。
- (10) **Fronting**
保険対象物件がある国の認可保険会社が契約当事者となって保険元受を行うが、再保険手数料を受領して国外再保険会社にそのリスクの全て、または大半を再保険により移転すること。
- (11) **Insurance Business Regulation Act 2005 (Order Number 10)**
イラクの保険業法である 2005 年保険業法（法第 10 号）。
- (12) **Iraqi Insurance Association**
イラク保険協会。
- (13) **Iraqi Insurance Diwan (insurance supervisory authority)**
イラク保険機構。同国の保険業務の監督当局。
- (14) **Liability (Insurance)**
賠償責任保険。Third-Party-Liability (insurance)、TPL ともいう。
- (15) **Loss Adjuster**
事業として保険会社のために有償で損害調査、保険てん補額の交渉を行う専門損害調査

¹ 消費者保護を目的に、保険事業を認可制とし、無認可保険事業を罰則によって規制する国もあれば、自国調達のできない保険の供給も視野にいれ、保険調達を保険消費者の自己責任として無認可保険事業の存在を許容する国もある。国によって保険行政上の対応が異なる。

人。

- (16) **Obligatory Reinsurance Cessions**
強制出再。国の再保険機構により、元受保険会社が強制的に同国内の再保険機構へ出再しなければならないこと。
- (17) **Ocean Marine Cargo and Inland Transportation (Insurance)**
貨物海上保険、および運送保険。
- (18) **Outward and Inward Reinsurance**
出再（出再保険）および受再（受再保険）。
- (19) **Premium Cut Through**
元受保険契約者が、元受保険者へ支払うことなく、直接再保険者へ保険料を支払うこと。
- (20) **Statutory Tariffs**
当該国の保険業法で規定された保険料率表や保険料率の一覧。保険会社は通常遵守義務がある。
- (21) **Workers Compensation (Insurance)**
労働者災害補償保険。
- (22) 再保険会社
元受保険会社から再保険を引き受ける保険会社。
- (23) 出再
再保険に付すこと。主に元受保険会社が行う。
- (24) 受再
再保険を引き受けること。主に再保険会社が行う。
- (25) 特約再保険
元受・再両保険会社が予め合意・契約した保険種目や割合で、自動的に再保険に付すこと。それを行うための再保険会社との契約。
- (26) 任意再保険
保険の案件ごとに判断して、再保険会社に再保険を付すこと。
- (27) 元受保険会社
保険契約者（被保険者）から直接保険契約を引き受ける保険会社。

2. 略語

- (1) 2005 年業法
2005 年保険業法（法第 10 号）。
- (2) CAR
Contractor's All Risks (Insurance)。
- (3) CGL
Comprehensive General Liability insurance、企業総合賠償責任保険
- (4) CTC
Cut-Through-Clause。

- (5) EAR
Erection All Risks (Insurance)。
- (6) EL
Employer's Liability、使用者賠償責任
- (7) GPA
Group Personal Accident Insurance、従業員のための団体傷害保険
- (8) GTPL
General Third party Liability Insurance、一般賠償責任保険または第三者賠償責任保険
- (9) ID
イラクディナール。
- (10) IOC/IOCs
国際石油企業(International Oil Company/Companies)
- (11) SIO
国家保険機構 (State Insurance Organisation)
- (12) W/C
Workers Compensation (Insurance)。
- (13) イラクリー
イラク再保険会社 (国営、現在イラクで唯一の再保険会社)。
- (14) 機構
イラク保険機構 (保険業務監督当局)

要約

第1章 イラク保険市場概要

1. 現行保険規制について

イラクにおける保険規制の歴史は1905年のオスマントルコ保険法にまでさかのぼる。現行の法律は、USAID（“United States Agency for International Development”＝米国国際開発庁）の指導の下に起草された2005年保険業法（以下「2005年業法」）であり、現在もなお有効である。

2005年業法は、保険の手配を、イラク規制当局すなわちイラク保険機構（以下「機構」）に登録され、認可を受けたイラクの保険会社に限定していない。そのため、保険市場は開放され、新自由主義に基づく市場になった。そのため事実上、企業等は無認可の保険会社の保険を手配することも可能になった。

同法により機構（すなわち監督当局）とイラク保険協会（以下「協会」）が設立された。また同法には保険代理業や仲介業を規制するための規定も盛り込まれた。

保険会社間の競争圧力に加え、現在に至るまで違反企業に対する罰則の規定がないため、規制当局が保険会社に法令遵守を徹底できておらず法定料金が守られていない。

2. 生命保険

□ 生命保険会社

イラクには生命保険を専門とする保険会社は存在しない。現在、NIC と IIC の2国営保険会社が、団体および個人の生命保険を取り扱っている。現在、すべての民間保険会社が生命保険を取り扱っているわけではない。民間保険会社の生命保険ビジネスは小規模なものである。

□ 生命保険料

イラクにおいて生命保険、とりわけ個人契約の生命保険は未発達であり、生命保険証券の大半は団体生命保険である。保険料の合計は、170億イラクディナールを超える。

3. 市場構造および商慣習の変遷

□ 会社法改定後

1997年会社法第21号に基づき、2000年には多くの民間保険会社が生まれ、その後も他の保険会社の設立が続いた。今日ではイラクで操業する保険会社は30社を数える。

□ 現在の市場環境

2005年業法により市場の競争的構造が強化され、外国の保険会社等による市場参入を含む市場開放が進むこととなった。とはいえ、「保険は国営の保険会社で」という傾向は現在でも見られる。

□ 市場競争

市場における競争は極めて激しい。多くの保険会社は公定料率表を無視している。

□ 検査

機構は臨店検査を実施していない。

□ 保険実務

- 保険引受と保険料の計算は保険会社自身が行っている。国営保険会社にはさまざまな保険ごとに引受業務を専門にする部署がある。民間保険会社の場合は、従業員数が少なく保険業務に習熟した人材も限られていることから、引受業務は主に代表者（社長）が担当している。
- 重大なリスクについては、保険会社は料率その他保険条件に関して、主に国際保険ブローカーに設定を依頼、または国際市場の再保険会社と交渉するなどしている。
- 保険契約の販売は、ブローカー経由ではなく保険会社が直接行う。保険代理店のうちの何社かは保険の販売も従事している。保険会社、特に国営保険会社では社内に保険営業の専門要員を抱えている。
- 貨物海上保険の損害調査（サーベイ）については、社内にサーベイヤを雇用している場合には彼らが行うが、大半はそのような人材を備えていない。国際石油企業（以下「IOCs」）は国際サーベイヤを使って再保険会社にサイトサーベイ報告を提供している。
- 保険金支払額を算定するための損害調査については、外資保険会社が「国際損害調査人」（インターナショナルロスアジャスター）に依頼するケースを除けば、社内で行われる。国際損害調査人は、通常再保険会社による指名もしくは国際保険ブローカーの推薦、またはその両方によるものである。
- 元受ブローカーは、2005年業法にその設置に関する規定や活動を規制する条項があるが、同国で目立った活動はしていない。海外のクライアントに代わってイラクの保険会社に保険契約を持ち込む国際保険ブローカーは、直接の顧客からの手数料あるいは受再元である再保険会社からの仲介手数料を得ている。
- 全体的に見て、長年にわたり経済制裁と戦争が続いたため、イラクの保険市場では過去の商慣習がそのまま残っており、他国と比較すると発展が遅れている。

□ 信用格付

イラクでは、保険会社に対する信用格付は行われていない。

□ 予測される M&A

イラクの保険市場ではいずれ小規模企業の合併に基づく再編成が行われると予想されている。当局に最低資本金額の引き上げる意向があることが理由。

□ 生命保険引受

生命保険申請者の選択とリスク査定は主としてスイス再保険会社（以下「スイスリー」）の引受業務指針に基づいて行われており、時にミュンヘン再保険会社（以下「ミュニクリー」）あるいはマーカンタイル・アンド・ジェネラル再保険会社の指針に基づく場合もある。

4. イラク保険市場の規模と特徴

□ 一貫性のあるデータの欠如

市場全体を対象とした統計データは存在しない。保険会社の大半は年次報告書を発行していない。保険料その他関連統計が入手可能な場合であっても、それらの編纂および分類に関して一貫性が見られない。

5. イラクにおける主要損害保険会社

□ イラクにおける保険会社および再保険会社のリスト

2012年6月現在、機構に認可・登録されている保険会社および再保険会社は30社である。大半は本社をバグダッドに置いている。民間企業と国営企業：IIC、NIC およびイラクリーは国営。他はすべて民間企業で、その中にはアラブその他の外資が株式を保有している企業もある。

□ 保険会社の概括的評価

イラク保険市場における収入保険料総額のおよそ20%は、民間保険会社によるものである。主要保険会社としてはNICが最大手でIICがそれに続き、両社とも保険料収入、資本金、従業員数および財務資産の面で市場を支配している。

□ 保険会社の資本金

現在、最低資本金の150億イラクディナールへの引き上げの議論が続けられている。規制当局の意図は企業の財務体質の強化にあり、強制的な資本金の増額はその目的のために機構が選択した手段である。この最低資本金に関する法が制定されれば、小規模企業の吸収合併につながる可能性が高い。

□ 保険料規模

保険料規模に関しては、個々の企業についてあるいは市場全体をカバーする統計資料が発行されていないため必要な情報を簡単には入手できない。

□ 保険会社の監督

監督機能は、2005年業法に基づいて2005年6月1日に設立された機構が果たしている。監督の対象は、生命保険、損害保険、再保険の各分野の企業および関連する保険事業体である。機構は、監督業務を適切に遂行するための有資格職員の数不足している。その上、機構は保険会社の臨店検査を実施していない。機構の規制機能は、これまでのところ保険業の認可の授与および指令の発令に留まっている。

6. 元受保険および再保険の仲介事業

□ 規制の枠組み

元受保険ブローカーおよび再保険ブローカーの活動は機構により規制されている。

□ 事業の実際

イラクの保険会社は、再保険ブローカーとは取引する。イラク市場では、元受保険ブローカーは存在しない。

□ 直扱い

保険販売は、現在も依然として保険会社の直扱い（代理店やブローカーを介さずに、保険会社が直接被保険者に保険を販売する形態）が続いている。国営保険会社 2 社は社内に営業要員がいるが、大部分の民間保険会社は営業要員を持たず、社長や役員が営業を担っている。

7. 強制保険および強制保険に関する補足的情報

□ 自動車対人賠償保険

強制自動車保険に関する法律（1980 年法第 82 号）およびその修正条項が規定する第三者人身傷害の保険担保は、自動車運転者の賠償責任を保険会社が負う構図である。具体的には、イラクにおけるあらゆる自動車によって被害を受けた場合は、その自動車に付保された保険で被害者が自動的に補償されるようになっている。強制保険料ではなく、ガソリン税が原資である。

対人賠償を除く自動車総合保険は、民間および国営保険会社が販売している。

クルド地域における強制自動車保険

クルド自治政府（以下「KRG」）内閣は、独自の法である 2011 年強制自動車保険規制法第 9 号で、KRG 監督庁認可の保険会社による対人賠償責任担保の販売を許可している。複数の保険会社が販売している。担保の対象は人身傷害のみである（対物損害等はない）。

□ 第三者損害賠償を含む土木工事保険

国の発注工事契約については、すべて土木工事保険（以下「CAR」）に加入しなければならない。

□ 契約上の責任に基づく保険

保険は法律によってではなく契約上必要とされるものである。通常対象となるのは貨物海上、土木工事、営業継続特別費用、引渡済財物と第三者賠償責任に関わる保険である。

□ その他の保険種目

現在、その他の保険種目について強制保険は存在しない。イラクで工事を行う国際的な工事請負業者は、傷害保険、雇用者責任保険、本国送還費用を含む医療保険などの雇用にかかわる各保険を自国で手配している。

国際的な工事請負業者は、同様にイラク国外の保険会社による誘拐・身代金保険やテロ・サボタージュ保険などといった保険にも加入している。

□ 貨物海上保険

この種の保険に関しては、イラク国内の保険会社のものを購入するかどうかは被保険者の判断に委ねられている。ただし国営企業には国営保険会社から調達する傾向がある。

8. イラクにおける国外保険調達について

□ 国外保険会社の利用の現状

2005 年業法はイラクで登録された保険会社のみがイラク国内で保険業を営むことができるとしているが、外国保険会社のイラク国内での営業に関する認可・無認可に関する規定はない。必要な保

險種目がイラク保険市場で入手できない場合、被保険者は国際保険市場から調達できる。

□ 自国保険会社付保の傾向

無認可保険が禁止されていないが、機構登録保険会社からの保険手配が一般的な傾向だ。理由の一つは、国との契約で登録保険会社からの保険手配が要求される点だ。

□ 選択に関わる判断のポイント

契約の内容により必要な保険種目が決まる。契約でイラクの登録保険会社からの保険手配が規定された場合、保険会社は国営でも民間でもかまわない。イラクでの取引経験がある国際再保険ブローカーを通じ、プロジェクトの詳細や複雑さの程度に応じて、保険会社候補リストを知ることができる。

一方で、契約上イラク国内での保険加入について特に取決めがない場合、工事請負業者はイラク国内、海外を問わず任意の保険会社を選ぶことができる。また契約上要求されていない場合は、プロジェクトについて無認可ベースで保険を組むこともできる。しかし、少なくとも第三者損害賠償保険に関しては、現地で訴訟問題が発生した場合に有利という利点から、イラク国内の保険会社の利用が好まれている模様。実際には、取り決めるべき条件にもよるが、すべての保険をイラクの保険会社で手配するほうが有利である。

9. 出再保険の概略とその動向

□ 出再の現状

イラクの保険会社が国外の保険会社と任意再保険契約や特約再保険契約を締結することについて法律による規制はない。イラクでは保険会社の財源が十分ではなく、イラクリーが管理する共通特約プログラムによる再保険、あるいは国際的または地域の保険・再保険会社が提供する任意契約による再保険に大きく依存している。国際的な再保険ブローカーを活用することで、対象リスクの再保険を日本の保険市場で調達することも可能だ。

□ 国際再保険会社の利用状況

イラクの保険会社はイラクリーと再保険特約を取り交わしても良いし、国際市場で再保険を調達することもできる。

□ 出再に関わる問題点

保険会社のうちの何社かは、保険料収入が大きく成長した暁にはイラクリーの再保険プログラムから離脱し、直接あるいはブローカー経由で国際再保険会社の再保険に加入するようになるとの推測がある。

現在、強制再保引受制度がないため、イラクリーは、元受保険会社による特約再保険遵守を強制できない。

□ フロンティングに対する国内保険会社の対応

IOCs がフロンティングを利用する場合、イラクの保険会社は保険証券の発行とそれに関連する役務を提供するだけの存在で、それ以上の役割はない。中にはリスクを全く保有しない方針の民間保険会社もある。

10. 強制再保引受

現在イラクリーには、イラクの保険会社からの法的な強制再保険の引受という権限はない。2005年業法（第27条）の規定で、イラクの保険会社は「イラク国内、国外を問わず出再先を定める」ことが認められている。

11. ODA プロジェクト

□ ODA プロジェクトにおける過去の経験

2003年以降の ODA プロジェクトにおいては、関連する契約書に保険に関する規定がなかったことから、保険は無認可ベースであった。実際、契約書のなかにはドナー国や工事請負業者がイラク国外の保険に加入することを正式に許可したものもあった。イラクにおける国連のプロジェクトにおいても、保険について明記されることがなく、そのため国連関連プロジェクトの工事請負業者は保険に加入しないか、あるいは保険をイラク国外で手配していた。このようなプロジェクトでドナーと受益者との間に保険の手配に関して紛争が生じた例はない。

イラクの保険会社の大半は、ODA やそれに伴うプロジェクトについて正確に認識していない。「ODA」という言葉を聞いたことがないという保険会社も存在する。

そのためイラクの保険会社でこれまで、ODA プロジェクトに保険を提供した事例はない。

□ イラクにおける ODA プロジェクト関連保険に関する情報の有無

外国の工事請負業者が ODA プロジェクトに関する保険をイラクの保険会社で手配した事例をまとめたデータは公表されていない。

これまでに国・ドナー組織の案件を問わず、イラクで ODA プロジェクトの工事請負業者がプロジェクトに関連する保険をイラク国内の保険会社から手配しなかったことについて、機構あるいはイラク政府の管轄当局がその業者に調査を行ったこともない。

イラクの保険関連団体が、これまで ODA プロジェクトあるいはそれに関連した保険に関わる情報の収集・取りまとめを試みたという事実も報告されていない。

12. 保険料および再保険料に対する税金

□ 印紙税

1974年印紙税法第16号に基づき、収入保険料には印紙税が課税される。

□ クルド地域における印紙税

クルド自治政府発令の1993年印紙税法第3号により、印紙税の適用が規定されている。

□ 海外で支払われた保険料に対する源泉課税

再保険料に関しては、支払いがイラク国内・国外を問わず源泉課税の対象にはならない。

13. 企業保険種目の概略と特徴

□ EAR および CAR

イラクの保険市場では、伝統的に標準ミューニックリーEAR、CAR 証券が適用されてきた。現在もその状況に変わりはないが、例外として外国の工事請負業者や IOCs が、建設・技術関連やその他のリスクについてイラクの保険会社にフロンティング手配を依頼する際に、自分らの独自保険約款文言を使用するよう要求することがある。

□ 貨物海上保険および内陸輸送保険

貨物海上保険（内陸輸送保険を含む）は、標準的 ICC 約款（協会貨物約款）A、B、C に基づいて手配される。

□ 火災保険

現在は、アラブ保険連合の専門委員会によって作成されアラブ諸国の保険市場で使用されている標準アラブ火災保険証券が利用されている。

火災保険には暴風雨、洪水、近隣への賠償責任などその他のリスクを対象とした拡張担保特約を付けることができる。

□ 法的賠償責任

賠償責任は過失（不法行為制度）をベースにしている。対人賠償の金額は 2 万 3000 米ドルから 3 万 9000 米ドルの間（被害者が非専門職の場合）であるが、給与水準の上昇と 2003 年以降補償に対する権利意識が高まったことを受けてこの金額は変わりつつある。

□ 雇用者賠償責任保険（EL）

イラクでも EL は調達可能であるが、需要は少なく、てん補限度額も低い。イラクリーの新種再保険特約ではこの種の賠償責任は除外されている。

□ 一般賠償責任保険、第三者賠償責任保険（GTPL）、企業総合賠償責任保険（CGL）

イラクリーの新種再保険特約では、この種目の賠償責任は除外されている。従ってイラクの保険会社はこのタイプの保険を引き受けることができない。

通常 GTPL や CGL はイラクで操業する国際企業の下請け業者が必要とする。

大部分のイラクの保険会社は、このような保険をフロンティングで提供可能である。また、保険料条件は国際的な保険会社から得ることができる。

□ 自動車保険

第三者人身傷害保険は、ガソリン税によって自動的に付保される。第三者財物損壊および自損（衝突、転覆およびテロ）は、追加保険料の支払によりイラクの保険会社で手配できる。

□ 労働災害補償法（WCA）

1971 年労働者年金及び社会保障法第 39 号は、従業員数が 100 人以下の事業主は、（年金、健康および労働災害すべてをカバーする合計 12%の一部として）2%を負担しなければならないと規定さ

れている。従業員は給与の5%を負担する。

その他の分類に属する事業主（従業員数101人超）の場合は、3%（22%の一部）の負担となる。

この法制度はこれまで厳密には守られておらず、外国の事業主（工事請負業者）はイラクの社会保障制度に加盟していない。その代わりに、従業員のための団体傷害保険（以下「GPA」）に加入している。

労働災害補償（WCA）保険はイラクには存在しない。この保険はイラクリーが保険会社のために手配する新種再保険特約では除外されている。

□ 医療保険

イラクの医療保険商品は、先進国の保険市場で加入できる種類のものとは異なっている。

□ 戦争・テロリスク

戦争・テロリスクに対する保険はイラクでは入手できないが、国際市場で手配できる。

14. 保険証券の使用言語

2005年業法第82条によれば、保険証券をいずれの言語で作成しても良い。

15. 証券通貨

2005年業法第80条は、保険契約を締結する際の通貨として、イラクディナールおよび交換可能な他のいずれの通貨を認めている。同様に、保険会社への支払はイラクディナールでも、単一もしくは複数の外貨でもよく、保険証券を米ドル、ユーロあるいは日本円で発行することも可能である。また、保険料の支払に関しても、イラクディナールあるいは交換可能ないずれの外貨も使用可。

16. 外国為替規制

□ 規制

イラク保険会社による海外からの保険料の受取、あるいは再保険料や保険金資金の海外送金には何ら制限はない。ただし、マネーロンダリング対策および国際制裁に従う義務があるため、イラク中央銀行の指示のもとに一定の手順を守らなければならない。

□ 国際制裁

現在の国際制裁に関する取決めでは、イランおよびシリアとの資金のやり取りは禁止されている。

17. ソルベンシー規制および保険契約者保護基金

□ 契約者保護規定

イラクには保険会社が支払い不能に陥った場合に被保険者に返金するための保険契約者保護基金は存在しない。被保険者の権利は2005年業法第5章「清算」の中で規定されるカットスルー条項で保護されている。

□ 元受保険者破綻時のカットスルー条項の保護

保険証券にカットスルー条項（CTC）が含まれている場合、その効力を発揮させることができ、「被

保険者または保険証券に記載の保険金受取人は、カットスルー条項の発効に対していかなる異議も唱えることはできない」(2005年業法第71条)。

18. 裁判権および仲裁条項

□ 準拠法および裁判権

イラク国内で締結された保険契約は、イラク法とイラクの裁判管轄権の対象となる。このことは必ずしも保険証券に明記されるわけではないが、任意再保険では、(特にロンドンに基盤を置く国際ブローカーの場合に顕著)係争あるいは疑義が生じた場合にどの法律と裁判権を適用するかを明確にしておくのが慣例となっている。

第2章 イラクにおける特定リスク

1. 自然災害リスク

イラクでの自然災害による損害に関して保険データを分類したものではなく、そのようなデータを編纂する試みもこれまでにない。しかし、2012年4月と5月にイラクの報道機関が、イラクの南東部のイラン国境に面するミーサーン県での地震活動に関するニュースを報道しており、リスクは存在する。

2. テロ担保

イラク国内でテロに起因する一部のリスクを担保することは可能である。国営保険会社を中心に一部のイラク民間保険会社もある程度の範囲の補償を提供している。

第3章 イラクにおけるフロンティング手配の現状

1. フロンティングは可能か

□ イラクでのフロンティングの現状

フロンティング手法はイラク保険市場でも一般的である。国際的な再保険ブローカーは、国際的クライアントの代理として、イラクの保険会社とフロンティング手配の交渉を行っている。

□ イラクにおけるフロンティング時の注意点

最も簡単かつ費用効果の高い方法は、認可保険会社のなかから一社を選んでフロンティングサービスを提供させることである。国際的な再保険ブローカーであれば、その手配を行うことができる。

2. イラクにおけるフロンティング手配の合法性

2005年業法のいかなる条項や機構のいかなる指令も、フロンティングを規制していない。

3. イラク認可保険会社のフロンティング実績とその企業プロフィール

□ イラクで操業している保険会社は30社近くあるが、資本金、人的資源、言語および専門性等において様々である。

□ 2005年業法第38条が、保険会社による年次報告と財務諸表の公開を規定しているにも拘らず、財務諸表は公表されていない。これらの書類は常にアラビア語で作成される。

□ イラクの保険会社のなかで、国際あるいは地域格付け機関による格付けを取得しているところは

ない。

4. 保険料カットスルーおよび保険金カットスルー

- カットスルー条項（以下「CTC」）は、2005年業法第5章「清算」第71条に規定されている。しかし、この規定は、外国保険会社が、イラク国内でフロンティング契約にカットスルー条項を入れることを違法とはしていない。

5. 日本保険会社の引受条件の受諾可能性

日本の保険会社が通常提供する引受条件はフロンティング手配のために選定されたイラクの保険会社にとって受け入れ可能と思われる。従って、イラク保険会社のなかには、自己勘定または適用可能であればイラクリーの再保険特約で、リスクの一部を保有しようとするものもあると思われる。

第4章 保険金支払体制

1. 損害調査人

イラクには損害調査を専門とする会社がなく、これまでのところ国際的損害調査会社がイラクに事務所を構えた例もない。国際損害調査人はアラブ首長国連邦、クウェートあるいはヨルダンなどに事務所をおき、必要に応じて担当者を現地に派遣し、必要なデータや書類を収集。実際の損害調査はイラク国外で行う。

2. 保険金の支払

CTCが適切に組み込まれている場合、もしフロンティング保険会社がリスクを全く取っていないければ、保険金を100%再保険者から被保険者に支払うよう手配することが可能である。またフロンティング保険会社がリスクの一部を取っている場合でも、フロンティング保険会社が保険金のうち自らが負担すべき部分を被保険者に支払い、残りを再保険者が直接被保険者に支払うよう手配できる。

第5章 イラク国内輸送における損失補償契約

イラクでは荷主と国内輸送業者との間で交わされる標準輸送約款は存在しない。同様に荷主と倉庫会社との間の標準倉庫約款も存在しない。

第6章 イラク市場に参入する日本企業のための保険手配について

1. イラクにおける日本観

イラクでは一般的に日本は賞賛され、日本国民は尊敬されている。評論家や政治家は一様に、第2次世界大戦後からの日本の目覚ましい復興に感銘を受けている。過去および現在、日本の対イラク政策が疑問視されたこともない。

2. イラクに進出する日本企業の受け入れ状況

このような背景で、例えば日本の建設会社や土木工事事務所がイラク市場に参入し、イラクの保険会社の保険に加入しようとするれば歓迎されるはずだ。日本企業は正直で公正と考えられている。日本語に堪能な人材をイラクで見つけるのは難しいが、保険会社でもしっかりとしたところは英語で

コミュニケーションが可能だ。

3. 推奨される対応

日本企業がイラクの保険会社と直接交渉することは不可能ではないが、イラクで操業する国際企業は通常、大手国際保険ブローカーの持つ専門的知識とサービスを利用している。

第7章 イラク国進出企業の抱える課題

イラクの保険会社が要求されるすべてのサービスを効率よく提供する能力を備えているわけではないことから、海外企業がイラクで保険の引き受け先を選ぶ場合、相手によっては業務の非効率性が大きな問題となる

また、社員の英語能力の高低が保険会社の業務キャパシティに大きく影響するが、その能力レベルは保険会社ごとに異なる。

序章 調査概要

1. 調査の背景

イラク戦争終了後の2003年10月、スペイン・マドリッドにおいてイラク復興国際会議が開催され、イラク国に対し日本政府は米国に次ぐ50億ドルの支援を表明し、そのうち円借款を最大35億ドル供与する方針を打ち出した。また、2012年5月には新規円借款4件(670億円)の交換公文が両国政府間で締結され、同年10月にはイラク政府と国際協力機構の間で円借款契約が締結された。現在、イラクにおける円借款事業は計19件、4,316億円(41.1億ドル)にのぼり、日本政府はマドリッド会合における公約を越えた支援を行っている。

現在、戦後復興フェーズから自立発展フェーズへの過渡期にあるイラク国において、高いマーケットポテンシャルを背景とした民間セクターの活性化は重要な課題である。イラク国政府は膨大なインフラ整備需要等を背景に積極的な投資を諸外国に求めているものの、法制度等の不備が見られることから、今後は海外投資家が安心してイラク国に参画できる基盤を作ることが求められる。

実際、自立発展フェーズに向けて、国の基幹を支えるインフラ整備事業の拡充が重要であるが、同事業に民間企業が参入する際、工事保険へ加入することが一般的である。イラク国では工事保険加入が契約上要求されており、土木工事受注企業は国内・国外いずれかの保険会社の保険に加入する必要がある。他方、保険法を含む関連諸法・同国保険会社に関する具体的情報については、現在絶対的に不足している状況のため、土木工事への外国企業参入が困難な状況である。今後、イラク国におけるインフラ整備事業を外国企業により実施していく上では、同国における保険制度の実情を明確化することが重要な課題といえる。

2. 調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査ではイラク国における保険法及び関連諸法や規制の整備状況と保険会社を含む保険市場や保険制度一般に関する情報収集・分析を行い、イラク国における保険制度の仕組みを明らかにする。それにより、イラク国保険分野における課題の抽出及び円借款事業を含むインフラ整備事業実施における外国企業の参入を促進することを目的とする。

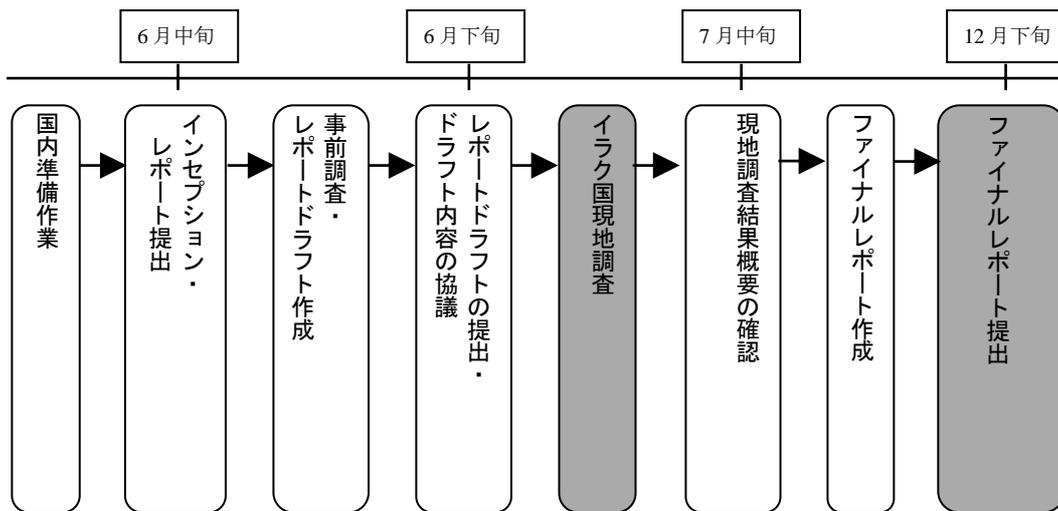
本調査の結果得られた情報を関心企業等が参照することにより、今後の円借款事業を含む大規模土木工事における入札にあたり、調達競争性が確保されることが望まれる。

3. 調査の手法・対象

(1) 調査の手法

本調査は、短い現地調査期間の中でイラクの保険法及び関連諸法、保険会社を含む保険市場全般について幅広い情報収集及びその分析が求められる。そのため、事前の国内準備作業期間において、国際的に一般とされる保険制度を体系的に整理した後に、本調査で収集すべき情報を効果的に抽出し、イラク国における現地調査を実施した。

本報告書の作成プロセスは次の通り（いずれも 2012 年）。



(2) イラク国現地調査の対象

現地調査で調査・インタビューを実施した対象は次の通り。(アルファベット順)

表 - 1 現地調査インタビュー対象者

組織	対象者
Ahlia Insurance Co	Sadoun Mishkel Khamis Al-Rubaiy, Managing Director
Al-Etihad Insurance Co	Muhammad Hadi Hussain, Managing Director Michael Sami Sanoian, General Insurance Manager
Al-Hamra'a insurance Co	Mohamed M Al-Sodanideputy General Manager Munther Abbas Al-Aswad, Advocate, Advisor Samir Qattan, Consultant Shihab Al-Anbaki, Technical Department Manager
Al-Iktisad International General Insurance Co	Waleed Jasim Alqaisi, Managing Director Karam Majid Abdul Karim, Deputy Director General
Al-Khair Insurance Co	Mahdi Hashim Mohammed, Managing Director
Al-Maseer Insurance Co	Arak Al-Bayati, Chairman Sarah Safa Kasim (Ms), Chief Executive Mekki Mustafa, Advisor
Cihan Insurance Co	Tarek Khalil Ibraheem, Director General
Dar Al-Salam Insurance Co	Mirza Majeed Murad Khan, Managing Director
Gulf Insurance Co	Riyadh Salim Agha, Managing Director
Iraq Insurance Co	Sadiq Abdul Rahman Hussain, Director General Nesreen Abdul Azeez (Ms), Technical Department Manager
Iraq International Insurance Co	Muhammad Jawad Al-Mudhaffar, Consultant Dhia Hashim, Managing Director Muhammad Wajeeh Muhsen, Deputy Director General, Accounts Manager Muhsin Mohammad Jawad, Administration Manager
Iraq Reinsurance Co	Riyadh M Hanna, Acting Director General, Senior Manager, IT Sahira Ridha Mustafa (Ms), Senior Manager, Marine Department Sattar Karmad Al-Faisal, Senior Manager, Non-Marine Department
Iraqi Insurance Association	Falah Hassan Ali, Managing Director
Iraqi Insurance Diwan	Faisal Manhal Tayeh Al-Kilabi, Acting President Shirook Adnan Ali (Ms), Technical Officer
Al-Yamama Insurance Co (under formation)	Kamal Al-Zubaidi, Managing Director
Kurdistan International Insurance Co	Abdulkadir Abdul-Razzak Fadil, Managing Director
Aldabia Insurance Co	Munem Al-Khafaji, ex-Managing Director
National Insurance Co	Sadiq Fadhil Al-Khafajidirector General Bassam Al-Banna, Deputy Director General and Head of Engineering Haifa Shamoon Essa (Ms), Senior Manager, Accounts Department Jamal Farid Mahmoud, Manager, Technical Department

4. 報告書の構成

本報告書の全体構成は以下の通り。

表 - 2 本報告書の構成

章	内容
第1部	
調査概要	調査の背景、目的、手法等。
第1章 保険マーケットに関する一般情報	イラク国内の保険市場の特徴を説明する各種情報を記載。
第2章 イラクにおける特定リスク	イラク国内で事業を行う企業にとって大規模な損失につながるおそれがある同国特有のリスクとして、自然災害およびテロのリスクの現状分析。
第3章 フロンティング・アレンジの現状	今後イラク国内で保険手配を行う場合に、外国保険会社の保険引受能力に影響する各種法規制等の現状の調査・分析。
第4章 クレーム対応	事故発生後の適正な保険支払いを可能にする環境・体制等を説明。
第5章 イラク国進出企業にとっての保険に関する課題と対応策	外国企業が適正な保険手配を実現するために対応が求められる課題およびその対応策等を説明。
第6章 イラク市場参入を図る日本企業のための保険手配について	日本企業がイラク国内で保険を調達する際の推奨事項等を記載。
第7章 イラク国進出企業の抱える課題	外国企業が現地で保険手配する際に問題となるイラク国内の保険会社の課題等を説明。
第2部	
第1章 第2部の概要	第2部の目的、読み方、海外工事における保険手配の基本的考え方等を記載。
第2章 海外工事に関するリスクと保険の全体像	海外工事に伴うリスクおよびそれらに対応した保険種目を体系的に表示。
第3章 To Do 解説および補足情報	海外工事における保険手配で実施すべき事項 (To Do) の解説と留意事項を記載。
第3部	
海外工事関連保険の概要	海外工事関連保険の保険種目の説明および関連保険約款を掲載。

5. 調査研究の実施体制

本調査では、英国の再保険ブローカーである UIB (United Insurance Brokers, Ltd.) が、イラク国での現地調査および英文報告書の作成を実施した。一方、インターリスク総研は、調査の統括・管理、調査項目・内容の起案および UIB の報告書に基づき和文報告書の作成を行った。

実施体制は、次の通り。

○ 統括・管理および和文報告書作成

株式会社インターリスク総研	コンサルティング第一部	CSR・法務第二グループ	吉田潔
株式会社インターリスク総研	コンサルティング第一部	CSR・法務第一グループ	松井慎哉
株式会社インターリスク総研	コンサルティング第一部	CSR・法務第一グループ	人見健太

○ 現地情報収集および英文報告書作成

United Insurance Brokers, Ltd., Director, George Kabban

United Insurance Brokers, Ltd., Director, Misbah Kamal

第1章 イラク保険市場概要

1. 現行保険規制について

(1) 背景

イラクにおける保険規制の歴史は 1905 年のオスマントルコ保険法にまでさかのぼる。保険規制に関する法令が初めて制定されたのは 1936 年で、その後保険に関連する法律が成立している。1964 年には、すべての保険会社が国有化され、損害保険、生命保険、再保険の 3 分野にそれぞれ特化した 3 社の保険会社が国家保険機構 (State Insurance Organisation、以下「SIO」)の一部として設立された。しかし、SIO が 1988 年に解体されて以降、この市場形態は 1997 年に会社法で民間保険会社の設立が許可されるまで続いた。最初の民間保険会社であるダーアルサラム保険会社 (Dar Al-Salam、以下「DAI」) は、2000 年に設立されている。

現行の法律は、米国国際開発庁 (United States Agency for International Development、以下「USAID」) の指導の下に起草された 2005 年保険業法 (以下「2005 年業法」) であり、現在もなお有効である。

(2) 現行法の効果

2005 年業法は、保険の手配を、イラク規制当局であるイラク保険機構 (以下「機構」) に登録・認可を受けたイラクの保険会社のみ限定しなかったため、オープンかつ競争的な市場となった。そのため事実上、企業やその他の被保険者は無認可の保険会社の保険を手配することも可能になった。

同法により、機構とイラク保険協会 (以下「協会」) の設立が規定されるとともに、「保険代理業や仲介業を規制するための規定が盛り込まれた。同法の規定の具体的内容は、本報告書の関連項目で適宜取り上げる。

イラクの保険業界は、この 2005 年業法に批判的である。それは、イラク国外の保険会社の国内での付保を禁止していないためである。このため、イラクの保険会社は、機構および財務省に対して法改正の申し入れを行っている。しかし、これまでそれに応える法的措置は取られていない。

(3) 法律制定のプロセス

2005 年業法は正規の法制定のプロセスを経ずに成立した。同法条文は米アーカンソー州保険長官のマイク・ペキンス氏が USAID および米大手コンサルティング会社のベリングポイント社の委託を受けて書き上げたものであり、1999 年のヨルダン保険法を広範囲にわたって取り入れている。同法は 2003 年 3 月の米軍イラク駐留後、2003 年 5 月から 2004 年 6 月まで連合国暫定当局 (CPA) 文民行政官だったポール・ブレマー氏が公布した膨大な法律の一つである。

2005 年業法は、機構に法的強制力を持つ指示を発令する権限を与えている。現在までに機構が発令した指示は 17 件にのぼる。なお、17 件の指示のうち主なものは次の通り。

- ・最低保証金
- ・保証預託金
- ・保険会計指針
- ・元受、再保険免許制度
- ・代理店、仲介人、保険種目認可制度
- ・責任準備金、支払備金計算要領

(4) 法定料率表

様々な保険種目を対象とした料率表が存在している。例えば、協会や機構あるいはイラク再保険会社（以下「イラクリー」）が作成し、民間保険会社に使用を求めているものがあるが、民間の保険会社はこの料率表を適用していない。そのため、協会は、「技術保険に関する指示第64号（2011年11月13日）」を発令し、保険会社の最低保険料適用義務を示している。

法定料金が守られない理由には、保険会社間の競争圧力に加え、現在に至るまで違反企業に対する罰則の規定がないため、規制当局が保険会社に法令遵守を徹底できていないことが挙げられる。さらに、法定料率を守らない保険会社は、特に大型リスクの保険引き受け時に、イラクリーとの再保険特約にあるリスク申告義務を行わないことが多い。そのため、イラクリーは法定料率表の遵守状況を十分に把握できない事情がある。

(5) 罰金および罰則

2005年業法は、罰則が適用される行為を規定している。この罰則の適用対象となるのはイラクの保険及び再保険会社とイラク国内での営業認可を持つ外資系保険会社の支店である。

①保険会社に適用される罰金と罰則

以下は機構が課すことのできる罰金のいくつかを概説したものである。

- 無認可で保険業務を行った場合：最低5千万イラクディナール、最高2億5千万イラクディナール
- イラク国内で営業し、機構長官承認を受けた銀行に保証金を預託することなく保険業務を行った場合：最低2千5百万イラクディナール、最高5千万イラクディナール
- 保険会社の経営者、店長または役職員資格に関する規定に違反した場合：最低1千5百万イラクディナール、最高2億5千万イラクディナール
- マネーロンダリングを行った場合：最低10万イラクディナール、最高5百万イラクディナール

罰金の決定に対する抗告期間（当局の決定等に対して不服を申し立てることができる期間）は決定が下されてから30日以内となっている。

②保険ブローカーその他に対する罰金と罰則

(i)保険ブローカー

イラクにおける保険ブローカーおよび再保険ブローカーの活動は 2006 年指令第 10 号によって規制を受ける。本指令において具体的な罰則は規定されていない。

(ii)保険代理店

保険代理店認可について規制した 2008 年指令第 11 号に罰金に関する規定はない。機構長官には、同指令の規定に違反があった代理店認可を停止あるいは取り消す権限が与えられている。

(6) 2005 年業法および市場に関する追加説明

イラクにおける保険実務家は、2005 年業法に批判的である。特に、同法に無認可保険を禁止する条項が含まれていない点を問題視している。

2010 年 7 月、クルド地域を対象とした保険規制法の草案を策定するための委員会がクルド自治政府財務・経済省により設置され、同委員会は法案のもととなる多数の提案を行った。しかし、依然条文の不整合等が多く残っているため、草案そのものは未だに公表されていない。

同国の保険制度・市場に関しては、新たな複数の民間保険会社の設立や、機構長官代行の任命、機構の権限の強化等が期待されている。同時に、自由化政策の徹底により国営企業の再編が行われるとの予想もある。例えば、イラク政府が国営企業の再編成の助言を得るためと考えられるコンサルティング案件の入札を実施するとの報道もあり、動向が注視されている。

一方で、アラブの保険会社や投資家の間でも、イラクの民間保険会社の再編への関心が高まりつつある。アラブの保険会社 Gulf Insurance Co. of Kuwait は、イラクの民間保険会社 Dar Al-Salam Insurance Co.の株式保有率を高め大株主になっている。

イラクリーが管理するイラク国内の特約再保険プログラム²は 2012 年に向けて更新された。これは、イラクリーが国内保険会社に提供する国内統一的な再保険プログラムである。国内保険会社は、保険種目ごとに保険料収入の一定割合をイラクリーに再保険を付す。

大半の国内保険会社（特に民間保険会社）にとっては、イラクリー以外に再保険の引き受け手を見つけることが困難なため同プログラムに頼らざるを得ない。しかし、よりよい再保険の引受条件（保険料率等）を求めて、同プログラムを離脱し、独自の再保険引受先の確保を模索する国内保険会社も出始めている。例えばクルド地域や湾岸地域その他の投資家により設立されたクルド地域の保険会社 Ur International Insurance Co.がすでに同プログラムを利用しないことを決定し、ヨーロッパの再保険会社と独自の協定を結んでいる。クルド地域で新たに設立された Asia Insurance Co.も同様の行動を取っている。

こうした動きは、国内保険会社が今後、保険料増収と保険支払率低下を同時に実現し、国外の再保険会社から魅力的な取引先として優遇的な条件を得られるようになった場合、同プログラムから離脱する保険会社が増えるものと考えられる。

一方、現時点でも同プログラムでカバーされない保険種目（例えば団体傷害保険のテロ行為担保特約等）について、主要保険会社の一部は独自に提供し始めている。また、同じくカバーされないリスク（倉庫保険等）の保険プールを作る動きもある。

(7) イラク保険市場の引き受け能力

現行 2012 年特約再保険プログラムでの各国内保険会社の引受可能金額は以下の通り。

①火災保険

1 事故当たりの保険金額は民間保険会社の場合 700 万米ドル、国営保険会社（以下「NIC」）およびイラク保険会社（以下「IIC」）の場合 900 万米ドル。

②新種保険

- 団体生命保険：NIC および IIC は 1 人当たり 15 万米ドル、他の保険会社は同 10 万米ドル；個人傷害は災害による死亡に限られる。
- 団体・個人傷害保険：NIC および IIC は 1 人当たり 20 万米ドル、他の保険会社は 10 万米ドル
- 医療費用保険（傷害）：1 人当たりおよび 1 証券³の年間総額が 2 万 5000 米ドル
- 盗難保険：NIC および IIC は 1 事故当たり 75 万米ドル、他の保険会社は同 50 万米ドル
- ガラス保険：NIC および IIC は 1 事故当たり 10 万米ドル、他の保険会社は同 5 万米ドル
- 保管中現金保険：1 事故当たり 100 万米ドル

③技術保険

技術保険には土木工事保険、建設工事保険および関連する第三者賠償責任保険、機械保険の他、ボイラー・圧力容器の爆発、冷蔵庫内貨物劣化その他を対象とした保険が含まれる。

特約出再限度額：1 工事当たり 2100 万米ドル。ただし、特約再保険を引き受ける再保険会社が、保険金の支払原因となった 1 事故について支払う保険金の限度額は出再工事数（保険契約の数）にかかわらず 5000 万米ドル

④貨物海上保険

上限：1 証券当たり、および/または 1 信用状当たり、および/または 1 船荷当たり 400 万米ドル

² 特約再保険プログラムは国際保険ブローカー3社（英 UIB、英 RFIB、米 AON）による共同体が仲介している。

³ 例えば、契約条件の支払限度額が、1 証券当たり 100 万ドルで、1 人当たり 10 万ドルの契約条件の場合、11 人目の支払対象者からは支払われない。

2. 生命保険

(1) 生命保険会社

イラクには生命保険を専門とする保険会社は存在しない。現在、NIC と IIC の 2 国営保険会社が、団体および個人の生命保険を取り扱っている。IIC は設立以来、生命保険に特化し、市場を独占していた。しかし、1980 年代の終わりに NIC が生命保険取扱、IIC が損害保険取扱について認可を受け、相互の分野に参入した。これにより、生命保険は IIC の独占ではなくなった。

現在でも、すべての民間保険会社が生命保険を取り扱っているわけではない。民間保険会社の生命保険ビジネスは小規模なものである。

NIC や IIC およびいずれの民間保険会社も、生命保険事業に関しては特約再保険の対象になっていない。

(2) 生命保険料

イラクにおいて生命保険、とりわけ個人契約の生命保険は未発達であり、生命保険証券の大半は団体生命保険である。団体生命保険とは、会社単位で設定する生命保険で、主に①会社が契約者となり従業員に保険を掛ける②従業員が自らに保険を掛け、会社が保険料を補助する—の 2 通りがある。2009 年における個人・団体を含む保険金額と保険料は次のとおりである。

表 - 3 生命保険料の総額

(単位：イラクディナール)

	新規契約	継続契約
保険金額	312,061,045,000	883,960,787,000
保険料	5,587,251,000	11,563,759,000

出典：Iraq Insurance Co、Al-Hamra'a Insurance Co、Dar Al-Salam Insurance Co、Gulf Insurance Co、NIC およびその他イラク保険会社から入手したデータによる。

(3) 生命保険料 — Iraq Insurance Company (IIC) の場合

IIC はイラクにおける最大手の国営生命保険会社で、これは同社が過去に生命保険に特化していた名残である。IIC から提供された正式なデータに基づく 2006 年から 2011 年までの保険金額は次のとおりである。

表 - 4 IIC の生命保険料の推移

(単位：イラクディナール)

年	保険料	
	団体契約	個人契約
2006	135,366,000	2,076,592,000
2007	2,825,630,000	1,614,997,000
2008	3,182,681,000	2,077,832,000
2009	4,585,033,000	2,494,130,000
2010	11,506,748,000	300,301,000
2011	14,420,010,000	3,118,276,000

出典：IIC 保険会社財務諸表

(4) 生命保険料 — 民間保険会社

本報告書作成時に、民間保険会社 2 社から以下のデータを例として入手することができた。

ダーアルサラム保険会社 (DAI)：2008 年～2010 年の生命保険料 (団体・個人別の分類はされていない)

表 - 5 DAI の生命保険料の推移

(単位：イラクディナール)

2008 年	73,525,662
2009 年	81,377,456
2009 年	67,613,115

出典：DAI 保険会社へのヒアリング結果

Al-Hamra'a Insurance Company (以下「Al-Hamra'a」)：2006 年～2011 年の生命保険料

表 - 6 Al-Hamra'a の生命保険料の推移

(単位：イラクディナール)

年	保険料	
	団体契約	個人契約
2006	N.A.	1,021,333
2007	N.A.	1,001,400
2008	270,00	325,200
2009	5,078,970	1,112,200
2010	5,902,530	2,941,010
2011	15,586,666	4,603,990

出典：Al-Hamra'a 保険会社へのヒアリング結果

3. 市場構造および商慣習の変遷

(1) 保険会社

イラクおよび外国の民間資本による Rafidain Insurance Company（以下「Rafidain」）が、イラク初の民間保険会社として 1946 年に設立された。1950 年に政府保有の保険会社として NIC が設立されるまでは、イラクの保険市場は外国の保険会社や代理店に支配されたオープンかつ競争的な市場であった。1958 年のイラク革命以降、他の民間保険会社すなわち IIC（後に国有化）および Baghdad Insurance Company（以下「Baghdad」）が設立された。競争的な市場は 1964 年 7 月に保険分野が国有化された時点で終焉し、保険会社は以下の 3 社に限られることになる。

- NIC : 元受損害保険事業
- IIC : 元受生命保険事業
- イラクリー : 再保険事業

これら 3 社をその一部として、監督機関である SIO が設立された。

2 社の専業制は 1988 年に終了し、同時にイラクリーへの出再が強制（保険料の一定割合の再保険を義務付け）ではなくなった。同年、保険ビジネスの再編成の一環として SIO が解体され、監督機能は財務省所属の保険長官に委ねられることとなった。

(2) 会社法改定後

1997 年には 2 つの法律、すなわち民間企業の設立を可能にした「会社法第 21 号」と公的（国営）企業の活動を規制した「会社法第 22 号」が制定された。

1997 年法第 21 号に基づき、2000 年には多くの民間保険会社が生まれ、その後も他の保険会社の設立が続いた。このように、30 年以上を経た後、新規保険会社の参入に対する障壁が取り除かれ再び競争化が実現した。

今日ではイラクで営業を行う保険会社は 30 社にのぼる（2012 年 6 月時点）。

- ➡ イラク国内保険会社の概要は、第 2 部「補足情報 1 イラクの保険会社一覧」（92 ページ）を参照。

(3) 現在の市場環境

2005 年業法により市場の競争構造が強化され、外国の保険会社等の参入を含む市場開放が進むこととなった。同法には公共団体による保険の調達に関する規定があり、そのような調達は入札によるものでなければならず、またイラク国内で登録されている保険会社すべてにその機会が与えられなければならないとされた。このようにして、「国営の企業や団体の保険はすべて国営保険会社で」という国が定めた歴史的・伝統的な慣習は終焉した。しかし、「保険は国営の保険会社で」という傾向は現在でも見られる。

(4) 市場競争

市場における競争は極めて激しく、多くの保険関係者がこれを行き過ぎと批判しているが、厳しい競争による悪影響を抑制しようとする動きはこれまでのところ見られない。公定料率表については、一部の保険会社は適用しているものの、他の保険会社はこれを無視している。また、機構・協会のいずれも、被保険者の利益が損なわれないようにするための有効な介入策は講じていない。

(5) 検査

機構は臨店検査を実施していない。機構が、十分な人数の検査スキルを持った職員を確保し、監督機能に習熟した上で、この臨店検査による規制が導入されることが期待される。

(6) 保険協会

協会は保険業務に関する研修や指導を徐々に始めており、市場動向に関する情報収集にも着手しようとしている。豊かなサーベイ経験を持つ人材が協会代表に任命されて以降、こうした動きが見られるようになった。

(7) 保険実務

イラクでは、特に工事保険において、リスク測定を目的にしたアンケート調査や提案募集といった手法が幅広くとられている。

保険引受と保険料の計算は、保険会社自身が行っている。国営保険会社には様々な保険ごとに引受業務を専門にする部署がある。民間保険会社の場合は、従業員数が少なく保険業務に習熟した人材も限られていることから、引受業務は主に代表者（社長）が担当している。

重大なリスクについては、保険会社は料率その他保険条件に関して、主に国際保険ブローカーに設定を依頼、または国際市場の再保険会社と交渉するなどしている。

保険契約の販売は、ブローカー経由ではなく保険会社が直接行う。保険代理店のうちの何社かは保険の販売に従事している。保険会社、特に国営保険会社では社内に保険営業の専門要員を備えている。

貨物海上保険の損害調査（サーベイ）は、社員にサーベイヤーがいる場合には彼らが行うが、大半はそのような人材を備えていない。IOCsは国際サーベイヤーを使って再保険会社にサイトサーベイレポートを提供している。

貨物海上保険以外の保険の損害調査は、外資保険会社が国際損害調査人（インターナショナルロスアジャスター）に依頼するケースを除けば、社内で実施される。国際損害調査人は、通常再保険会社による指名もしくは国際保険ブローカーによる推薦、またはその両

方によるものである。

元受ブローカーは、2005年業法にその設置に関する規定や活動を規制する条項があるが、イラクで目立った活動はしていない。海外のクライアントに代わってイラクの保険会社に保険契約を持ち込む国際保険ブローカーは、直接の顧客からの手数料あるいは受再元である再保険会社からの仲介手数料を得ている。

イラクの保険会社の特徴の一つに、ほぼすべての権限や意思決定が代表者（社長）の手に委ねられているという中央集権的な側面がある。これは、程度の差こそあれ国営・民間を問わずすべての保険会社に該当する。

長年にわたって経済制裁と戦争が続いたため、全体的に見てイラクの保険市場では過去の商慣習がそのまま残っており、他国と比較すると発展が遅れているといえる。

(8) 信用格付

イラクでは、保険会社に対する信用格付は行われていない。現在まで、国際的格付機関（例：米スタンダード&プアーズ、米ムーディーズ）格付けを依頼したイラクの保険会社は一社もない。

(9) 予測されるM&A

イラクの保険市場ではいずれ小規模企業の合併に基づく再編成が行われると予想されている。これは既存保険会社の最低資本金額を50億イラクディナール（420万米）に変更する要件を満たすためである。機構は、この金額はいずれ150億イラクディナールに引き上げる意向だが、現時点では引き上げの期日は決まっていない。アラブを始め外国の保険会社が、イラクの保険会社、とりわけ最低資本金額の新要件を満たすことが出来ない保険会社を買収すると予測されている。

(10) 生命保険引受

生命保険で使用する「生命表」（生命保険の料率算定に使用する各年代の死亡・生存の状況に関する統計データ）は、長年変わっていない。業界では当初1890年代にフランスで作成された生命表を使用し、その後、1925年から1935年にかけてはインドの生命表を、さらに1958年に米国の生命表に基づいた新たな料率表が導入されたが、その間、1975年初頭まで、フランスの生命表が一部で使用されていた。これはイラクに限ったことではなく、他のアラブ諸国の保険市場でも独自の生命表は作成されていない。生命保険申請者の選択とリスク査定は主にスイス再保険会社（以下「スイスリー」）の引受業務指針に基づいて行われているが、時にミュンヘン再保険会社（以下「ミュニクリー」）あるいはマーカントイル・アンド・ジェネラル再保険会社の指針に基づく場合もある。

4. イラク保険市場の規模と特徴

(1) 一貫性のあるデータの欠如

市場全体を対象とした統計データは存在しない。保険会社の大半は年次報告書を発行していない。保険料その他関連統計が入手可能な場合であっても、それらの編纂および分類に関して一貫性が見られない。

本件現地調査において、保険市場における企業活動に関するデータを編纂することの重要性について、協会の会長と討議を行った。その成果として、未だ協会の理事会で承認されていないが、協会の 32 ページにわたる調査報告書があることが判明した。以下は、同報告書データの一部を引用している。

(2) NIC の既経過保険料（2006 年～2010 年）

国営企業である NIC は、業績を財務省に報告している。上記期間における同社の業績をまとめたものが下の表である。表にある既経過保険料（会計期間内に保険期間が含まれる保険契約の保険料の合計）はすべての保険種目の合計である。

表 - 7 NIC の既経過保険料の推移

(単位：イラクディナール)

年	既経過保険料
2006	15,507,013,000
2007	19,810,973,000
2008	42,859,018,000
2009	48,281,770,000
2010	60,581,538,000

出典：NIC 財務諸表

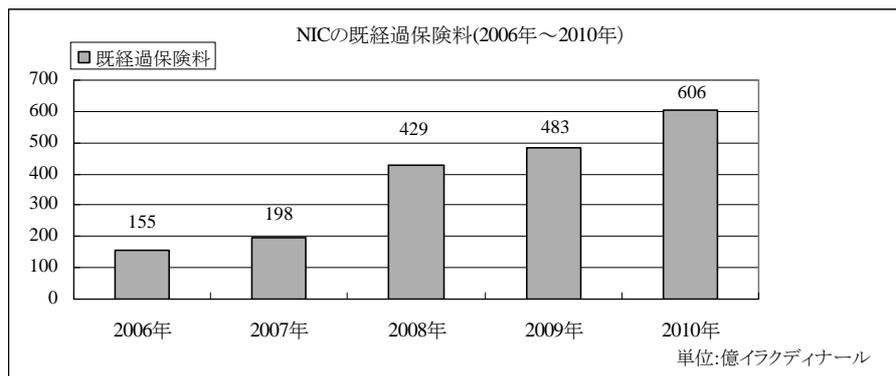


図 - 1 NIC の既経過保険料の推移【グラフ】

治安状態が部分的に改善し、経済活動、特に国家レベルでの経済活動が拡大したことを反映して、保険料が毎年順調に増加していることが分かる。2005 年業法で国営企業が保険に加入するには入札を行わなければならないと規定されているが、大多数の国営企業は NIC から保険を調達している。

(3) イラクリーの収入保険料（2005年～2011年）

表 - 8 イラクリーの収入保険料の推移

(単位：イラクディナール)

年	収入保険料
2005	3,693,000,000
2006	5,614,000,000
2007	7,069,000,000
2008	8,647,000,000
2009	12,977,000,000
2010	10,083,000,000
2011	14,137,000,000

出典：イラクリーへのヒアリング結果

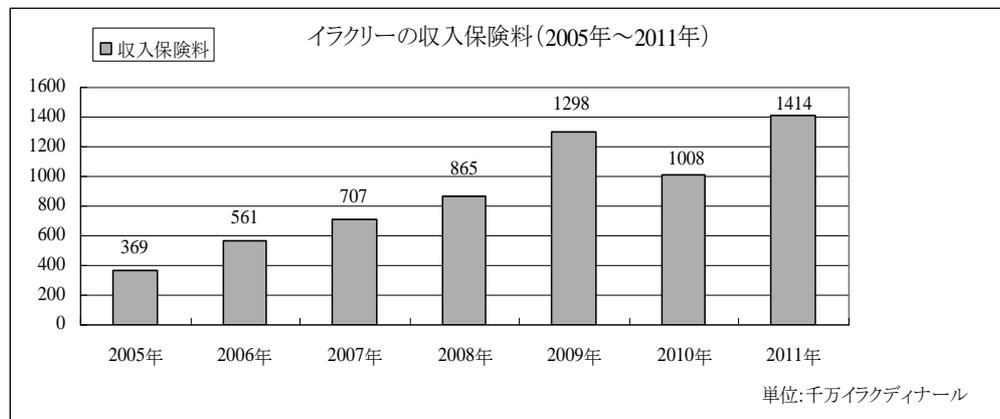


図 - 2 イラクリーの収入保険料の推移【グラフ】

- ➡ 市場の保険料に関するより詳しい情報については「第1章5(4) イラクにおける収入保険料の推移(2006年～2010年) (39ページ) を参照。

5. イラクにおける主要損害保険会社

(1) イラクにおける保険会社および再保険会社

2012年6月時点で、機構に認可・登録されている保険会社および再保険会社は30社である。以下、アルファベット順に示す。

【注】「備考」の記載事項はあくまでも調査時点の状況であり、その後変更している可能性がある。

表 - 9 イラクにおける主要損害保険会社一覧

	会社名	備考
1	Ahlia Insurance Company	2000年設立。経営者はNIC元社員で保険実務の長年の経験を持つ。
2	Al-Ameen Insurance Company	2000年設立。
3	Al-Batik Insurance Company	
4	Al-Iktisaad Insurance Company	
5	Al-Hamra'a Insurance Company	2001年設立。経営者は医学資格を持つ。
6	Al-Khair Insurance Company	経営者はイラクリーの元社員。
7	Al-Reham Insurance Company	
8	Al-Maseer Insurance Co	
9	Al-Watan Insurance Company	
10	Asia Insurance Company	最近設立、2012年6月に営業開始。
11	Badia Insurance Company	2011年設立。最近経験豊かな保険実務者を社長に迎えたが、同社が保険業のレベルに達していないという理由でこの実務者は同社を退職している。
12	Cihan Insurance Company	2003年に年金給付と共に退職させられたNIC元理事長が経営。
13	Dar Al-Iraq Insurance Company	
14	Dar Al-Salam Insurance Company	2000年9月設立。1997年会社法第21号により認可を受けた最初の民間会社。経営者はIIC元管理職。
15	Dilnia Insurance Company	元NICの弁護士が経営していたがKar Insurance Co.に転職。
16	Gulf Insurance and Reinsurance Company	社名にReinsurance(再保険)とあるにもかかわらず再保険の取扱はない。経営者はNIC元社員。
17	Iraq International Insurance Company	経営者は経験豊かなNIC技術再保険部門

		元マネジャー。
18	Iraqi Insurance Company	設立から 1988 年まで生命保険専業であったことから、生命保険分野の商品展開に強みを持つ。
19	Iraqi Reinsurance Company	イラクで唯一の再保険専門会社。1960 年に設立。
20	Kar Insurance Company	正式に任命された社長はいないが、経験豊かな元 NIC 法務担当役員が実質的に経営。
21	Kurdistan Insurance Company	経営者は NIC 元社員。
22	Middle East Insurance Co	
23	Moa'lim Insurance Company	イランの保険会社の支店。
24	National Insurance Company	1950 年設立のイラクで最古の保険会社。国営。小規模だが再保険業務も展開。
25	Shatt Al-Arab Insurance Company	NIC 技術部門元部長が経営している。
26	StarKar Insurance Company	イラクのクルド地域で設立された最初の民間保険会社。IIC 元役員が経営。
27	Trust House Insurance Company	湾岸地域の保険会社グループのひとつとつながりがある。
28	Union International Insurance Company	イラクリー元海上保険担当役員が経営。アラビア語では、「Al-Etihad Insurance Co.」と表記。
29	Ur International Insurance Company	アラブ首長国連邦の保険会社 Wathba Insurance Co. の社長個人が出資者である。経営者は、元 IIC 上級管理職で実務経験豊富。
30	Wadi Al-Rafidain Insurance Company	

地理的分布状況： Dilnia Insurance Company（以下「Dilnia」）、Kar Insurance Company（以下「Kar」）、Kurdistan Insurance Company, StarKar Insurance Company, Trust House Insurance Company, Asia Insurance Company（以下「Asia」）および Ur International Insurance Company（以下「Ur International」）はクルド地域で設立された。Asia および Dilnia はスレイマニヤで、その他はエルビルを本拠地としている。

その他の企業の大半は本社をバグダッドに置いている。うち何社かは他の県等に支店を持つ。NIC が最大の支店網を保有し、IIC、次いで Al-Hamra'a がそれに続く。

民間企業と国営企業：IIC、NIC およびイラクリーは国営。他はすべて民間企業で、その

中にはアラブその他の外資が株式を保有している企業もある。

外国の保険会社： 現在のところ、外国の保険会社あるいはその支店でイラクにおいて登録されているのは、Moa'lim Insurance Company（イラン）のみである。

- ➡ イラク国内保険会社の概要は、第2部「補足情報1 イラクの保険会社一覧」（92ページ）を参照。

(2) 保険会社の概括的評価

① 概論

イラク保険市場における収入保険料総額のうち、およそ 20%を民間保険会社が占める。2010年の収入保険料規模第一位は Al-Hamra'a でその額は 1,548,189,147 イラクディナールであった。

主要保険会社としては国営の NIC が最大手で同様に国営の IIC がそれに続き、両社とも収入保険料、資本金、従業員数および財務資産の面で抜きん出ている。クルド地域以外の主要民間保険会社は次のとおりである。

- Ahlia Insurance Co.
- Al-Etihad Insurance Co.
- Al-Hamra'a Insurance Co.
- Almaseer Insurance Co.
- Dar Al-Salam Insurance Co.
- Iraq International Insurance Co.

クルド地域においては、Ur International Insurance Co.が顧客からの評価が最も高いといわれる。

②従業員数

日本企業がイラク国内で保険手配をする際に信頼できる元受保険会社を選ぶ条件として、従業員数も考慮に値する。ただし、信頼性評価の絶対的な基準ではない。

表 - 10 主要保険会社の従業員数一覧

No	会社名	従業員数
1	Ahlia Insurance Co ⁴	19
2	Albadia Insurance Co	4
3	Al-Etihad International Insurance Co	18
4	Al-Hamra'a Insurance Co ⁵	34
5	Al-Iktisad International General Insurance Co ⁶	56
6	Al-Khair Insurance Co	6
7	Almaseer Insurance Co	11
8	Asia Insurance Co	25
9	Dar Al-Salam Insurance Co	22
10	Dilnea Insurance Co	5
11	Gulf Insurance Co	6
12	Iraq Insurance Co	345
13	Iraq International Insurance Co	8
14	Kar Insurance Co	7
15	Kurdistan International Insurance Co	3
16	National Insurance Co ⁷	729
17	StarKar Insurance Co	20
18	Ur International Insurance Co	8

出典：本調査時の各保険会社への照会結果

複数の保険会社が、従業員数は概算または一定時点の数字であると回答しており、上記数字は正確性を保証するものではない。多くの場合、専門的能力の高い営業部員等の人材が不足しているため、全ての職種の社員の総数が「従業員数」に含まれるのが一般的である。なお、上記の数字は、各保険会社に対する直接面談および文書での照会で判明したものである。従って、返答がなかった保険会社のデータは掲載していない⁸。

⁴ うち 11 人はバグダッドの本社に、8 人はバスラの支店に所在。

⁵ 2011 年 12 月通期の財務報告では、22 人と記載。残りの 12 人は新入社員等とのこと。

⁶ The Economy Bank と提携。一部の社員は銀行支店に所在し、顧客対応業務に当たっている。

⁷ 2010 年の数字。2009 年はより多い 745 人だった。同社では余剰人員を整理している。

⁸ 本項の数字は、2012 年 7 月 12 日の現地調査結果を反映している。

(3) 保険会社の資本金

下表の 2009 年機構指令第 14 号に基づく最低資本金額に照らすと、各社の資本金の規模が評価しやすい。

表 - 11 2009 年機構指令第 14 号に基づく最低資本金額

(単位：イラクディナール)

保険業の分類	最低資本金
損害保険	1,500,000,000
生命保険	2,000,000,000
損害及び生命保険	2,000,000,000
再保険専業	3,000,000,000

出典：機構 2009 年指令第 14 号

その後、損害保険については、2012 年 5 月 28 日施工の 2011 年指令第 15 号で最低資本金額を、施行日以前に既存会社は 50 億イラクディナール、施行日以降に新設会社は 150 億イラクディナールに引き上げられた。

現在、既存保険会社の最低資本金を 150 億イラクディナールに引き上げるための議論が続けられている（現時点で、資本金が 150 億イラクディナールを超えるイラク国内の保険会社は、全 30 社中 3 社に過ぎない）。規制当局の意図は企業の財務体質の強化にあり、強制的な資本金の増額はその目的のために機構が選択した手段である。最低資本金が引き上げられると、小規模企業の吸収合併につながる可能性が高い。

2011 年指令第 16 号では、保険業を営むための預託金が次のように設定されている。

表 - 12 2011 年指令第 16 号に基づく保険業のための預託金

(単位：イラクディナール)

業務内容	預託金
損害保険	5,000,000,000
生命保険	7,000,000,000
損害及び生命保険	7,000,000,000
再保険専業	10,000,000,000

出典：機構 2011 年指令第 16 号

次に掲げる表は、2012 年 6 月時点におけるイラクの保険会社とそれぞれの資本金を表したものである⁹。

- ➡ イラク国内保険会社の概要は、第 2 部「補足情報 1 イラクの保険会社一覧」（92 ページ）を参照。

⁹ 信頼できる複数の情報源によると、機構の認可を得ずに「保険会社」と称して保険業を営む会社が現在少なくとも 2 社あり、うち 1 社はバスラ、もう 1 社はバグダッドで営業している。

表 - 13 イラク国内保険会社の資本金額

(単位：イラクディナール)

	会社名	資本金
1	Ahlia Insurance Company	1,508,000,000
2	Al-Ameen Insurance Company	1,250,000,000
3	Al-Batik Insurance Company	2,000,000,000
4	Al-Eqtisad International General Insurance Company	5,000,000,000
5	Al-Hamra'a Insurance Company ¹⁰	2,000,000,000
6	Al-Khair Insurance Company	1,000,000,000
7	Al-Maseer Insurance Company	1,500,000,000
8	Al-Reham Insurance Company	500,000,000
9	Al-Watan Insurance Co	1,500,000,000
10	Asia Insurance Company	30,000,000,000
11	Badia Insurance Company	2,000,000,000
12	Cihan Insurance Company	1,500,000,000
13	Dar Al-Iraq Insurance Company	1,000,000,000
14	Dar Al-Salam Insurance Company	2,400,000,000
15	Dilnia Insurance Company	1,000,000,000
16	Gulf Insurance and Reinsurance Company	1,000,000,000
17	Iraq International Insurance Company	1,650,000,000
18	Iraqi Insurance Company	3,200,000,000
19	Iraqi Reinsurance Company ¹¹	3,000,000,000
20	Kar Insurance Company ¹²	40,000,000,000
21	Kurdistan Insurance Company	1,000,000,000
22	Middle East Insurance Co	1,000,000,000
23	Moa'lim Insurance Company ¹³	不明
24	National Insurance Company	15,000,000,000
25	Shatt Al-Arab Insurance Company	3,000,000,000

¹⁰ この会社は、現在資本金を 30 億イラクディナールに増額する予定。

¹¹ 資本剰余金を財源として払込済み資本金を 140 億イラクディナールに増やす計画が進行中。

¹² Kar は機構に対して認可申請を行っていないため、クルド地域以外で保険業務ができない。

¹³ イラン企業の支店。

26	StarKar Insurance Company	500,000,000
27	Trust House Insurance Company	1,012,000,000
28	Union International Insurance Company [El-EtiHAD]	2,000,000,000
29	Ur International Insurance Company	2,250,000,000
30	Wadi Al-Rafidain Insurance Company	5,000,000,000

出典：本調査時の各保険会社への照会結果

(4) イラクにおける収入保険料の推移（2006年～2010年）

下に掲げた表は、イラク保険市場で特約再保険の対象となっている火災、新種および技術の各保険種目についてまとめたものである。IIC、NIC および民間保険会社の一部は、現行の特約再保険では担保されない他の種目の保険、例えば生命保険、農業保険、補完的な車両保険および対人賠償保険等を自己勘定で引き受けている。

表 - 14 イラクにおける収入保険料の推移（2006年～2010年）

（単位：イラクディナール）

種目	年	保険料	支払保険金
火災保険 【図 - 3】	2006	1,472,524,635	395,241,006
	2007	1,671,107,214	264,199,877
	2008	2,326,690,209	734,299,953
	2009	2,446,301,935	2,716,894,738
	2010	3,411,101,462	656,219,307
新種保険 【図 - 4】	2006	398,398,884	102,635,370
	2007	434,578,392	63,776,832
	2008	1,157,685,841	53,052,577
	2009	624,997,666	38,056,479
	2010	487,927,845	56,524,087
技術保険 【図 - 5】	2006	2,891,693,053	188,748,885
	2007	3,939,201,364	87,506,795
	2008	7,074,457,968	68,560,500
	2009	5,900,909,569	266,313,778
	2010	4,083,044,872	32,371,000

出典：本調査時のイラクリーへの照会結果

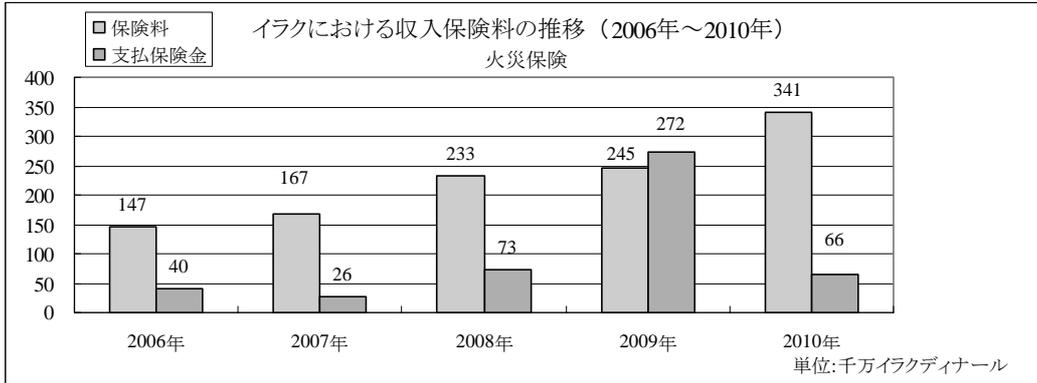


図 - 3 イラクにおける収入保険料の推移・火災保険（2006年～2010年）

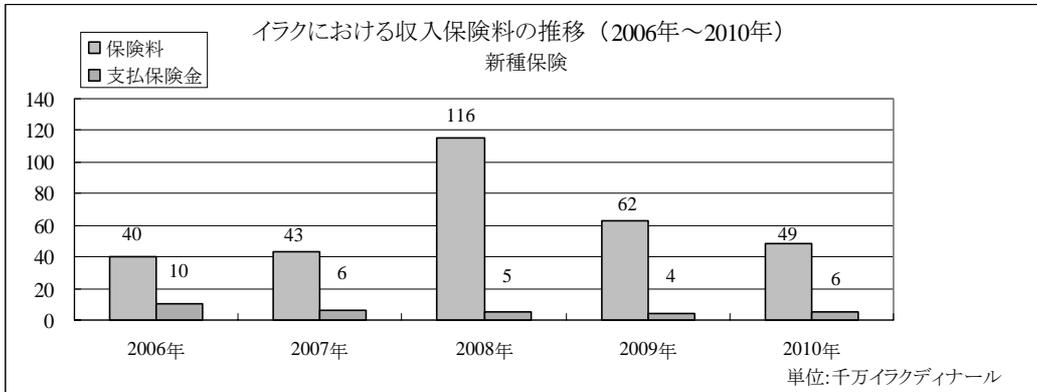


図 - 4 イラクにおける収入保険料の推移・新種保険（2006年～2010年）

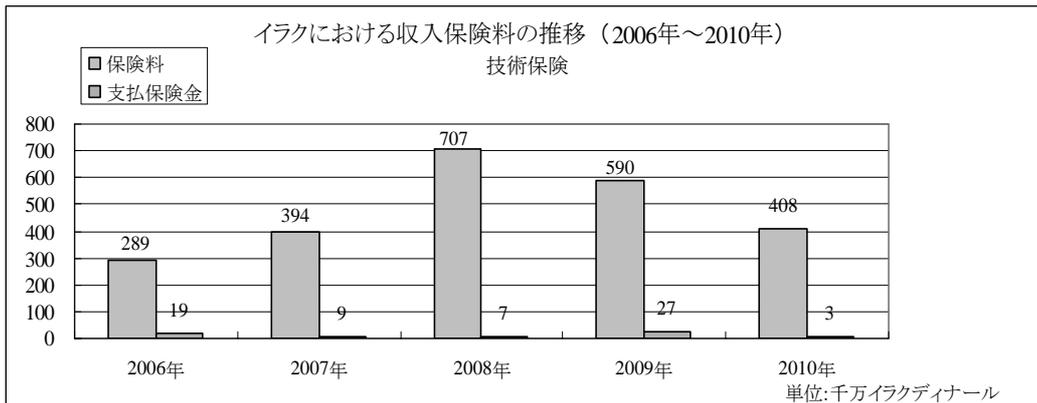


図 - 5 イラクにおける収入保険料の推移・技術保険（2006年～2010年）

(5) 保険料規模

①概説

保険料規模に関しては、個々の企業についてあるいは市場全体をカバーする統計資料が発行されていないため必要な情報を簡単には入手できないが、以下の資料を個別に入手している。

表 - 15 主要保険会社の保険料規模

(単位：イラクディナール)

会社名	2008	2009	2010
Ahlia Insurance Company	779,082,320	498,720,717	379,776,448
Al-Hamra'a Insurance Company	9,074,763,632	1,066,136,516	1,548,189,147
Al-Khair Insurance Company 金額は米ドル	353,166	300,000	不明
Dar Al-Salam Insurance Company	577,953,566	546,390,021	526,234,884
Gulf Insurance and Reinsurance Company	74,738,288	183,188,264	310,073,607
Iraqi Insurance Company 金額は生命保険の保険料を含む	9,739,579,000	11,092,391,000	18,891,893,000
Iraqi Reinsurance Company	8,647,000,000	12,977,000,000	10,083,000,000
National Insurance Company	42,859,018,000	48,281,770,000	60,581,538,000
Shatt Al-Arab Insurance Company	44,254,269	52,119,932	308,556,620

出典：本調査時の各保険会社への照会結果

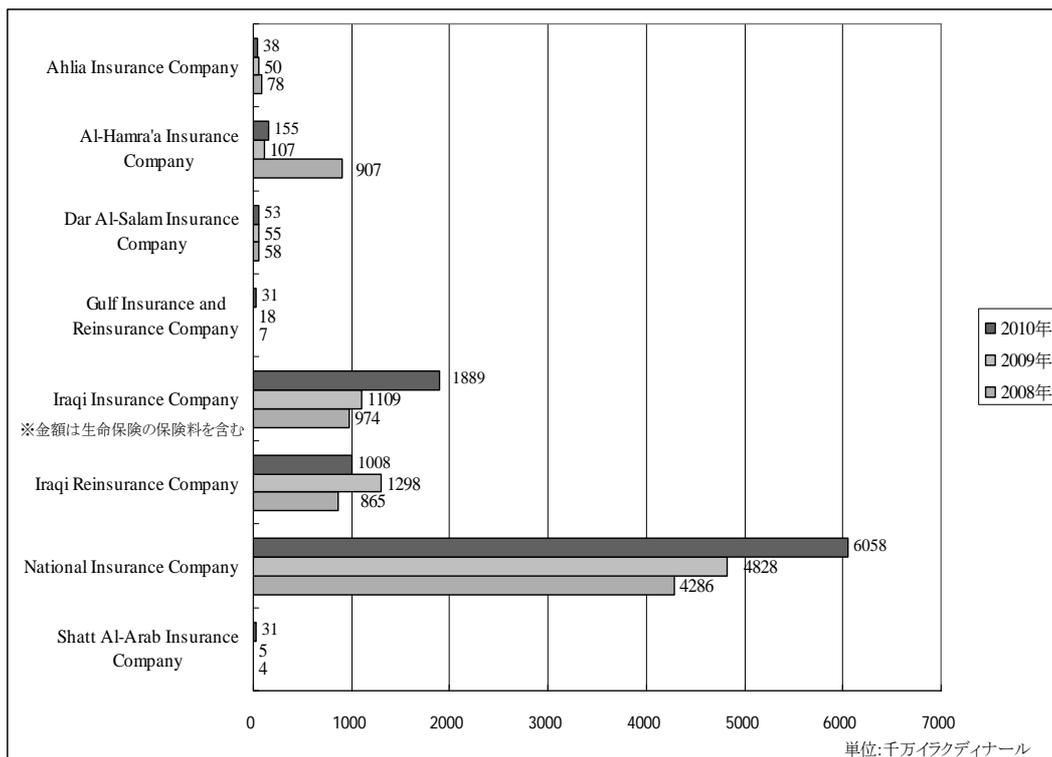


図 - 6 主要保険会社の保険料規模【グラフ】

②IIC 保険料推移 (2006年～2012年)

表 - 16 IIC 保険料推移 (2006年～2012年)

(単位: 他に表示のない限りイラクディナール)

種目	年	保険料
損害保険 【グラフ 7】	2006	115,259,600
	2007	3,086,030,000
	2008	4,550,114,000
	2009	4,013,218,000
	2010	4,558,814,000
	2011	6,754,893,000
団体生命保険 【グラフ 8】	2006	135,366,000
	2007	2,825,630,000
	2008	3,182,681,000
	2009	4,585,033,000
	2010	11,506,748,000
	2011	1,442,001,000
個人生命保険 【グラフ 9】	2006	2,076,592,000
	2007	1,614,997,000
	2008	2,077,832,000
	2009	2,494,130,000
	2010	300,301,000
	2011	3,118,276,000

出典: IIC 保険会社財務諸表

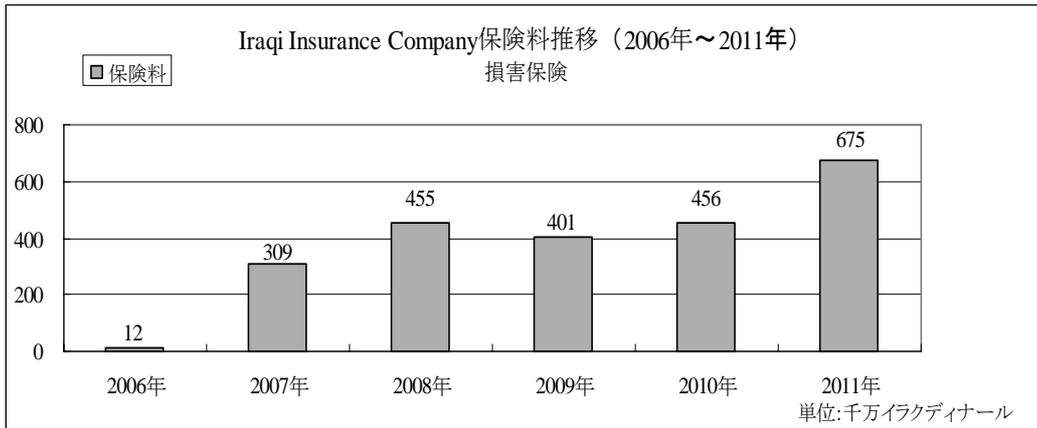


図 - 7 IIC 保険料推移・損害保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

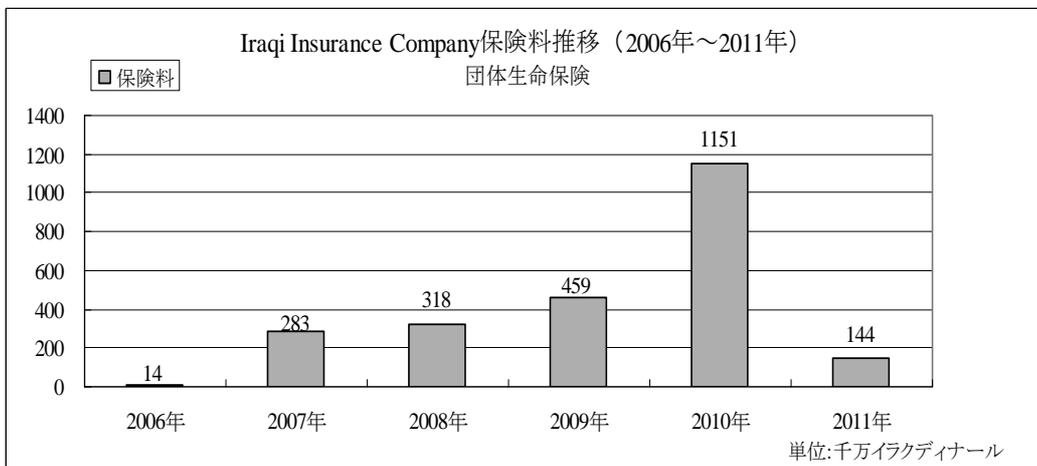


図 - 8 IIC 保険料推移・団体生命保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

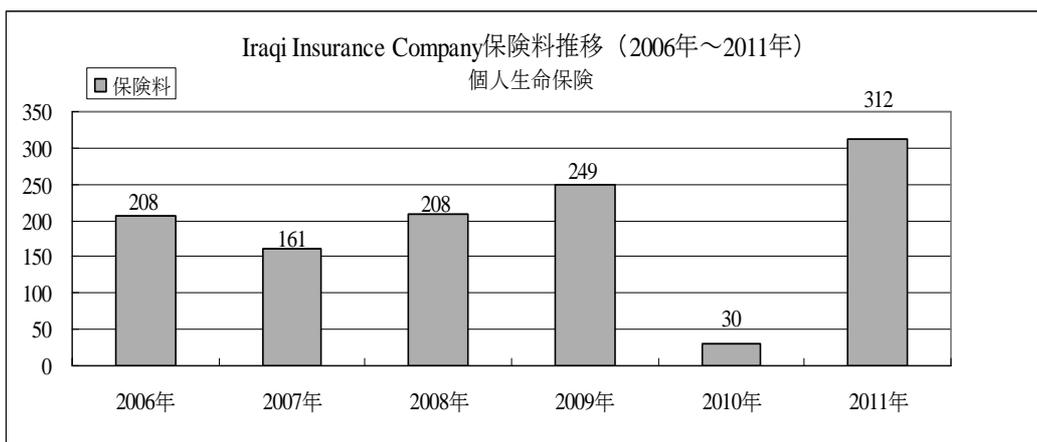


図 - 9 IIC 保険料推移・個人生命保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

③ Ahlia Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年)

表 - 17 Ahlia Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年)

(単位: 他に表示のない限りイラクディナール)

年	保険料
2001	52,250,202
2002	10,1926,204
2003	59,684,265
2004	202,696,000
2005	337,523,593
2006	378,330,425
2007	324,957,338
2008	599,189,998
2009	455,942,051
2010	337,061,828
2011	674,543,839

出典: Ahlia Insurance Company.財務諸表

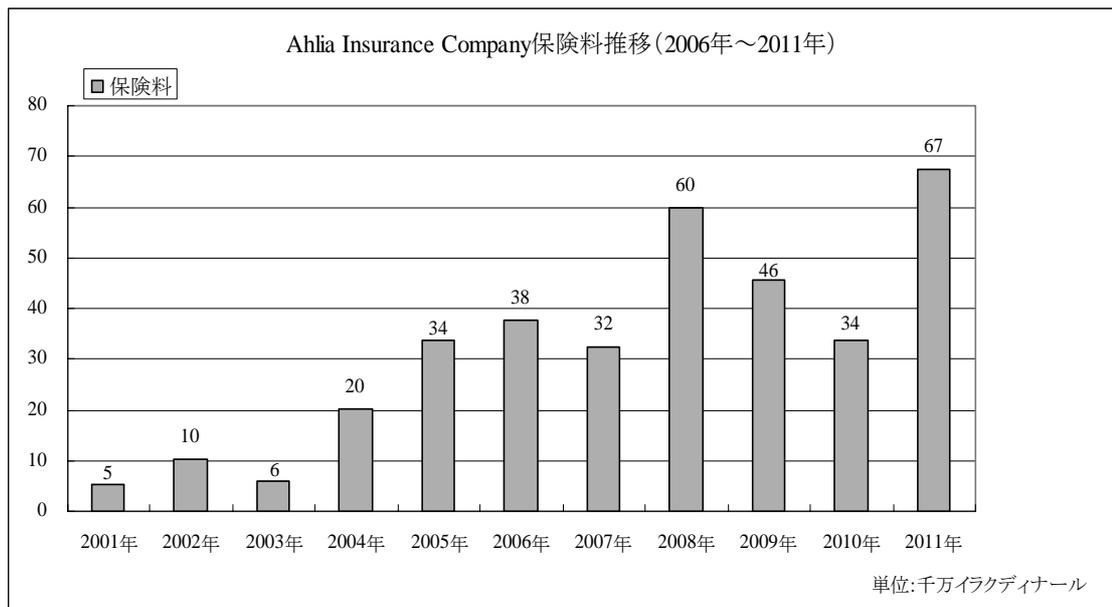


図 - 10 Ahlia Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年) 【グラフ】

④Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年)

表 - 18 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年)

(単位：他に表示のない限りイラクディナール)

種目	年	保険料
火災保険 【図 - 11】	2006	63,224,194
	2007	50,488,083
	2008	284,939,745
	2009	169,342,377
	2010	486,014,456
	2011	439,474,080
新種保険 【図 - 12】	2006	14,574,458
	2007	161,360,467
	2008	259,699,551
	2009	3,550,834,993
	2010	579,457,110
	2011	6,296,619,008
技術保険 【図 - 13】	2006	N.A.
	2007	75,547,494
	2008	4,108,071
	2009	43,459,062
	2010	183,212,160
	2011	3,317,838,713
団体生命保険 【図 - 14】	2006	N.A.
	2007	N.A.
	2008	270,000
	2009	5,078,970
	2010	5,902,530
	2011	15,586,666
個人生命保険 【図 - 15】	2006	1,021,333
	2007	1,001,400
	2008	325,200
	2009	1,112,200
	2010	2,941,010
	2011	4,603,990

出典: Al-Hamra'a Insurance Co. 財務諸表

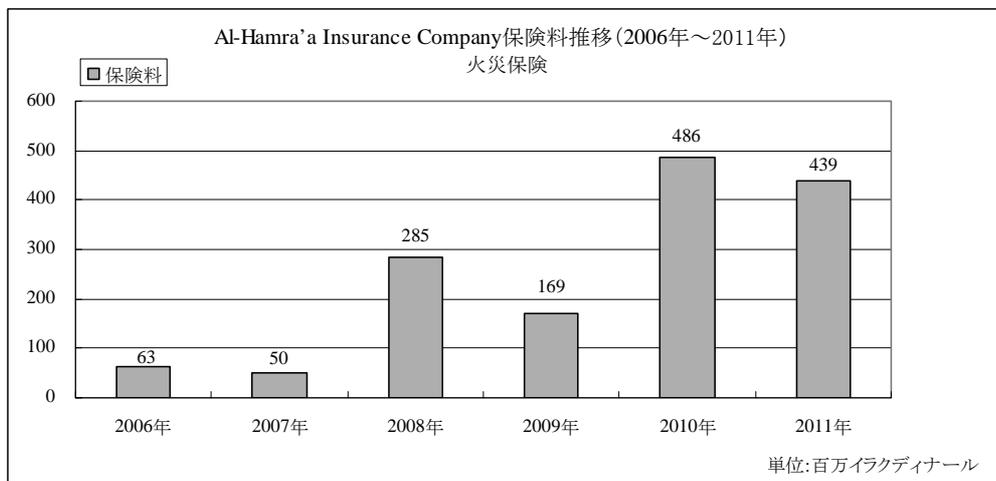


図 - 11 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・火災保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

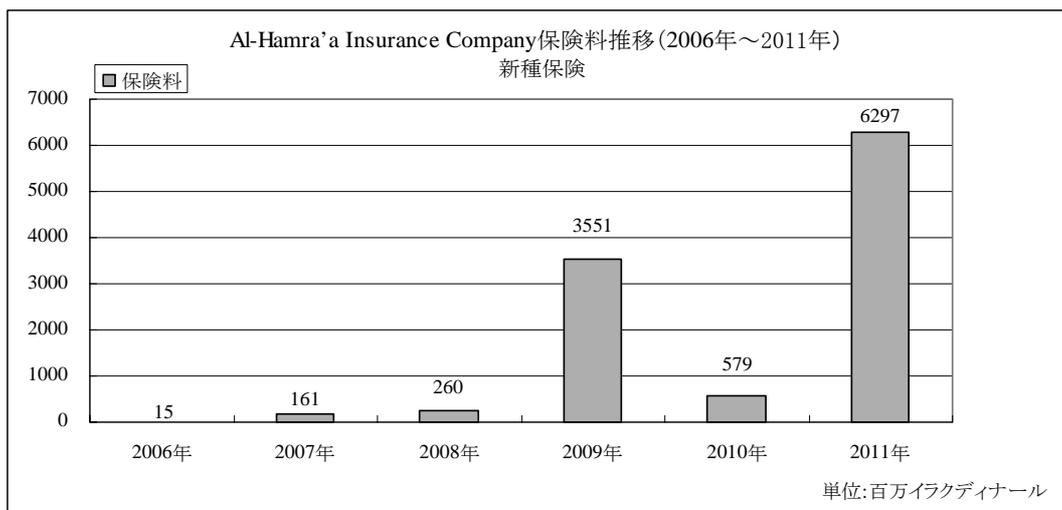


図 - 12 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・新種保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

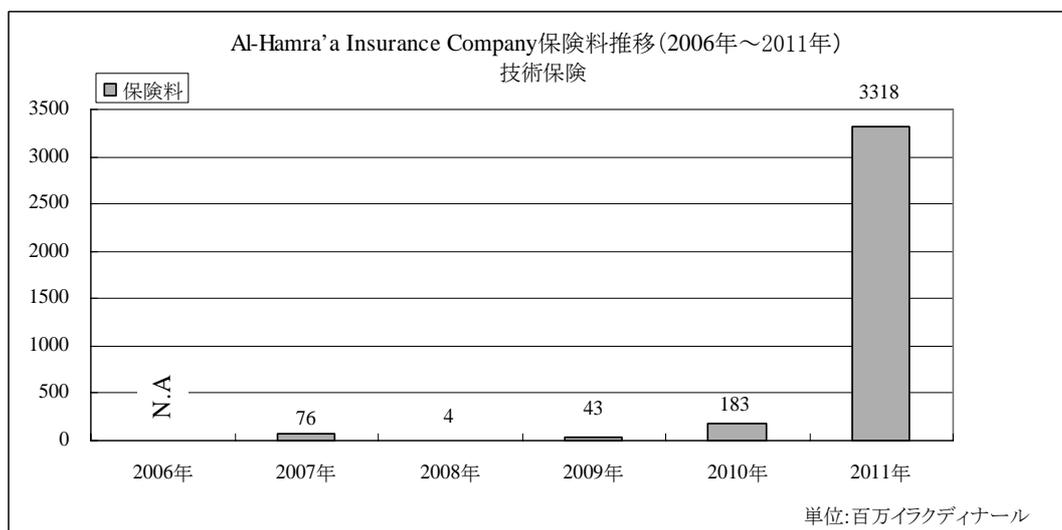


図 - 13 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・技術保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

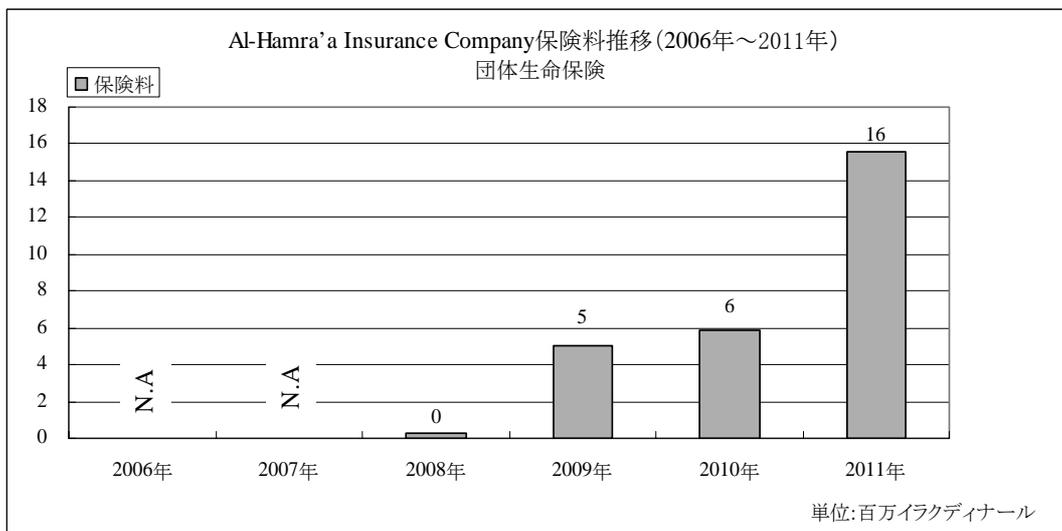


図 - 14 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・団体生命保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

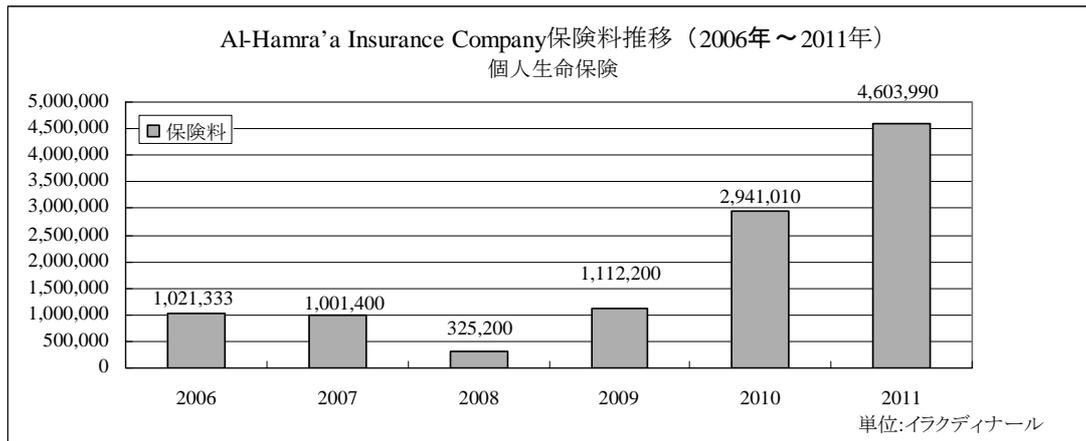


図 - 15 Al-Hamra'a Insurance Company 保険料推移・個人生命保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

⑤ Al-Khair Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年)

表 - 19 Al-Khair Insurance Company 保険料推移 (2006年～2011年)

(単位:他に表示のない限りイラクディナール)

種目	年	保険料
火災保険 【グラフー16】	2006	N.A.
	2007	N.A.
	2008	1,056,000
	2009	252,000
	2010	151,000
	2011	151,000
新種保険 【グラフー17】	2006	N.A.
	2007	N.A.
	2008	5,456,000
	2009	3,750,000
	2010	10,970,000
	2011	3,880,000
技術保険 【グラフー18】	2006	N.A.
	2007	197,920,000
	2008	2,365,000
	2009	324,310,000
	2010	80,857,000
	2011	158,450,000
団体生命保険 (グラフなし)	2006	N.A.
	2007	N.A.
	2008	N.A.
	2009	N.A.
	2010	N.A.
	2011	N.A.

出典: Al-Khair Insurance Co.財務諸表

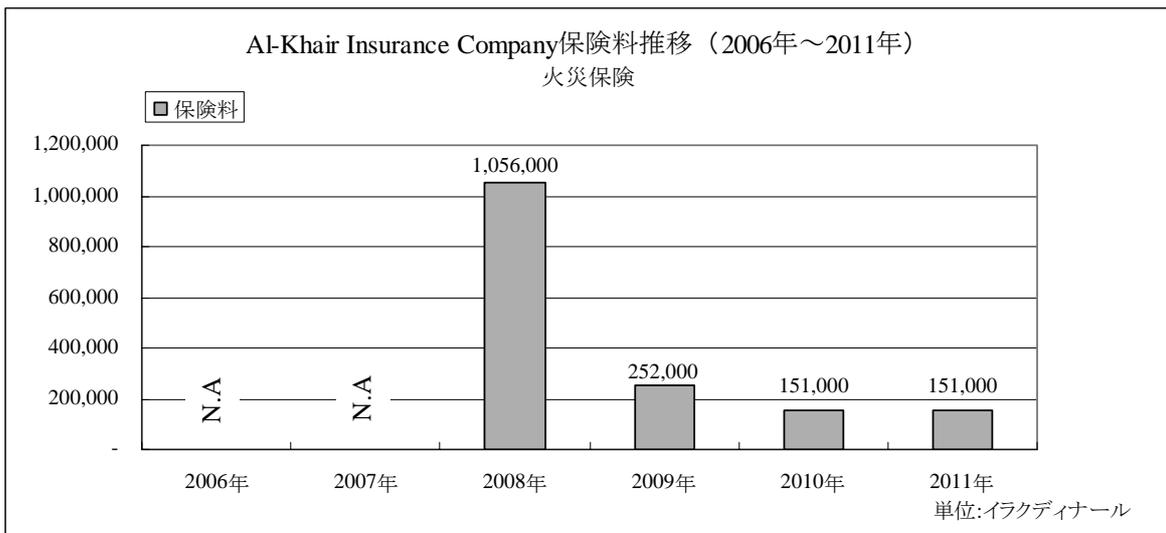


図 - 16 Al-Khair Insurance Company 保険料推移・火災保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

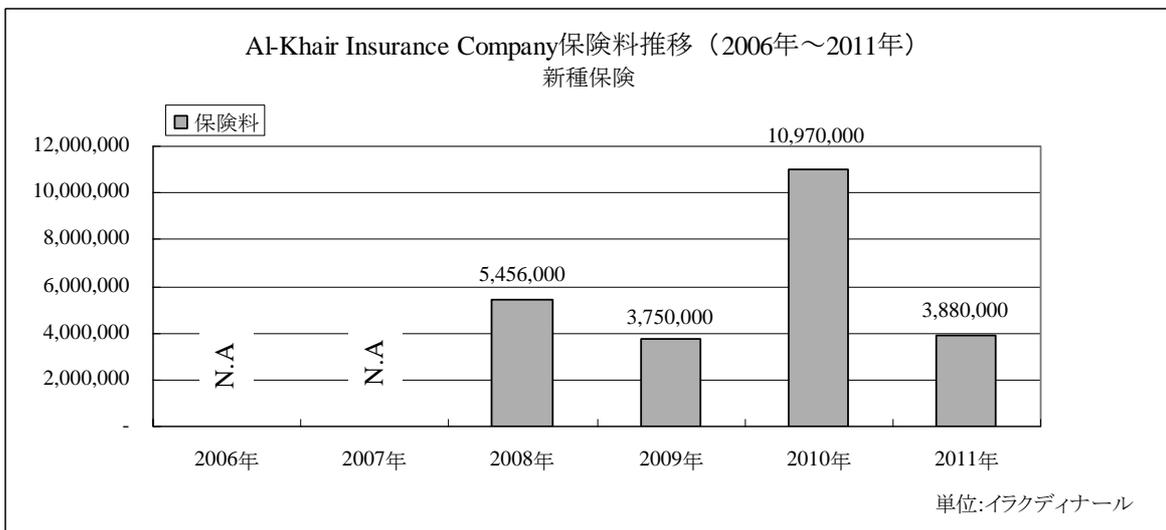


図 - 17 Al-Khair Insurance Company 保険料推移・新種保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

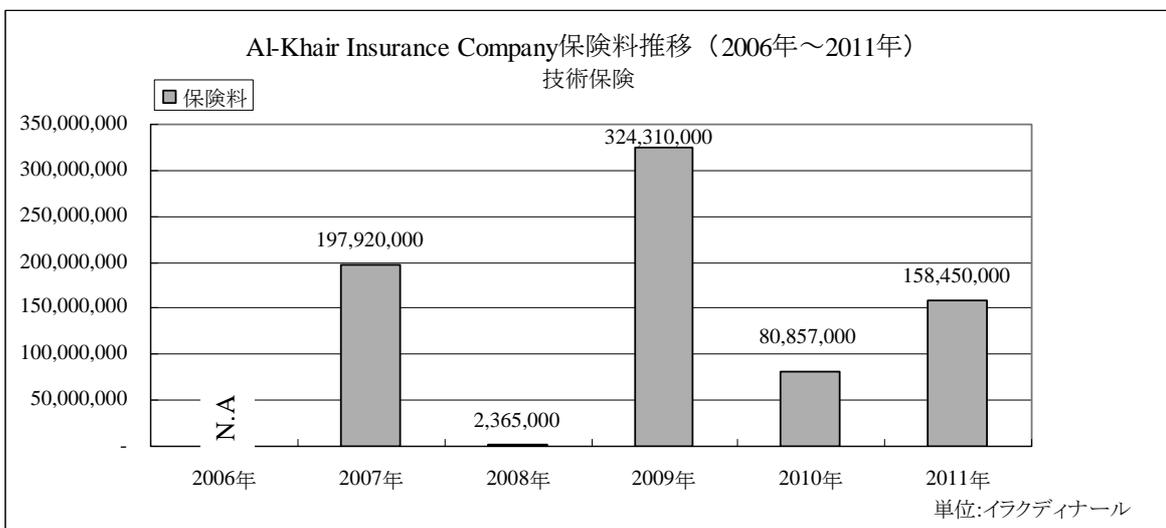


図 - 18 Al-Khair Insurance Company 保険料推移・技術保険 (2006年～2011年) 【グラフ】

(6) 保険会社の監督

監督機能は、2005年業法に基づいて2005年6月1日に設立された機構が果たしている。監督の対象は、生命保険、損害保険、再保険の各分野の企業および関連する保険事業者である。再保険会社は2012年7月時点で、国営のイラクリー社のみで、同社は1960年にバグダッドで設立されている。

機構は、監督業務を適切に遂行するための知見を備えた要員が不足している。その上、機構は保険会社の臨店検査を実施していない。機構の規制機能は、これまでのところ保険業の認可の授与および指令の発令に留まっている。指令の中には、次の項目に関する規制も含まれている。

- 責任準備金や支払準備金等の計算
- 最低保証金
- 預託金
- 保険会社が従うべき会計指針
- 保険料資産の運用
- 引受保険責任に応じた保険者の資産の内容と存在場所の特定
- 支店業務
- 保険業および再保険業についての認可の交付
- ソルベンシーマージン
- 保険ブローカー、およびその他の事業者、例えば鑑定人、損害調査人など

機構には今日に至るまで正規の長官が存在したことがない。現在その職務にあるのは元NICの会計士で、長官代行として雇用されている。

6. 元受保険および再保険の仲介事業

(1) 規制の枠組み

元受保険ブローカーおよび再保険ブローカーの活動は機構により規制されている。この機構の権限は 2005 年業法に由来しており、その 12 条および 76 条が関連条項である。

第 12 条およびその 12 項を次に示す。

「機構長官は、以下の事柄を規定するための指示を任命の 90 日後に公布しなければならない。

12 項 保険の役務提供者の事業を規制するための要件および条件、ならびにかかる規制および監督のための基盤の整備」

また、第 76 条は次のように規定している。

「保険事業および再保険事業については、何人も、その者の業務および責任、ならびにその者に対する認可にかかわる手続きおよび要件の規制のために機構長の指示のもとに設定される条件にもとづいて機構が下す認可を得ることなく、これを行ってはならない。」

ブローカー業務に関する指示は、全 7 条からなる 2006 年指令第 10 号に詳しく述べられている。

➔ 国際保険ブローカーについては、第 2 部「補足情報 3 国際再保険ブローカー」(94 ページ) を参照。

(2) 事業の実際

これらの規制が存在するにもかかわらず、イラクの保険会社の場合、再保険ブローカーと取引する一方で、元受保険ブローカーとの取引は好まない。後者をビジネス上のライバルと見なしているのが理由。イラク市場で、元受保険ブローカーは伝統的に存在しない。保険営業は、社内または社外の要員が行うのが通例だった。1960 年代と 1970 年代は民間保険代理店の全盛期で、国営会社である NIC と IIC は民間代理店を通して多くの保険を販売した。

(3) 直扱い

保険販売は、現在も依然として保険会社の「直扱い」(代理店やブローカーを介さずに、保険会社が直接被保険者に保険を販売すること)が続いている。国営保険会社 2 社は社内に営業要員がいるが、大部分の民間保険会社は営業要員を持たず、社長や役員が営業を担っている。

(4) 特約および任意再保険取引

クルド地域で営業する保険会社2社を除き、イラクの保険会社は、出再する際に独自の再保険ブローカーを使っておらず、イラクリー経由で、ロンドンに基盤を置く国際再保険ブローカー3社が形成するブローカー連合に共通の特約再保険プログラムを扱っている。

ただし、特に巨大リスクの場合、イラクリーへ特約報告をせずに直接再保険を手配するイラクの保険会社もある。従って、イラクリーでは、どの保険会社が直接再保険を手配しているかは把握できていない。

また、IOCsは自身で保険キャプティブ子会社（自社の保険の引受を目的に自社グループ内に設立した保険子会社）を設立し、対応している。

7. 強制保険および強制保険に関する補足的情報

(1) 自動車対人賠償保険

強制自動車保険に関する法律（1980 年法第 82 号）およびその修正条項が規定する第三者人身傷害の保険担保は、自動車運転者の賠償責任を保険会社が負う構図である。具体的には、イラクにおけるあらゆる自動車によって被害を受けた場合は、その自動車に付保された保険で被害者が自動的に補償されるようになっている。

当初、保険料の支払および担保範囲を確認するための書類が必要とされていたが、この要件は後の修正条項により削除された。1988 年には、強制保険料の現金による支払いの代わりに、運転者が購入するガソリンに課税する方法が取られるようになった。石油省の一機関であるイラク石油製品物流会社（Oil Products Distribution Company）が、ガソリン販売による歳入の一部を強制自動車保険基金に移転し、それが保険金の支払資金源となっている。自動車保険金請求業務は、国営の NIC が独占的に取り扱っている。¹⁴

対人賠償を除く自動車総合保険は、民間および国営保険会社が販売しているが、現在いずれの保険会社もこの保険種目は特約再保険のカバー対象になっていない。

クルド地域における強制自動車保険

クルド自治政府（以下「KRG」）内閣は、独自の法である 2011 年強制自動車保険規制法第 9 号で、KRG 監督庁認可の保険会社による対人賠償責任担保の販売を許可している。複数の保険会社が販売している。担保の対象は人身傷害のみである（対物損害等はない）。

(2) 第三者損害賠償を含む土木工事保険

国の発注工事契約については、すべて土木工事保険（以下「CAR」）に加入しなければならない。これは 1971 年 11 月 23 日に当時の計画省計画局が発令した指令に基づいている。同指令では以下の事柄が規定されている。

- ①公共部門における土木建設工事についてはその契約書の文言を統一すること。
- ②政府省庁は、民間、国営、国内、国外にかかわらず請負業者を選定した後、当該業者が保険見積りを入手する過程にあることを明示しない限り、契約書に署名してはならないこと。
- ③当該請負業者が適切な保険証書を提示（適切な付保がなされていることの証明）しない限り、その者に対する前払いその他の支払を行ってはならないこと。

この指令は現在も有効である。

中にはこの指令に厳密に従わず、建設工事に関して国外保険会社の無認可保険に加入す

¹⁴ NIC が自動車保険金請求事務について管理費を得るという特権を得ているため、同社がこの事務取扱を占有することに異議を唱える民間保険会社もある。

る工事請負業者もいる。事業主から保険証書の提示を求められた場合、これらの請負業者は保険料を支払った旨の受領書をいずれかのイラク国内民間保険会社から入手する。このようなケースでは受領書に保険料は記載されておらず、イラクの保険会社の保険証券の補償範囲は限定的である。

国営保険会社やしっかりした民間保険会社は、このような手法について、規制の悪用による保険引受基準の低下や保険料のイラク国外への流出等のイラク保険市場への不利益をもたらすものとして批判している。

(3) 契約上の責任に基づく保険

この種の保険は法律によってではなく契約上必要とされるものである。例えば石油のライセンスラウンドにからむ諸契約において、IOCs やその工事請負業者およびその下請け業者がそれぞれ加入すべき、エネルギー業界で世界的に共通する保険種目がある。その具体的な種目は、IOC と石油省および外郭の事業実施会社間の標準契約書（第 24 条）では特定されていないが、通常対象となるのは海上貨物、土木工事、営業継続特別費用、引渡済財物と第三者賠償責任に関わる保険である。

(4) その他の保険種目

現在、その他の保険種目について強制保険は存在しない。イラクで工事を行う国際的な工事請負業者は、傷害保険、雇用者責任保険、本国送還費用を含む医療保険などの雇用にかかわる各保険を自国で手配しているが、手配の方法は同一ではない。

国際的な工事請負業者は、同様に誘拐・身代金保険やテロ・サボタージュ保険などといったイラク国外の保険会社による保険にも加入している。

(5) 貨物海上保険

この保険種に関しては、イラク国内の保険会社のものを購入するかどうかは被保険者の判断に委ねられている。ただし、国営企業は、国営保険会社から調達する傾向がある。貨物海上保険による保険料規模は他の保険種目と比べてまだ小さい。これは貿易取引の契約条件が CIF であり C&F¹⁵ではないのが理由。つまり、現状では、イラク政府が工事を発注（買主）し、資材を輸入する図式だが、CIF では、外国工事会社（売主）が海外で保険手配するため、国内保険会社での付保にはならない（イラク保険会社の売上にカウントされない）。

しかしながら最近の傾向は、イラクの保険会社に有利に動く方向に変化しつつあり、とりわけ IOCs が加入する保険においてそれは顕著である。イラク国内の油田開発のため機材を輸入する際、IOCs には原産地証明（すなわち輸入地域規制を行っている）とイラクにおける認可保険会社の保険証書の提示が求められる（すなわちイラク国内の認可保険会社の保険加入が必須）。なお、IOC 以外の事業にも、将来的には内国付保が徹底される可能性がある。

¹⁵ CIF (Cost, Insurance, Freight) は、売主が荷揚げ地までの運賃と保険料を手配する取引条件。一方、C&F (CNF とともいう) は運賃込みの貿易取引条件で保険料は買主が手配する。

8. イラクにおける国外保険調達について

(1) 国外保険会社の利用の現状

- ▶ イラク国は、国内のリスクを外国保険会社が直接付保することを禁止していない。
- ▶ したがって、必要な保険種目がイラク保険市場で入手できない場合、被保険者は国際保険市場からその保険を調達することが出来るし、実際に行なわれているのが現状である。

2005年業法はイラクで登録された（国内外を問わず）保険会社のみがイラク国内で保険業を営むことができるとしている。しかし、外国保険会社がイラク国内のリスクを付保することに関わる認可や、海外の保険会社へ直接付保の禁止に関する規定はない。

このため、企業、とりわけ規模の大小に関係なく外国企業が、国外の保険キャプティブ子会社（自社の保険の引受を目的に自社グループ内に設立した保険子会社）または国外の保険会社や再保険会社にイラク国内のリスクについて保険に加入することを禁止していない。

2003年のイラク戦争終結で国外付保が可能になって以降、イラクの登録保険会社を通さず保険の手配をする傾向は非常に強くなり、現在でも続いている。現行では、国外直接付保が禁止されておらず、法の枠組み外で保険を組むことに、いかなる罰則も罰金も規定がないためである。唯一の制限は、石油関連の契約上のもので、この場合はイラク国内保険会社への付保が求められる。

外国保険会社のイラクにおけるリスクへの付保について機構の認可が必要か否かを規定した法律の条項は存在しない。しかし、外国の保険会社がイラクに法人を設立して、あるいは支店を設けて保険営業活動を行おうとする場合には、機構の認可・登録が必要である。

したがって、必要な保険種目がイラク保険市場で入手できない場合、被保険者は国際保険市場からその保険を調達することが出来る。

(2) イラクの国内保険会社への付保の傾向

国外の保険会社への直接付保が禁止されていないものの、実際には自国産業振興を目的に機構登録保険会社（イラク国内での事業認可を受けた保険会社）から保険手配するのが一般的な傾向である。具体例のひとつには、国との契約では登録保険会社からの保険手配が要求される点がある。同様の趣旨で、3つの石油ライセンスラウンドにかかわる契約ではイラクの保険会社の保険に加入することが必要とされている。（上記「第1章7(3) 契約上の責任に基づく保険」および「第1章7(5) 貨物海上保険」を参照のこと）

(3) 選択に関わる判断のポイント

▶ 実際には、取り決めるべき条件にもよるが、すべての元受保険契約をイラクの保険会社で手配するほうが有利である。

受注工事契約の保険条項で、請負業者が付保しなければならない保険種目および、イラク保険会社からの保険手配の要否が規定される。保険会社は国営でも民間でもかまわない。

このような場合、イラク保険会社単体では十分な保険引受能力がないこと、財務信用が十分ではないことから、イラクでの取引経験がある国際再保険ブローカー（例：英 UIB）を通じて、元受保険会社としてイラク保険会社の保険証券を発行し、日本を含む国際的な保険会社で「A」格付けを取得している保険会社の再保険を手配することが必要である。その際、国際再保険ブローカーは、プロジェクトの詳細や複雑さの程度に応じた推奨イラク保険会社の一覧を提供することが出来るし、また、イラクの元受保険者の最低保有額についても交渉できる。

工事契約上イラク国内での保険加入について特に取決めがない場合、工事請負業者はイラク国内での付保のみならず、海外の保険会社へ直接付保することもできる。

しかし、保険契約のメンテナンスや事故発生時の現地対応等を考慮すると、取り決めるべき条件にもよるが、すべての保険をイラクの保険会社で元受付保し、海外の財務信用度の高い保険会社へ再保険を手配するほうが有利である。特に第三者損害賠償保険では、現地での被害者対応や訴訟対応があるため、イラク保険会社による対応が有利である。さらには、外国企業の工事請負業者として、イラク国内保険会社との取引を通じた同国経済への貢献を、イラク社会や政府に対して明示できることも、同国でビジネスを展開する上で非常に有効なイメージ作りになる。

9. 出再保険の概略とその動向

(1) 出再の現状

イラクの保険会社が国外の保険会社と任意再保険契約や特約再保険契約を締結することについて法律による規制はない。イラクでは保険会社の財源が十分ではなく、イラクリーが管理する共通特約プログラムによる再保険、あるいは国際的または地域の保険・再保険会社が提供する任意契約による再保険に大きく依存している。国際的な再保険ブローカーを活用することで、対象リスクの再保険を日本の保険市場で調達することも可能だ。

民間保険会社の中には、みずからが引き受けた保険について全面的にはイラクリーに申告しない会社がある。こうした保険会社は、過小な保険料で引き受けた上で他の保険会社に転嫁し再保険をしないため、破たんのリスクが懸念される。(国際的な再保険ブローカーを活用する場合は、ブローカーによって一定選別されるため、このリスクを考慮する必要性はほとんどない)

(2) 国際再保険会社の利用状況

イラクの保険会社はイラクリーと再保険特約を取り交わしても良いし、国際市場で再保険を調達することもできる。今のところクルド地域の Ur International Insurance Co.は Nasco Karaoglan (アラブ首長国連邦)、Asia Insurance Co.は Guy Carpenter (米国) とそれぞれ再保険特約を結んでおり、イラクリーを通さず再保険を調達している。

(3) 出再に関わる問題点

保険会社のうちの何社かは、保険料収入が大きく成長した暁にはイラクリーの再保険プログラムから離脱し、直接あるいはブローカー経由で国際再保険会社の再保険に加入するようになるとの推測がある。

国営保険会社2社にとっては、イラクリーの特約に資金を投入してこれを安定させ同国の保険料収入増加に寄与することを重視している。そのため、保険料を安く見積ったうえで海外に流出させるという民間保険会社の再保険取引を心よく思っていない。しかし、現在、強制再保引受制度がないため、イラクリーは、元受保険会社による特約再保険遵守を強制できない。

不満を抱えた国営保険会社2社がいずれはイラクリーとの連携を断つことが予想されている。いままでのところ、イラクリーの存続を図ろうとする財務省の圧力がそれを阻止している。現在イラクリーは格付けを取得していないため、イラク国外の保険を引き受けていない。

(4) フロンティングに対する国内保険会社の対応

IOCs がフロンティングを利用する場合、イラクの保険会社は保険証券の発行とそれに関連する役務を提供するだけの存在で、それ以上の役割はない。中にはリスクを全く保有しない方針の民間保険会社もある。これは、IOCs や大企業が、リスクを自らの保険キャプティブ子会社かオープン市場の再保険者、あるいはその両方に出再することを期待しており、それに沿った行動をイラクの保険会社が行っている。

- ➡ フロンティングについては、第 2 部「補足情報 3 国際再保険ブローカー」(94 ページ)を参照。

(5) 保険プール

イラクリーの特約再保険の対象外のリスクについては、元受保険会社は以下の保険プール¹⁶を組織している。

- 輸送中現金保険プール
- 保管中現金保険プール
- 倉庫保険プール¹⁷

¹⁶ 保険プールとは、同一のリスクに対して複数の保険会社が共同引受するため組成する組織。単独で引き受けるよりも、より巨額のリスクの引受が可能になる。ただし、その引受能力は、メンバーとなる保険会社の財務状況によって制限される。従って、イラク国内保険会社によるプールの引受能力は自ずと限界がある。

¹⁷ 財物損害のみの保険担保。現在のプール引受能力は 18 億 8500 万イラクディナール（火災）と 14 億 7500 万イラクディナール（盗難）である。

10. 強制再保引受

1988年まで、イラクの保険会社（当時は2社のみ）は、引き受けた特定の保険種目の保険料の一部を強制的にイラクリーに出再しなければならなかった。イラクリーの設立を決めた1960年法第21号を修正した1988年法第136号により、このような強制再保引受制度は終了した。

現在イラクリーには、イラクの保険会社からの法的な強制再保険の引受という権限はない。2005年業法（第27条）の規定で、イラクの保険会社は「イラク国内、国外を問わず出再先を定める」ことが認められている。

イラクリーの現在の役割は、イラクの保険会社共通の特約再保険プログラムの取扱である。クルド地域の2社を除き、国営・民間を問わずイラクの保険会社はいずれも独自の特約再保険を設定していない。国営保険会社2社は、現行のイラクリー特約の枠組の中で、引受制限額が他の保険会社よりも高く優遇されている。

11. ODA プロジェクト

(1) ODA プロジェクトにおける過去の経験

2003年以降の ODA プロジェクトにおいては、関連する契約書に保険に関する規定がなかったことから、保険は無認可ベースであった。実際、契約書のなかにはドナー国や工事請負業者がイラク国外の保険に加入することを正式に許可したものもあった。イラクにおける国連のプロジェクトにおいても、保険について明記されることがなく、そのため国連関連プロジェクトの工事請負業者は保険に加入しないか、あるいは保険をイラク国外で手配していた。このようなプロジェクトでドナーと受益者との間に保険の手配に関して紛争が生じた例はない。

イラクの保険会社の大半は、ODA やそれに伴うプロジェクトについて正確に認識していない。「ODA」という言葉を聞いたことがないという保険会社も存在する。2003年10月マドリードで開催されたイラク復興国際会議において日本が15億米ドルの無償資金協力、35億米ドルの有償資金協力、総計50億米ドルの援助を約束したものの、イラクの保険会社は ODA プロジェクトと他のプロジェクトとの違いや援助形態の種類を正確に理解していない。

そのためイラクの保険会社でこれまで、ODA プロジェクトに保険を提供した事例はない。米国の防衛基地法（DBA=Defence Base Act）における保険要件に関する知識を有する保険会社も一部にあるが、実際にこの種の保険を引き受けた保険会社はなく、結局 DBA 関連の保険はすべて海外で手配されている。

(2) イラクにおける ODA プロジェクト関連保険に関する情報の有無

外国の工事請負業者が ODA プロジェクトに関する保険をイラクの保険会社で手配した事例をまとめたデータは公表されていない。

これまでに国・ドナー組織の案件を問わず、イラクで ODA プロジェクトの工事請負業者がプロジェクトに関連する保険をイラク国内の保険会社から手配しなかったことについて、機構あるいはイラク政府の管轄当局がその業者に調査を行ったこともない。

イラクの保険関連団体が、これまで ODA プロジェクトあるいはそれに関連した保険に関わる情報の収集・取りまとめを試みたという事実も報告されていない。

12. 保険料および再保険料に対する税金

(1) 印紙税

1974年印紙税法第16号に基づき、収入保険料にはすべて下記の印紙税が課税される。

① 生命保険

保険料に対し0.5%¹⁸。

② 輸送保険

保険料に対し2.1%。この対象には海上輸送、内水輸送、内陸輸送および空輸、船舶船体および航空機機体の各保険および特約保険料が含まれる。

③ その他の保険種目すべて

保険約款およびその裏書条項に対し3.1%。このカテゴリーは幅広く、海上保険以外の損害保険や賠償責任保険が含まれる。

法律には、印紙税は保険会社から徴収されなければならないとあるが、保険料に上乗せされた形で印紙税を被保険者が負担するのか、あるいは保険会社自体が負担するのかについては規定がない。ひとつの解釈として、保険会社が当該税を支払う通例から考えれば、保険会社が負担するべきだといえる。

しかし、実務では必ずしも統一性がない。現状では、ある保険会社は被保険者から印紙税を徴収する一方で、別のある保険会社は自社で負担するなどまちまちである。後者の場合、元受保険会社は再保険会社に印紙税の負担を求めることになる。これは支払った税が、再保険会社に出再する際のコストの一部であるという理屈に基づいている。

法律が明確さを欠くため、保険証券が発行される前に、印紙税の負担についてイラクの保険会社または外国の再保険会社あるいはその双方に確認することが望ましい。

(2) 保険料および再保険料に対する税金

① 元受保険料

前述の1974年印紙税法第16号において、収入保険料総額に対し0.1%の税金を保険会社より徴収することが規定されている。

保険会社は本税を、各年の7月1日と翌年の1月1日の2回に分割し納税しなければならない。

② 再保険料

再保険料は非課税。

(3) クルド地域における印紙税

クルド自治政府発令の1993年印紙税法第3号により、印紙税の適用が規定されている。

¹⁸ 法文にはこの税率が記載されているが、これは印刷ミスによる誤りと考えられている。

この法は 1974 年の法を引き継いだものであるが、唯一の変更点として、収入保険料総額に対し 0.2%に相当する税金が保険会社から徴収されるようになっている。

(4) その他の料金

保険会社は業務を行うためにも料金を支払っている。これらの料金は保険会社自身が支払うもので、被保険者には転嫁されない。

その他料金には保険業務を行うに当たり機構に毎年収める課徴金があり、その額は総保険料の 1%である¹⁹。このほか、保険会社設立時に支払う登記料と上場した場合のイラク証券取引所 (Iraq Stock Exchange, ISX) への登録料がある。

(5) 海外で支払われた保険料に対する源泉課税

再保険料に関しては、支払いがイラク国内・国外を問わず源泉課税の対象にはならない。しかし IOCs の西欧の税務顧問のなかには、石油会社に供された役務については保険、再保険あるいは仲介を含めすべて 3%の源泉課税の対象となると訴える者もいる。これに対してイラクの保険会社は異議を唱えている。

¹⁹ 2008 年にイラク内閣指令が修正され、課徴金の対象が総保険料ではなくネット保険料（保険料収入から再保険コストを控除した額）に変更されている。

13. 企業保険種目の概略と特徴

(1) EAR および CAR

イラクの保険市場では、伝統的に標準ミューニックリーEAR、CAR 証券が適用されてきた。現在もその状況に変わりはないが、例外として外国の工事請負業者や IOCs が、建設・技術関連やその他のリスクについてイラクの保険会社にフロンティング手配を依頼する際に、自らの独自保険約款文言を使用するよう要求することがある。これは、保険キャプティブ子会社や国際再保険市場へ出再するため、保険キャプティブ子会社の文言あるいは国際保険市場で一般的に使われる文言が指定されるためである。

そのような保険約款文言を使用した場合、担保範囲が広がるため、イラクの保険会社がカバーできる範囲が制限される。また技術保険に関わる特約再保険の約款に免責条項や制限条項が数多く含まれるため、イラクの保険会社は特約再保険のカバー範囲を超えるリスクを再保険に出すことができない。それゆえイラクの保険会社は、手数料が高い特約再保険の利点を活かすことができない。任意再保険は特約再保険に比べて保険料水準が低い傾向にある。

(2) 貨物海上保険および内陸輸送保険

貨物海上保険（内陸輸送保険を含む）は、標準的 ICC 約款（Institute Cargo Clauses、協会貨物約款。ロンドン保険業者協会が定める貨物保険の代表的な約款）A、B、C に基づいて手配される。

フロンティング手配によってより広範囲な保険担保が可能となる。保険手配時には、イラク国外の再保険会社に、貨物の詳細、輸送経路、護衛・防護措置付き輸送団か否か等の情報を提示する。

売買契約が CIF²⁰ベースで行われるため、イラク保険会社による貨物海上保険の引受け量は小さい。しかし、この状況は少しずつ変化しており、イラクの保険会社が海上保険を扱う度合いが確実に増し、海上再保険特約に基づく出再額も増加しつつある。

(3) 火災保険

歴史的にイラク保険市場は、今はもう存続していない英国の火災保険会社外国委員会の約款や条項を使用してきた。しかし、現在は、アラブ諸国の保険市場で使用されているアラブ保険連合専門委員会作成の「標準アラブ火災保険証券」が利用されている。

火災保険には暴風雨、洪水、近隣への賠償責任などその他のリスクを対象とした拡張担保特約を付けることができる。

²⁰ CIF（Cost, Insurance, Freight）は、売主が荷揚げ地までの運賃と保険料を手配する取引条件。

イラク保険市場では古いタイプの火災盗難保険証書がいまだに使用されているが、保険会社はいずれ新しい火災保険証書やオールリスク損害保険（ARPI）の証書への転換が予想される。IOCs その他のイラクで操業している大手外国企業は主に ARPI 証書を使用している。

(4) 法的賠償責任

賠償責任は過失（不法行為制度）をベースにしている。イスラムのシャリアは個人の身分（結婚と相続）のみに関連する律法であるが、傷害にかかわる損害賠償請求に対して補償的な支払（アラビア語で *diyah*、一般に *blood money* すなわち“被害者遺族への賠償金”といわれるもの）による解決を求めるのが慣例となっている人々もいる。このような伝統的慣行は 1950 年代以降廃れつつあったが、2003 年以降は再びある程度頻繁に見られるようになった。

対人賠償の金額は 2 万 3000 米ドルから 3 万 9000 米ドルの間（被害者が医者や弁護士等の所得水準が高い者ではない場合）であるが、給与水準の上昇と 2003 年以降補償に対する権利意識が高まったことを受けてこの金額は変わりつつある。賠償請求は法廷外での和解によるものが大半であるが、多くの場合、被保険者の代理人弁護士あるいは被害者家族の代理人弁護士と、保険会社あるいはその弁護士との間で交渉が行われ、友好的な解決が得られている。これは相互の譲歩により妥当な賠償額が決定されているためである。第三者賠償責任保険（被保険者と保険会社以外の第三者に対する賠償責任を補償する保険）の和解金で過去最高の金額は約 8 万米ドルであった。

イラク民法によれば、CAR で保険担保された事故での第三者の死亡に対する補償は、その保険契約の条件によって規制される。補償に際しては、特に第三者賠償責任保険で補限度額（保険金支払いの限度額）、被害者の社会的身分、職業（収入獲得能力）、扶養人数、年齢などが考慮に入れられる。同じルールや基準が、自動車事故被害者の死亡あるいは傷害に対する第三者賠償責任保険による補償にも適用される。

(5) 雇用者賠償責任保険（EL, Employer's Liability）

イラクでも EL は調達可能であるが、需要は少なくて補限度額も低い。イラクリーの新種再保険特約ではこの種の賠償責任は除外されている。

EL については、一般賠償責任保険（＝第三者賠償責任保険。General Third party Liability Insurance、以下「GTPL」）と組み合わせた企業総合賠償責任保険（Comprehensive General Liability insurance、以下「CGL」）の形でない限り、単独で国際再保険市場に出再することは困難である。

過去に複数のイラク国内保険会社が最高 100 万米ドルの同保険を手配した事例に基づく
と、①限度額が高いため NIC との共同保険②イラクリーへの任意再保険③EL がより範囲

の広い CGL の一部に含めた国際市場への出再一の各条件であれば、引受可能と考えられる。

(6) 一般賠償責任保険、第三者賠償責任保険 (GTPL)・企業総合賠償責任保険 (CGL)

イラクリーの新種再保険特約では、この種目の賠償責任は除外されている。従ってイラクの保険会社はこのタイプの保険を引き受けることができない。実際、GTPL あるいは CGL といった概念は、イラクでは知られていない。

通常 GTPL や CGL はイラクで操業する国際企業の下請け業者が必要とする保険である。顕著な例には IOC's の場合がある。このような保険の手配には国際的再保険会社の支援が必須となる。

大部分のイラクの保険会社は、このような保険をフロンティングで提供可能である。また、保険料条件は国際的な保険会社から得ることができる。

(7) 自動車保険

第三者人身傷害保険は、ガソリンに対する課税によって自動的に付保される。第三者財物損壊および自損（衝突、転覆およびテロ）は、追加保険料の支払によりイラクの保険会社で手配できる。

「標準的」総合保険の担保範囲は火災、盗難および衝突に限られる。総合保険の場合、契約ごとに引受査定を行うため標準保険料や保険料率は存在しない。

理論上、第三者人身傷害賠償責任に限度はないが、実際には補償を低く制限するのが慣例となっている。

国際市場において自動車賠償責任再保険を単品で購入することは不可能で、GTPL と組み合わせ CGL の形にしなければならない。その場合の担保は自動車保険の上乗せとなる。

(8) 労働災害補償法 (Workmen's Compensation Act, WCA)

1971 年労働者年金及び社会保障法第 39 号は、年金、健康および労働災害に関する事業主責任について規定している。

本来、この法はイラクの事業主に対して適用されるものであった。しかし、1977 年に国際労働機関 (International Labor Organization, ILO) の「内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約第 118 号」を批准する法律が制定された。

1971 年の法では、従業員数が 100 人以下の事業主は、(年金、健康および労働災害すべてをカバーする合計 12%の一部として) 2%を負担しなければならないと規定されている。

従業員は給与の5%を負担する。

その他の分類に属する事業主（従業員数101人超）の場合は、3%（22%の一部）の負担となる。

この法制度はこれまで厳密には守られておらず、外国の事業主（工事請負業者）はイラクの社会保障制度に加盟していない。その代わりに、従業員のための団体傷害保険（Group Personal Accident Insurance、以下「GPA」）に加入している。イラクの事業主もこの保険を単品で、あるいはELと組み合わせて利用している。

労働災害補償（WCA）保険はイラクには存在しない。この保険はイラクリーが保険会社のために手配する新種再保険特約では除外されている。

推奨される代替保険はGPAである。イラクでの個人傷害に対する補償限度額は、特約再保険による保護を付けて一人当たり10万米ドルであり、NICやIICでは20万米ドルまで引き上げることが可能である。またそれ以上の限度額も任意再保険で設定することができる。

(9) 医療保険

イラクの医療保険商品は、先進国の保険市場で加入できる種類のものとは異なっている。以下は民間保険会社の一部が提供する典型的な医療保険商品である。

①補償水準—独立型医療保険

(a)限定補償タイプ

全身麻酔のもとに行われる外科手術のみを補償する統一型商品で、イラクリーの再保険に基づく補償限度額は50万イラクディナール（420米ドル）である。

(b)広範囲補償タイプ

保険会社によっては5百万イラクディナール（4,200米ドル）まで補償額を高めた商品を提供するケースもあるが、その場合には手術の回数や契約者についての制限が加えられる。補償範囲を広げられるか否かは、その保険商品の対象となる人数による。

これらの商品では最高5万イラクディナールまでの術後費用が補償される。対象となるのは医師の往診と薬物治療である。

これらの商品は特に入院治療を対象としている。

補償は、補償条件と免責事項を定めた被保険者と保険者間の契約に基づいて行われる。契約は補償条件と免責事由を定めるもので、標準保険証券ではない。これらの商品は主に多数の職員を抱える政府機関に提供されている。また大手民間企業に対してもこれらの保険は販売されている。

国籍に関する制限はないため、イラク国民以外の従業員も補償の対象となる。保険会社によっては、対象をイラク国内での治療に制限しているところもある。

②補償水準－医療費用保険

(a) 医療費用保険

上に述べた保険商品は独立型（医療保障のみをカバー）の保険である。これらの独立型保険を補完するためにイラク国営および民間保険会社の提供する医療費用保険を利用することもできる。この保険の場合、補償の対象は事故によって発生する費用のみに制限され、補償限度額も低く、一人当たりの補償額および1証券当たりの年間総てん補額は2万5000米ドルである。

(b) 団体傷害保険

イラクでは労働災害補償保険が提供されていないため、企業は団体傷害保険を代用している。補償限度額はNIC およびIIC の場合で20万米ドル、その他民間の保険会社では10万米ドルである。

(10) 戦争・テロリスク

▶ 戦争・テロリスクに対する保険はイラクでは入手できないが、国際市場で手配できる。

戦争・テロリスクに対する保険はイラクでは入手できない。

戦争・テロリスクに対する保険は国際市場で手配できる。イラク国内で操業する国際的な工事請負業者はテロリスクを担保する保険を、ロンドンを始めとする国際保険市場で入手することができる。国際保険市場ではまた、より担保範囲の広い保険も入手可能である。なお、戦争・テロ保険を手配する際は、国際的に事業展開する保険会社またはブローカーに依頼するのが適当である（その地域の戦争・テロの発生確率が著しく高い場合には、引き受ける保険会社が見つからない場合もある）。

財物および自動車の損害をカバーする目的で、テロリスクプールの設立を提案しているイラクの保険会社もある。IIC は、1事故当たりの補償限度5千万イラクディナールという条件で財物に対するテロリスクを担保した保険を、任意あるいは特約再保険なしに最初に売り出した。

テロ行為の被害者は2005年法第3号およびその修正条項により補償を受けることができる。公表されているバグダッド市の統計²¹によれば、テロ行為により死亡した人の遺族は375万イラクディナールを受領している。負傷の場合、被害者には障害の程度に見合った補償、すなわち175万イラクディナール以上の補償金と年金の受給資格が与えられる。

➡ テロリスクの詳細は、「第2章2. テロ担保」（73ページ）を参照。

²¹ 戦闘行為、軍事事故、テロ行為の被害者に関わる2005年法令第3号の補償規定に関わる統計。

14. 保険証券の使用言語

2005 年業法第 82 条の規定によれば、保険証券はどの言語で作成しても良い。同条の全文は以下のとおりである。

「一つの保険証券が複数の言語で作成されている場合において、被保険者の母国語で記載された証券が紛争発生時の対象証券となる。」

歴史的に保険証券の文言はアラビア語で作成する傾向があったが、イラク国内で操業する外国の工事請負業者に対する CAR および EAR は英語で発行されていた。近年においては、やはり外国企業向けであるが、再び証券を英語で作成する傾向にある。

15. 証券通貨

2005年業法第80条は、保険契約を締結する際の通貨として、イラクディナールおよび交換可能な他のいずれの通貨をも認めている。同様に、保険会社への支払はイラクディナールでも、単一もしくは複数の外貨でも行うことができる。

この法律の規定に基づき、保険証券は理論上米ドル、ユーロあるいは日本円でも発行することが可能である（ただし、実例は把握していない）。従って、保険料の支払に関しても、被保険者はイラクディナールあるいは交換可能ないずれの外貨も使用することができる。

容易に資金の移動が行えるよう、例えばNICはバーレーンとレバノンに米ドル口座を設けており、他の保険会社は、イラク貿易銀行（Trade Bank of Iraq、TBI）の送金サービス（米JPモルガン・チェース銀行が送金業務を支援）を利用している。

16. 外国為替規制

(1) 規制

イラク保険会社による海外からの保険料受取、あるいは再保険料や保険金資金の海外送金に何ら制限はない。イラク保険会社が海外から保険料の支払を受ける、あるいは再保険料や保険金資金を海外に送金するについては何の制限もない。ただし、マネーロンダリング対策および国際制裁に従う義務があるため、イラク中央銀行の指示のもとに以下の一定の手順を守らなければならない。

- ① 保険会社は銀行に資金移転の理由を申告すること。申告は、移転金額に関して必要な詳細を記した正式なレターあるいはデビットノート（債権の内容・金額等を債務者に伝える請求書や伝票）によるものとする。
- ② 保険会社は、移転金額が1万米ドルを超える場合、マネーロンダリング目的ではないか確認するため、支払先の企業・人物の身元確認を綿密に行う。

これに関連する法律には2004年資金洗浄防止法がある。同法第17条（更なる身元確認）では「金融機関にとって顧客もしくは資金の受益所有者の身元について疑うべき理由がある場合、当該金融機関は更なる身元確認を実施しなければならない」と規定している。より具体的には、次の通りである。

「保険会社が保険料の返戻または保険給付金の分配もしくは移転を行う際の受益所有者が、契約締結時に受益者に指定された者と異なる場合、当該保険会社はその受益者の身元確認をしなければならない。」

海外から保険金の支払を受けたり、イラク国外の国際再保険ブローカーに再保険料を送金している過去の事例から考えると、その手順がそれほど厳しいものでないことから、この法手続で資金移転が難しくなることはない。

(2) 国際制裁

現在の国際制裁に関する取決めでは、イランおよびシリアとの資金のやり取りは禁止されている。しかしこれに反した現金の移動は行われている。

17. ソルベンシー規制および保険契約者保護基金

(1) 契約者保護規定

ソルベンシー規制とは、被保険者保護の観点から保険会社による適切な保険金支払いのために監督当局が行う規制である。イラクには保険会社が支払い不能に陥った場合に被保険者に返金するための保険契約者保護基金は存在しない。被保険者の権利は 2005 年業法第 5 章「清算」の中で規定されているカットスルー条項で保護されている。保険会社、監督官庁のいずれからも、保険契約者保護強化のため同法の規定の変更に向けた動きはない。

(2) 交通被害者保護基金と保険会社破綻時の契約者保護基金

現在機構には、保険会社が清算された場合に被保険者を補償するための保険契約者保護基金を設立する計画はない。ただし、2005 年業法第 83 条では、無保険車事故において事故被害者を補償するための法的規定がない場合に事故被害者に対する政府の補償事業を創設する権限が、機構長に与えられている。

また、機構長官には、保険会社破綻時の被保険者保護基金の開設についてもその権限が与えられている。

ただし、現在に至るまでそのような事業や基金が開設されたことはない。

(3) 元受保険者破綻時のカットスルー条項の保護

保険証券にカットスルー条項 (CTC) が含まれている場合、「被保険者または保険証券に記載の保険金受取人は、カットスルー条項の発効に対していかなる異議も唱えることはできない」(2005 年業法第 71 条)。同条ではこの条項について以下のように定義している。

「本条においてカットスルー条項とは、保険者が清算される場合の、再保険者が引き受けていた損失の割合に対する再保険契約に規定された再保険者の責任に関する条件を意味する。被保険者または保険証券記載の保険金受取人と再保険者との直接的関係が（一般的規則では被保険者と再保険者との間の関係は無効とされるが）確立されるべき場合、被保険者はカットスルー条項の権利を得る²²。」【第 3 章第 4 項(1)にも掲載】

➡ カットスルーについては、第 2 部「補足情報 6 フロンティングと保険金請求」(102 ページ)を参照。

²² 保険者に成り代わって、再保険契約に基づく保険者の権利を被保険者が行使すること。

18. 裁判権および仲裁条項

(1) 準拠法および裁判権

保険契約はイラク民法の規定で規制される。

イラク国内で締結された保険契約は、イラク法とイラクの裁判管轄権の対象となる。このことは必ずしも保険証券に明記されるわけではないが、任意再保険では、係争あるいは疑義が生じた際にどこの国の法律に基づき、またはどの国で裁判を行うかを明確にするのが慣例となっている。特にロンドンに基盤を置く国際ブローカーの場合には、イラクでの元受保険契約はイラクの法と裁判管轄権、再保険契約は英国の法律と裁判管轄権の対象となる。一方、イラクの保険会社は例外なく、元受保険契約はイラク法と管轄権に依ると主張している。

(2) 仲裁条項

仲裁に関する条項あるいは契約は、有効な契約書の体裁をもち、書面で取り交わさなければならないというのが原則である。保険金請求の正当性や金額に関してなど、契約から生じる係争や主張の相違を仲裁に持ち込むことができる。ただし、その係争あるいは疑義が、歩み寄りが可能な性質のものかどうかにかかっている。

仲裁に関する規定は 1951 年イラク民法第 40 号およびその修正法案に含まれている²³。関連するのは第 985 条で、その第 4 項に以下の仲裁に関する規定がある。

「第 985 条

保険証券における以下の条件はいずれも無効である。

(中略)

4 - 仲裁条項が証券の一般条項に含まれており、一般条項とは別個の特約になっていない場合 (中略)」

仲裁条項を確実に有効にするために、保険証券に仲裁条項を記した別紙を糊付けするのが一般的な方法であったが、面倒であるため、現在では一般条件には含めるが赤字で事前に印刷して仲裁条項を目立たせるという方法が取られている。

²³ この民法の第 977 号から第 2007 号に、仲裁を含む保険に関係した規定が含まれている。

19. 新設保険会社

イラク保険会社リストの最新版を、本報告書の第1章第6項(1)に掲載する。

最も新しく設立された保険会社はスレイマニヤに拠点を置く Asia Insurance Company (以下「AIC」)で、機構の認可を受け 2012 年 6 月に営業開始の予定 (当初の開業予定からは遅れている)。同社は、クルド地域のコングロマリットでイラクに 3 社ある携帯電話会社の一つの筆頭株主でもあるファルーク・グループ・ホールディング社の一部をなしている。Jordan Insurance Company (以下「Jordan」) も AIC の株を保有しており、自社の若手役員 1 名を社長代行として同社に派遣している。

AIC が利用している再保険特約はスイスリーのものである。

第2章 イラクにおける特定リスク

1. 自然災害リスク

イラクでの自然災害による損害に関して保険データを分類したものはなく、そのようなデータを収集・取りまとめる試みもこれまでにない。1970年代初めにイラクリーの技術士がイラクにおける洪水による損害の度合いについてアラビア語で研究論文を作成したが、この論文は公表されることなく関係者間のみで配布されている。

2012年4月と5月にイラクの報道機関が、南東部のイラン国境に面するミーサーン県での地震活動に関するニュースを報道しており、リスクは存在する。同県は石油資源が豊富で IOCs が現在油田を開発している。検証はされていないものの、この報道によれば家屋および人身への被害は軽微であり、石油関連施設への影響はなかったという。

2. テロ担保

イラク国内でテロに起因する一部のリスクを担保することは可能である。国営保険会社を中心に一部のイラク民間保険会社もある程度の範囲の補償を提供している。

上記のうちの1社では、追加保険料の支払いにより GPA や自動車総合保険の一部としてテロ保険を提供しており、2012年6月時点の保険金支払限度額は被害者の人数にかかわらず1事故当たり5千万イラクディナールである。現行の補償限度額は行政機関が受傷者や被害者遺族に支払う金額をはるかに超え、この限度額を増額しようという計画はない。

国営保険会社2社は、特約再保険による保護なしにテロリスク担保を財物保険にまで拡大し、補償限度額を5千万イラクディナールとしている。

➡ テロリスク関連情報は、「第1章 13 (10) 戦争・テロ保険」(66 ページ) を参照。

第3章 イラクにおけるフロンティング手配の現状

1. フロンティングは可能か

(1) イラクでのフロンティングの現状

フロンティング手法はイラク保険市場でもよく知られている。多くの保険会社は、当事者双方が合意する手数料でフロンティングを手配することに意欲的である。国営保険会社でさえも、条件が合意できるものであればフロンティングを引き受ける。国際的な再保険ブローカーは、イラク国内で保険調達を求める外国企業等の代理として、イラクの保険会社とフロンティング手配の交渉を行っている。フロンティング条件は次の点で幅の広いもの、狭いものがありえる。

- 発生する手数料の水準
- 必要なサービスの範囲：ローカル保険証券発行のみ、あるいは他のサービスも含む
- 保険料や保険金の流れに関するカットスルー条項
- フロンティング保険会社による部分的保有あるいはゼロ保有
- 自社保有あるいはイラクリー経由でのフロンティング再保険会社への出再²⁴
- 引受責任の消化（フロンティング保険会社が一定保有する場合もあれば、100%出再の場合もある。再保険については、被保険者である外国企業の保険キャプティブ子会社、または指定保険会社や任意再保険会社、あるいはオープンな再保険市場への投入を問わない）

➔ フロンティングについては、第2部「補足情報3 国際再保険ブローカー」（94ページ）を参照。

(2) イラクにおけるフロンティング時の注意点

最も簡単な方法は、認可保険会社の中から1社を選んでフロンティングサービスを提供させることである。国際的な再保険ブローカーを介して、その手配を行うことができる。この方法を選択するにあたっては、次の2点を考慮に入れる必要がある。

- ① ある特定の保険会社のみでフロンティング提案を行う機会を与えることは、他のイラク保険会社が本件についてフロンティングサービスに関する提案を行う機会を奪うことを意味する。
- ② 上記の理由で、提案機会を奪われた他の保険会社やイラク国内全般が、クライアント（工事請負業者等）に対して、国外の事業者であればなおさら、公平でない企業として悪い印象を抱くおそれがある²⁵。

²⁴ リスクがイラクリーの再保険特約のいずれかで認められているタイプのものである場合。

²⁵ このため、イラクの民間保険会社は国営事業者が国営保険会社の保険にのみ加入することに批判的で、機構に対して不満と不賛同の意を表明している。

(3) 考えられる対応法

この2つの問題に対応するためには、時間とコストが余分にかかるものの、イラクの民間および国営保険会社を対象に事前選考を行い、選抜された認可保険会社を対象に、求められるフロンティングサービスについて、保険ブローカーに指示し、入札を行うことが望ましい（ただし、イラク政府の事業であっても、官庁が必ず入札を実施しているわけではない）。

2. イラクにおけるフロンティング手配の合法性

(1) フロンティングにかかわる違法性や異議

フロンティングについては、2005 年業法および他の法律においても言及されていない。同法にフロンティングに関連する規定がないのみならず、機構もフロンティングを規制していない。NIC と IIC の 2 国営保険会社が市場を独占していた 2003 年以前には、フロンティングという考え方自体がなかった²⁶。

さらに、現在に至るまでイラクでは、フロンティングの考え方あるいはその適用に異議を唱える者はいない。従って、どの点から見てもフロンティングは、2 契約当事者間で合意された有効な契約と見なされる。事実、保険会社の一部は、財務上の制限からリスクを部分的にも保有せず、「ホールドハームレス特約」（再保険者の債務不履行の場合にイラクの保険会社を免責・保護する）を付けて 100%出再することに積極的である。

(2) 保険業法の規定

そのうえ同法第 81 条第 1 項は、次のように規定している。

「自然人あるいは法人、企業あるいは個人を問わず、あらゆる人は、法律上それに反する規定がない限り、保険商品あるいは保険サービスを選択し、保険者あるいは再保険者よりこれを購入する権利を有する。」（下線は筆者追加）

つまり、2005 年業法のいかなる条項や、機構のいかなる指令も、フロンティングを禁止していない。

3. イラク認可保険会社のフロンティング実績とその企業プロフィール

(1) フロンティング実績のある保険会社

イラクで営業している保険会社は 30 社あるが、資本金、従業員数、使用可能言語および専門性等において様々である。以下は過去にフロンティング経験のある保険会社の一覧である。（アルファベット順）

【バグダッド】

- Ahlia Insurance Co
- Al-Ameen Insurance Co
- Al-Etihad Insurance Co
- Al-Hamra'a Insurance Co
- Al-Khair Insurance Co

²⁶ NIC は 1970 年代以降フロンティング手配の考え方について認識してはいたが、同社にとって保険引受け権限が取り上げられることになるという理由でフロンティング手配に賛同しなかった。

- Gulf Insurance Co
- Iraq Insurance Co
- Iraq International Insurance Co
- National Insurance Co
- Shatt Al-Arab Insurance Co

【クルド地域】

- Asia Insurance Co
- Kar Insurance Co
- StarKar Insurance Co
- Ur International Insurance Co

➡ イラク国内保険会社の概要は、第 2 部「補足情報 1 イラクの保険会社一覧」(92 ページ)を参照。

(2) 財務諸表の有無

2005 年業法第 38 条が、保険会社による年次報告書と財務諸表の公開を規定しているにも拘らず、公表されていない。これらの書類は常にアラビア語で作成される。

国際的な再保険ブローカーは通常、クライアントの保険プログラム管理を委任された場合に、財務諸表を入手することが可能。

(3) 信用格付機関による格付

国際的あるいは地域格付け機関による格付を取得しているイラクの保険会社はない。格付けの必要性についての意識も低い。一方、任意再保険を手配する際の重要性も認識されていない。このため民間保険会社のなかには、格付けや保険金支払い能力が疑われるような再保険会社に出再するところもある。

今後、出再先の信用リスクに対する理解が進み再保険会社の格付け情報を求める元受保険会社が出てくるものと予想される。

＜参考＞格付機関・信用格付機関とは

企業や政府の財務の履行能力を、企業へのヒアリングや財務分析、業界分析等によって評価し、定量的に格付けする会社。主に投資家に、投資の判断材料となる情報を提供することが目的。
国際的に活動する米スタンダード&プアーズやムーディーズのほか、特定国内のみで活動する機関もある。また、保険会社を専門した格付会社に米 A.M. Best 社がある。

4. 保険料カットスルーおよび保険金カットスルー

(1) カットスルーにかかわる法令

カットスルー条項（以下「CTC」）については、本報告書第1章17(3)「元受保険者破綻時のカットスルー条項の保護」で述べたが、背景を明確にするため、2005年業法の規定を一部引用する。CTCは、2005年業法第5章「清算」第71条に規定されている。同条の最初の部分では、被保険者または保険金受取人はCTCの発効に対していかなる異議も唱えることはできないとしており、続く2段目の部分で以下のように規定している。

「本条においてカットスルー条項とは、保険者が清算される場合の、再保険者が引き受けていた損失の割合に対する再保険契約に規定された再保険者の責任に関する条件を意味する。被保険者または保険証券記載の保険金受取人と再保険者との直接的関係が（一般的規則では被保険者と再保険者との間の関係は無効とされるが）確立されるべき場合、被保険者はカットスルー条項の権利を得る」
【第1章第17項(3)を再掲】

注目すべきは、2段目の部分でCTCの標準定義を与え、そこで保険者の諸権利が被保険者へ継承される点に言及していることである。

保険業法は、外国保険会社が、イラク国内でフロンティング契約にカットスルー条項を入れることを違法とはしていない。

➡ カットスルーについては、第2部「補足情報6 フロンティングと保険金請求」（102ページ）を参照。

(2) 法令が定める場合以外の CTC

この「保険料カットスルー」および「保険金カットスルー」が実施されるのは元受保険会社の破たん等による清算時のみであるが、被保険者である国際企業の大部分は、保険料を再保険者に直接支払ったり再保険者から保険金を直接受け取ったりできる体制の確立を求めている。このような手配が可能となれば実質的に元受保険会社の頭越しとすることが可能である。実際に、被保険者、元受保険会社および再保険会社のすべてが納得できる内容のCTCは存在している。

(3) CTC 手配の実際

「保険料カットスルー」および「保険金カットスルー」条項には、全ての契約当事者、すなわち被保険者、保険会社および再保険者の合意が必要である。再保険会社によっては必ずしもCTC契約に好んで合意するとは限らず、証書（被保険者・保険会社間の権利・義務の譲渡を証明する書類）の提出を求めることもある。従って、実務的には保険会社の要望に応じてケースバイケースでの対応になる。

その意味で保険証券に対象リスクに対する保険料の全額を明示すると同時に、印紙税やその他費用が、被保険者または保険者あるいは再保険者の誰が支払うかを明記しておくことが有益である。こうすることでこの取決めの目的が保険料や保険金の移転を容易にすることであって、違法な脱税ではないことを明らかにでき、この保険スキームの信用性を高めることができる。

CTC は直接証券上に記載されるわけではなく、別途契約当事者すべてが署名した別紙として用意され、保険証券の一部となる。国際的な保険ブローカーであれば、必要な様式の手書を準備できる。

被保険者は、国際的な再保険ブローカーに依頼することで、再保険契約における適切な CTC 条項のアドバイスやドラフトの作成、代理として他の当事者との交渉等の支援を受けることができる。

5. 日本保険会社の引受条件の受諾可能性

現状で、日本の保険会社が、イラクのリスクに関わる元受保険または再保険の引受を行っているという情報はない。

ただし、仮に日本の保険会社が引き受ける場合、その通常提供する引受条件は、フロンティング手配のために選定されたイラクの保険会社にとって受け入れ可能と思われる。受諾条件については無論双方が合意する必要がある。イラク保険会社の中には、自己勘定または適用可能であればイラクリーの再保険特約で、リスクの一部を保有しようとするものもあると思われる。受諾条件には他に、フロンティング手数料、出再手数料、印紙税などが含まれる。

組立工事保険（EAR）や土木工事保険（CAR）等の技術保険にかかわるリスクの場合、イラクリーの技術保険種目の再保険特約で認められているミュニーックリーのEARおよびCAR標準約款とそれに関連した第三者賠償責任担保条項（TPL）を利用するのが通例となっている。一部のイラク保険会社は、特に自己保有が制限されている場合や再保険特約の対象ではない場合には、被保険者となる外国企業が持ち込む保険証書文言について口を出すこともない。

第4章 保険金支払体制

1. 損害調査人

イラクには独立して損害調査を専門に行う会社がない、従って職業として損害調査を行う専門職（海上保険ではサーベイヤー、その他の保険ではロスアジャスターまたは損害調査人とよぶ）は存在しない。これまでのところ国際的損害調査会社がイラクに事務所を構えた例もない。国際損害調査人はアラブ首長国連邦、クウェートあるいはヨルダンなどに事務所をおき、必要に応じて担当者を現地に派遣し、必要なデータや書類を収集するものの、実際の損害調査はイラク国外で行う。国営保険会社2社は、サーベイヤーと損害調査人の代わりに、損害調査業務を社員が担当している。

イラク保険会社では、再保険金の請求に当たって、イラクで作成されるサーベイレポート（貨物保険）や損害報告書（貨物保険以外）のほとんどがアラビア語で記載されており、外国の再保険会社のために翻訳が必要である。さらに、世界の標準的な報告様式を使用していないため、保険契約上の損害調査に関するポイントが網羅的に記載されていない。これらのことから、イラク保険会社の社員が作成したサーベイレポートまたは損害報告書は、保険金算定のための基礎資料としては国際的に認められない。

特に、フロンティングでCTC条項がある場合には、元受イラク保険会社は、国際的な損害調査の内容・手法を理解し、再保険会社が指定した信頼が高い国際損害調査人が、イラクでの業務遂行を可能とすることが求められる。工事現場あるいは事故発生地へのサーベイヤーおよび国際損害調査人の立ち入りを手配し、場合によっては安全問題もからむためサーベイヤーらが動きやすいよう被保険者が管轄当局の許可を取得しなければならない。

2. 保険金の支払

CTCが適切に組み込まれている場合、もしフロンティング保険会社がリスクを全く取っていないならば、保険金を100%再保険者から被保険者に支払うよう手配することが可能である。またフロンティング保険会社がリスクの一部を取っている場合でも、フロンティング保険会社が保険金のうち自らが負担すべき部分を被保険者に支払い、残りを再保険者が直接被保険者に支払うよう手配できる。

カットスルー条項を保険金支払いにのみ適用する形にすることも可能である。その場合も条項には被保険者、被再保険者（フロンティング保険会社）および再保険者の合意が必要となる。

- ➡ カットスルーについては、第2部「補足情報6 フロンティングと保険金請求」（102ページ）を参照。

第 5 章 イラク国内輸送における損失補償契約

イラクでは荷主と国内輸送業者との間で交わされる標準輸送約款は存在しない。国内輸送は、1983 年運送法第 80 号および 1984 年商法第 30 号第 6 節で輸送業務および契約当事者、すなわち買い手、売り手および輸送人の権利と責任が規定されている。

同様に荷主と倉庫会社との間の標準倉庫約款も存在しない。

第6章 イラク市場に参入する日本企業のための保険手配について

1. イラクにおける日本観

イラクでは一般的に日本は好意的に受け止められており、尊敬されている。イラクの評論家や政治家は一樣に、第2次世界大戦後からの日本の目覚ましい復興に感銘を受けている。過去および現在、日本の対イラク政策が疑問視されたこともない。日本の自衛隊による復興支援活動や、円借款・技術協力・無償資金協力等の政府開発援助（ODA）による支援はイラク国民にとって必要不可欠な支援であり、イラクの社会的・経済的環境の改善に貢献するものであるとみなされている。

2. イラクに進出する日本企業の受け入れ状況

このような背景から、例えば日本の建設会社や土木工事がイラク市場に参入し、イラクの保険会社の保険に加入しようとするれば好意的に受け止められると思われる。日本企業は誠実で公正と考えられている。

日本の大手商社や企業にはイラクでの実績があり、それは彼らが大規模な産業・土木工事プロジェクトを手がけた1970年代にまでさかのぼる。

日本語に堪能な人材をイラクで見つけるのは難しいが、英語でコミュニケーションが可能な人材を擁する保険会社もあり、実務的な対応が容易な場合が多い。

国際的なブローカーに、実務的な能力が高い保険会社を評価・選定させることができる。

3. 推奨される対応

日本企業がイラク保険会社と直接交渉することは不可能ではないが、イラクで操業する国際企業は通常、大手国際保険ブローカーの持つ専門的知識とサービスを利用している。そのようなブローカーはイラク保険市場に関して必要な知識を備えており、以下のサービスを提供することができる。

- ①国際標準に準拠した保険および再保険サービス
- ②諸々のコンサルティングサービス。

国際的な大手工事請負業者やIOCsはこの方法を採用している。

したがって、以下対応が推奨される。

■取引のある損害保険会社に相談する

日本の損害保険会社は現時点でイラク国内のリスクの引受ができないことも考えられるが、その場合でもどのように保険手配をすべきかを相談するのは有効である。特に保険会社が引受が出来ない場合に、国際再保険ブローカーを紹介してもらうことは必須である。

■国際再保険ブローカーに相談する

実際には国際再保険ブローカーは最終的にリスクを引き受ける海外の再保険会社の代理人であるが、受注工事に関する再保険取引案件を持ち込むことにより、実質的に元受保険会社の選定や再保険会社の推奨等のコンサルティングを国際再保険ブローカーから受けることが可能となる。

■保険プログラムを評価、決定する

国際再保険ブローカーから再保険会社や推奨される元受保険会社の情報、フロンティングを含む再保険プログラム等を提示されたならば、その内容を吟味・評価した上で、保険プログラムを決定する。単独で評価、決定することが難しい場合、国内取引のある損害保険会社の意見を聞くことが重要である。

第7章 イラク国進出企業の抱える課題

イラクの保険会社が要求されるすべてのサービスを効率よく提供する能力を備えているわけではないことから、海外企業がイラクで保険の引き受け先を選ぶ場合、相手によっては業務の非効率性にどう対処するかが大きな問題となる。

イラクでは、保険分野に限らず一般的に形式主義的傾向が強く見られる。この点については一部のIOCsによる経験が参考になる。IOCsのなかには、石油採掘権のラウンドにおける開発生産分与契約（Development and Production Sharing Contracts、DPSC）に関連する保険計画について、もう2年近く交渉を続けているところもある。イラク側出資者が法律問題と保険コスト（保険料、訓練研修ワークショップ、コンサルティングおよび関連サービス）に関して、内容と金額についての関心がある理由だ。

国営保険会社は形式主義的であるといわれているが、これは程度の差こそあれ民間保険会社にもあてはまる。そのうえ民間保険会社の場合、社長自身が業務の中核を担っており、保険会社によっては、会社のメールアドレスが存在せず、社長の個人メールアドレスのみを使用している場合もある。そのため、社長が不在で業務遂行やサービスの提供に支障をきたす場合が多く生じている。

また、社員の英語能力の有無が保険会社の業務能力に大きく影響し、業務能力は保険会社によって大きく異なっている。

なお、イラク国内の保険案件で国外保険会社と直接契約を締結する場合には、保険関係税の脱税にならないよう留意が必要である。

第 2 部 工事関連保険の概説

第1章 第2部の概要

1. 第2部の目的

- ・ 本資料は日本国外で土木・建設工事の受注を行なうことを検討されている工事業者を対象に、海外工事における保険手配の基本的な考え方にに基づき、工事実施国現地の特殊性を踏まえて、工事発注公示から引渡後の保証までの工程において実施すべき事項の概要を解説するものです。



注意：本資料の記載内容はあくまでも概説であり、内容の詳細さや正確性には限界があります。また、全ての工事案件に当てはまるものではありません。従って、実際の保険手配にあたっては必ず保険会社や(再)保険ブローカーにご相談ください。

2. 第2部の読み方

- ・ 「第2章 海外工事に関するリスクと保険の全体像」で工事のプロセスおよび各プロセスに関連するリスクと保険種目を図示しています。本項のうち、「工事業者としての To Do」は、工事発注公示から引渡し後の保証期間までの各プロセスで実施事項を「To Do」として表示しています。
- ・ 「第3章 TO DO 解説および補足情報」では、上記で挙げた To Do ごとに解説しています。また、本資料の内容を理解するのに前提となる情報等を「補足情報」として記載しています。
- ・ 資料内で取り上げる保険種目の詳細は「第3部 海外工事関連保険概要」を参照してください。

3. 海外工事における保険手配の基本的考え方

- ・ 工事発注公示がなされた場合、入札金額を決定する上でコスト見積もりを行いません。
- ・ その際、工事で要求される海外工事用の保険および貴社が手配すべきと考える保険について、本邦保険会社または国際的な(再)保険ブローカーを通じた外国保険会社から概算見積を取付け、これを加味して応札します。
- ・ 海外工事用の保険コストは変動します。落札した場合、最終的な調達価額は見積もりとは異なる場合もあります。その差損リスクも予め織り込んでおく必要があります。
- ・ 不明点は必ず保険会社または(再)保険ブローカーに確認することが重要です。

第2章 海外工事に関するリスクと保険の全体像

全体像は、横軸に工事工程、縦軸に個別リスクを記載し、そのマトリクスに海外工事に必要な保険を表示しています。カバーする保険がない、または保険を入手できないリスクについては、個別にリスク対策が必要です。
次ページ以降に「工事業者としての To Do」の詳細を記載しています。

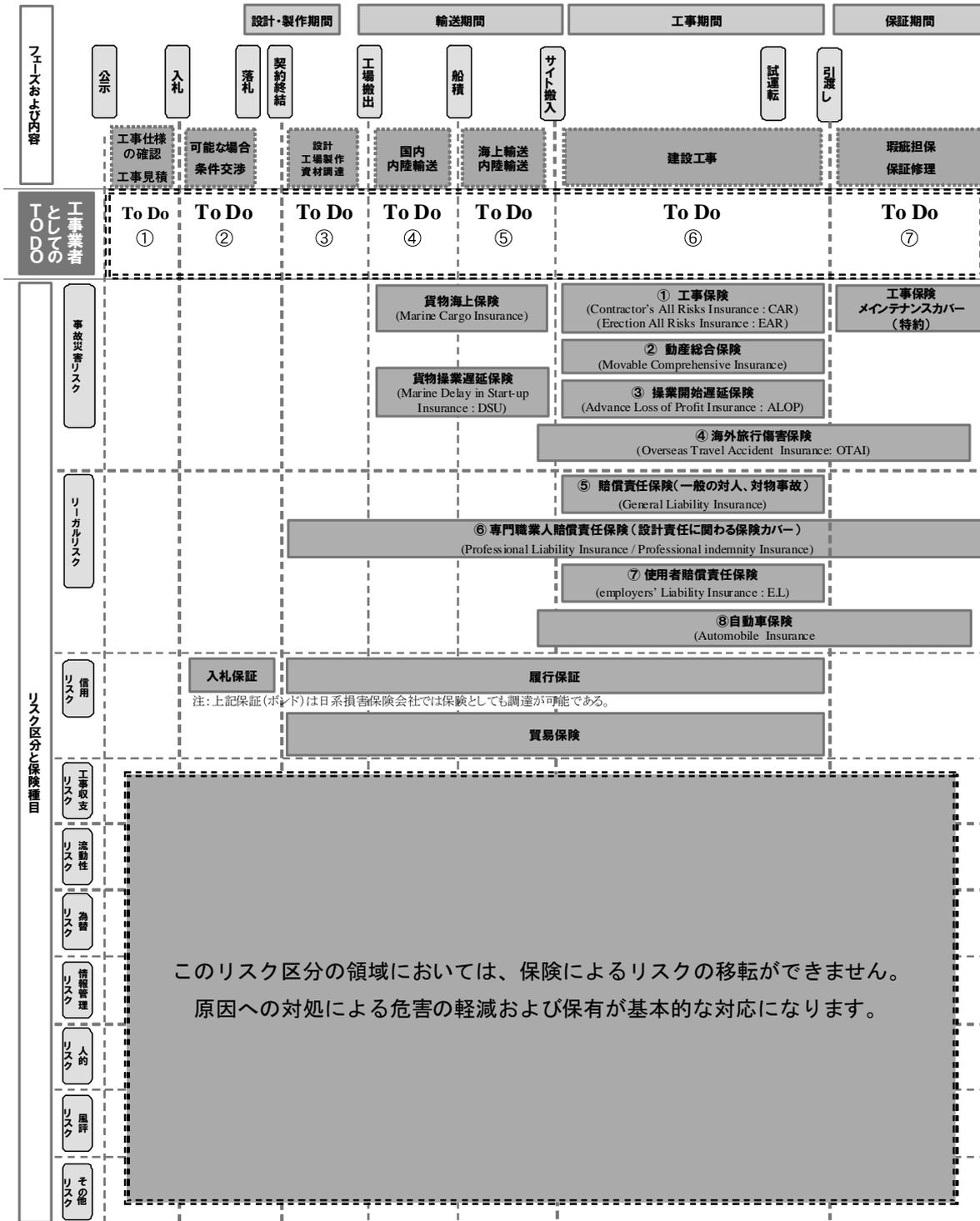


図 - 19 海外工事に関するリスクと保険の全体像

第3章 To Do 解説および補足情報

To Do ① 公示～入札（工事仕様の確認、工事見積り）

- ▶ 工事入札公示がなされた場合、まず「発注者」「発注工事の内容」「契約条件」「代金支払条件」を正確に確認する。
- ▶ その際、工事契約条件に保険の付保義務（Insurance Clause）を確認しますが、これは最低限の保険付保条件となります。これに加えて、工事業者自らがリスク管理上必要と考える保険の別途手配が必要。
 - ➡ 工事契約における保険については、「補足情報2 FIDIC 一般条項と保険」（93 ページ）を参照。
- ▶ 現在イラクリスクを引き受ける国内の保険会社は稀であり、保険調達や保険コストの見積りを取るには国際再保険ブローカーへ直接照会を行なうことが現実的である。
- ▶ 主な国際再保険ブローカーは、日本事務所を開設している。どの国際再保険ブローカーに相談するか、またその連絡先については、取引のある損害保険会社に照会し、意見を求めることを推奨する。
 - ➡ 国際保険ブローカーについては、「補足情報3 国際再保険ブローカー」（94 ページ）を参照。

補足情報 1 イラクの保険会社一覧

イラク国内でフロンティングを行う場合、国際再保険ブローカーは、フロンティング先のイラク保険会社を規模・財務状態・従業員数等の一般指標のほか、保険知識・熟練度合いや事務の正確性、使用可能言語やコミュニケーション、担当者の能力等で評価し、最適な保険会社をクライアントに推奨する。

表 - 20 イラクの保険会社一覧

No	会社名	資本金	従業員数	保険料額
1	Ahlia Insurance Company	1,508,000,000	19	379,776,448
2	Al-Ameen Insurance Company	1,250,000,000	—	—
3	Al-Batik Insurance Company	2,000,000,000	—	—
4	Al-Eqtisad International General Insurance Company	5,000,000,000	—	—
5	Al-Hamra'a Insurance Company	2,000,000,000	34	1,548,189,147
6	Al-Khair Insurance Company	1,000,000,000	6	300,000 米米ドル、2009年
7	Al-Maseer Insurance Company	1,500,000,000	11	—
8	Al-Reham Insurance Company	500,000,000	—	—
9	Al-Watan Insurance Co	1,500,000,000	—	—
10	Asia Insurance Company	30,000,000,000	25	—
11	Badia Insurance Company	2,000,000,000	—	—
12	Cihan Insurance Company	1,500,000,000	—	—
13	Dar Al-Iraq Insurance Company	1,000,000,000	—	—
14	Dar Al-Salam Insurance Company	2,400,000,000	22	526,234,884
15	Dilnia Insurance Company	1,000,000,000	5	—
16	Gulf Insurance and Reinsurance Company	1,000,000,000	6	310,073,607
17	Iraq International Insurance Company	1,650,000,000	8	—
18	Iraqi Insurance Company	3,200,000,000	345	18,891,893,000 生命保険料を含む
19	Iraqi Reinsurance Company	3,000,000,000	—	10,083,000,000
20	Kar Insurance Company	40,000,000,000	7	—
21	Kurdistan Insurance Company	1,000,000,000	3	—
22	Middle East Insurance Co	1,000,000,000	—	—
23	Moa'lim Insurance Company	—	—	—
24	National Insurance Company	15,000,000,000	729	60,581,538,000
25	Shatt Al-Arab Insurance Company	3,000,000,000	—	308,556,620
26	StarKar Insurance Company	500,000,000	20	—
27	Trust House Insurance Company	1,012,000,000	—	—
28	Union International Insurance Company [El-Etihad]	2,000,000,000	—	—
29	Ur International Insurance Company	2,250,000,000	8	—
30	Wadi Al-Rafidain Insurance Company	5,000,000,000	—	—

出典: イラク保険機構の提供情報および各保険会社への直接の照会結果

*資本金・従業員数データは2012年7月末時点で把握した数値

**保険料額は2010年のデータ。他の表示がない限り単位はイラクディナール

補足情報 2 FIDIC 一般条項と保険

通常工事契約の「保険条項 (Insurance Clause)」等の一般条項で付保義務や必要な付保条件を定めている。以下に保険関連条項の例として FIDIC の該当部分を掲載する。

<FIDIC の保険該当部分>

【FIDIC 一般条項】	【解説】
GC4.1-「工事請負人の一般義務」	<ul style="list-style-type: none">・仮工事、工事用資材等の危険負担を規定。
GC4.4-「下請負人」	<ul style="list-style-type: none">・工事請負人の下請負人やその従業員の責任を規定。従って、これらの当事者が保険の「被保険者」となっているか、確認が必要。
GC18.2-「本工事や工事用機械設備の保険付保」	<ul style="list-style-type: none">・GC18.1の付保対象物は、本工事、仮工事、最終的に本工事の一部となる機械設備(“Plant”)、工事用機械設備(“Equipment”)、工事用資材、工事用図書を規定し、仮設物、中古品、支給資材、賃借物もそれらの「再調達価額(新規調達額)」が保険の基準になる。なお、“Equipment”は通常工事保険では除外されており、別途手配が必要。・工事保険は、「再調達価額」で付保する必要があり、必ずしも工事請負金額と同一ではない。仮に保険金額が「再調達価額」を下回る場合、保険金はその不足割合で削減される。なお、この他様々な保険条件や特約があるので、保険ブローカーとよく相談して保険条件を決定することが重要となる。・保険期間は工事用資材の工事現場における荷卸で始まり、工事の物理的完成後の最終引渡し(Taking-over)で終了する。その後の瑕疵担保期間の保険補償については必ず確認する必要がある。
GC18.3-「第三者賠償責任、構内所在物件、使用者賠償責任の保険付保」	<ul style="list-style-type: none">・主要な工事保険では第三者賠償や構内所在物件の補償が含まれる。第三者賠償と使用者賠償を合わせて、賠償責任保険をまとめることも一般的。
GC18.4-「労働災害補償保険付保」	<ul style="list-style-type: none">・国により労災補償法が異なるので、保険ブローカーとの相談が必要。なお、日本から派遣される邦人従業員には海外旅行総合保険など日本で手配する保険もある。

補足情報 3 国際再保険ブローカー

- ▶ 一般に保険手配は、保険会社の代理人である「保険代理店 (Insurance agent)」または保険契約者の代理人である「保険ブローカー (Insurance broker—和名「保険仲立人」)」を介して行う。

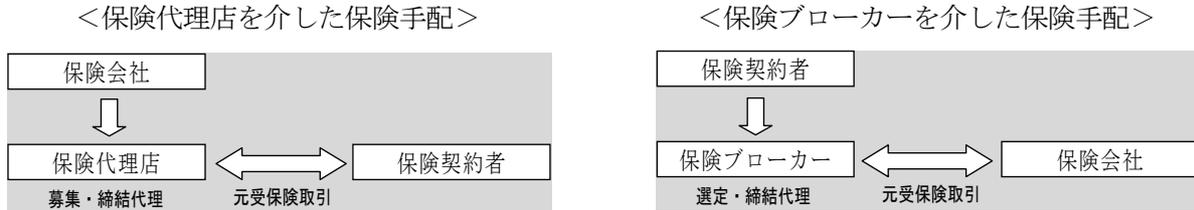


図 - 20 保険代理店・保険ブローカーを介した保険手配

- ▶ イラクでは、必要とする保険カバーをイラク以外の外国保険会社から再保険を使って持ち込む（「フロンティング」）ことが可能。その際、国際再保険ブローカーは外国保険会社の代理人としてイラク保険会社を選定し、再保険契約を締結することになる。

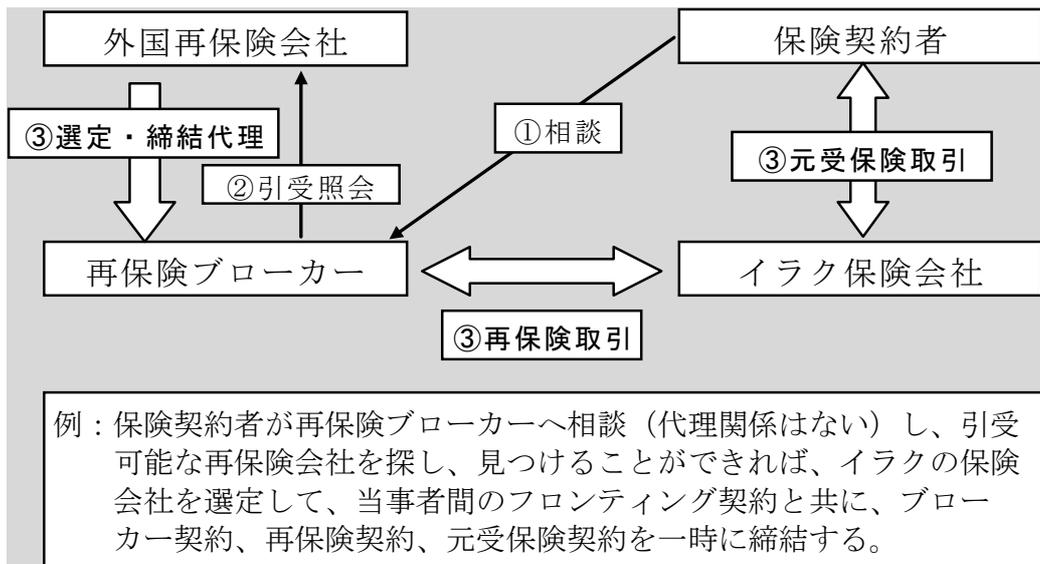


図 - 21 フロンティングによる保険手配

To Do ② 入札～落札 その1 (可能な場合の条件交渉)

- ▶ 工事契約で付保が義務付けられる保険は、最低限の保険付保です。工事契約条件によっては、調査・設計・調達・工事・最終引渡しまでの保守等に関わる工事業者の責任が生じますので、何にどの程度のリスクがあるかを自社で評価し、そのリスク対策として付保の要否を判断する。
- ▶ 付保の要否を判断には、工事契約のうち主に以下の内容を国際再保険ブローカーに提示し、相談することが実務的な手順である。

表 - 21 国際再保険ブローカーへの主な提示事項

工事契約の項目	内容
Scope of Work	保険の目的としての工事対象物（仮工事、架設工事等を含む）のみならず、工事業者が行なう役務が規定されています。
Construction Period	最終引渡しまでの工事期間とその後の瑕疵担保期間を含めて、保険条件や保険期間設定の根拠となります。
Contract price	請負工事金額ですが、支給貸与材、仮設物、工事用賃借機械設備等の「再調達価額」が工事保険の保険金額になりますので、必ずしも同一ではありません。
Contractor's obligation, responsibility or liability	工事業者の義務や責任等の文言があれば、詳細を確認して、調査・設計・調達・施行・保守管理・引渡しまでの保証責任および瑕疵担保責任、保険付保責任・賠償責任・保守責任等あらゆる責任の可能性を確認します。

- ▶ なお、落札した段階で、履行の保証（ボンド）が必要（同等の保険商品に履行保証保険がある）

To Do ② 入札～落札 その2 (可能な場合の条件交渉)

海外工事に関わる事故、災害、法的責任および信用に関連するリスクについて、一般的に以下の保険商品が調達可能。

表 - 22 海外工事関連保険種目

貨物海上保険 (Marine Cargo Insurance)
貨物操業遅延保険 (Marine Delay in Start-up Insurance: DSU)
土木工事保険(Contractor's All Risks Insurance: CAR) または組立保険(Erection All Risks Insurance: EAR)
メンテナンスカバー (工事保険特約)
賠償責任保険(General Liability Insurance: GL) および使用者賠償責任保険(employers' Liability Insurance: EL)
海外旅行総合保険(Overseas Travellers' Comprehensive Insurance)
操業開始遅延保険(Advance Loss of Profit Insurance: ALOP)
専門職業人賠償責任保険(Professional Liability/ Professional indemnity Insurance: PI)

➡ 上記各保険種目の詳細は、第3部「補足情報3 海外工事関連保険の概要」(109ページ)を参照。

- ▶ 工事資材や工事機械、器具工具等をイラクへ輸出する間の損害に備え、日本国内の輸送や現地国への海上・航空輸送中の事故を補償する貨物海上保険を手配する。
- ▶ 貨物海上保険は輸出地の工場・倉庫から搬出時点から通常の輸送過程を経て仕向地の現場に搬入されるまで、オールリスク条件で付保する。戦争勃発等のトラブルにより通常の輸送行程を外れると保険が終了することに注意が必要。また、戦争、ストライキ等の担保は保険料が変動するため、確認が必要。

➡ 貿易保険については、「補足情報4 貿易保険」(97ページ)を参照。

補足情報 4 貿易保険

○貿易保険の概要

海外取引には、民営の海上保険で補償される航海リスク（沈没、座礁、水濡れ、毀損、強盗、火災、不着等）以外に、「非常リスク」（戦争、革命、内乱、テロ、相手国の輸入制限・輸入禁止・債務繰り延べ、為替取引の制限・禁止等）や「信用リスク」（相手方の破産等による代金回収不能、相手方が外国政府である場合の一方的契約破棄等）が伴う。特に、「非常リスク」および「信用リスク」の損失規模は膨大になり、民間保険会社では引受困難なことから、1950年以降に、国がこれらのリスクをカバーする貿易保険を提供してきた。その後、2001年の中央省庁再編以降は、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が元受を行い、国（経済産業省）が再保険を行なう形態に変更されている。なお、2005年4月に、貿易保険分野への民間保険会社の参入が開始された。

○貿易保険の種類

NEXI が扱う貿易保険には以下に代表される 12 系統（9 約款）の種類がある。

- | | | | |
|---------|-----------|-------------|---------|
| ・貿易一般保険 | ・貿易代金貸付保険 | ・輸出手形保険 | ・輸出保証保険 |
| ・前払輸入保険 | ・海外投資保険 | ・海外事業資金貸付保険 | |

表 - 23 海外工事に関連する貿易保険

貿易一般保険	輸出・仲介貿易・技術供与・ライセンス契約等における以下のリスクの損失をてん補する代表的な貿易保険。 <ul style="list-style-type: none">■ 非常リスク、信用リスクの発生による輸出不能■ 非常リスクの発生により、航路や到着港を変更し、運賃や保険料が超過したことによる増加費用■ 非常リスク、信用リスクによる輸出代金回収の不能
輸出保証保険	銀行が保証する入札保証（ビッド・ボンド）、契約履行保証（パフォーマンス・ボンド）、前受金返還保証（リファンド・ボンド）に関連するリスクをてん補する保険。 海外の大規模プロジェクトへの入札に日本企業が参加する場合、落札者は工事の履行を保証する旨の保証状（ボンド）を要求されるため、銀行等に保証状の発行を依頼することになるが、これを履行できなかった場合に保証金を支払うリスクをてん補する。
海外投資保険	日本企業が海外投資に関して保有する資産（株式、不動産等）が、非常リスク（政府による収用・権利侵害、戦争や天災による破壊等）で受ける損害をてん補する保険。保険期間は3年から15年の範囲で設定でき、すでに保有している資産にも付保できる。

To Do ③ 契約終結～工場搬出（設計、工場製作、資材調達）

- ▶ この段階では、工事設計（自社、外注）、資材調達、工場製作が開始される。設計上の過失で生じた以下損害への法的責任をてん補する保険商品の検討が必要。

表 - 24 設計上の過失で生じる損害と関連保険種目

工事目的物の損害	EPC 契約等、工事業者が設計を行う場合、工事保険（CAR や EAR）では一般的に免責のため、拡張担保を調達する。
第三者の人身障害や財物損壊	工事引渡前では、一般賠償責任保険または工事保険の賠償責任担保を調達する。
それ以外の損害	専門職業人賠償責任保険（PI）を調達する。また、設計を設計会社に外注している場合は、発注条件に PI 付保と証券提示を義務付ける。

To Do ④および⑤ 工場搬出～船積～サイト搬入（国内外の内陸、海上輸送）

- ▶ ただし、上記保険は財物損害への経済的補償が目的であり、事故によって発生する輸送遅延による損失は補償の対象ではない。輸送遅延による損失には貨物操業遅延保険(DSU：Marine Delay in Start-up Insurance)があるが、特殊な保険のため調達には国際再保険ブローカーと十分な打ち合わせが必要。
- ▶ 工事資材等の現地輸送に合わせ、本邦から邦人の工事関係者が現地入りする段階には、事故による傷害や疾病による治療費、緊急移送費、携行用品の損害、個人の賠償責任を補償する海外旅行総合保険を付保する。

To Do ⑥ サイト搬入～試運転～引渡し（建設工事）

工所用資材等を現地で荷卸し工事に着手する段階までに、工所用の以下保険を調達しておく必要がある。

表 - 25 着工までに調達すべき保険種目

<p>組立保険または土木工事保険＋メンテナンスカバー（工事保険特約）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不測・突発的事故で物理的な損害が生じた場合の工所用資材（最終的に工事本体となるもの）・本工事自体・工所用仮設物・工事現場内所在物件の損害が対象。 ・ 工所用の機械設備や設計図書類は対象外。 ・ 主な免責事由は、戦争や外国の武力行使等、原子力損害、工事の中断等の他、設計や資材の欠陥、遅延や罰金等の間接損害、自然消耗や腐食・浸食等。これらを担保したい場合、特約で補償を調達する。 ・ 保険期間は工事引渡しまでのため、その後の保証のためメンテナンスカバーを調達する。
<p>賠償責任保険および使用者賠償責任保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に関わる第三者の人身障害や財物の損壊（工事現場内所在物件を除く）には、工事保険の賠償責任担保または独立した第三者賠償責任保険を調達する。 ・ 第三者賠償責任保険で免責となっている従業員等に対しては、使用者賠償責任保険を調達する。
<p>財物総合保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事保険対象外の機械設備や設計図書类等動産の保険は、工事保険の特約で付保するか、別途調達する。 ・ これらの保険は国によって内容が異なるため、予め国際再保険ブローカーに条件を確認する。
<p>操業開始遅延保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事遅延による「発注者」の収益損失や収益減少を防止する費用を補償する保険。 ・ 汎用的な保険ではないため、予め国際再保険ブローカーに条件を確認する。

補足情報 5 ミュンヘン再保険標準約款 (Munich Re Form Policy)

○ミュンヘン再保険とは

世界最大の再保険会社²⁷で、日本市場でも 1912 年に初めて日本の損害保険会社と再保険契約を締結して以降 100 年の歴史がある。特に建設・組立・土木工事に関する保険や、機械等に関する技術保険系 (Engineering Insurance Class) 等で、日本の損害保険会社との再保険取引は密接である。こうした影響で、日本の損害保険会社が使用している英文技術保険約款はミュンヘン再保険の標準約款が主となっている。

同社 HP <http://www.munichre.co.jp/group/>

○ミュンヘン再保険標準約款

ミュンヘン再保険の「国際技術保険協会(International Association of Engineering Insurers)」標準約款は公開されている²⁸。

ただし、普通保険約款や特約条項等の種類が多いため、日本損害保険会社が一般的に使用する組立工事保険約款、土木工事保険約款、操業遅延保険約款を「Ⅲ. 海外工事関連保険概要」に掲載する。

表 - 26 ミュンヘン再保険標準約款の概要

<p>組立工事保険約款 Erection All Risks Policy</p>	<p>プラントや鋼構造物の建設工事に関わるオールリスク型²⁹の保険証券。 担保する危険は、工事遂行中に発生する本工事、架設工事、工事用資材等保険の目的について生じた「すべての予測不能で突発的に生じた物理的な損失または損害 (any unforeseen and sudden physical loss or damage)」であり、保険の対象外や免責条項に該当しない限り、所定の約定に従い、保険金額または保険の対象となる目的の実損を限度に復旧費が支払われる。 このような工事に関わる資産に対する補償のほか、工事に起因して工事構内にまたは隣接して所在する発注者や工事業者の所有・使用・管理する財物の補償や、第三者に対する損害賠償責任に関わる補償についても規定されている。</p>
<p>土木工事保険約款 Contractor's All Risks Policy</p>	<p>工事の内容が土木工事の場合の約款で、土木工事特有のリスクについて免責条項が追加される等の相違があるが、基本的な概念は組立工事保険約款と同様。</p>
<p>操業遅延保険約款 Principal's Advance Loss of Profit Policy</p>	<p>上記組立工事保険や土木工事保険に追加して引受けられる。 これらの保険が対象とする事故が発生し、保険金が支払われる場合、工事竣工の遅延で事業が遅延し、発注者が被る収益の損失を補償する。</p>

➡ ミュンヘン再保険標準約款の詳細は、第 3 部「海外工事関連保険の概要」(109 ページ) を参照。

²⁷ ただし、再保険営業のほか、元受保険、医療保険も営業している。

²⁸ http://imia.com/munichre_examples.php

²⁹ 火災保険約款などは「火災、爆発」等の危険を特定する方式の「列举危険型」保険に対し、補償する危険を限定列挙せずに、定められた免責事由に該当しない限り包括的に補償する方式をいう。

補足情報 6 フロンティングと保険金請求

フロンティングで保険手配をした場合の保険金請求の手順を解説する。

○当事者間の関係と保険金請求の流れ

以下の関係当事者が、事故報告、損害調査の段取り・手配を行ない、国際ロスアジャスターを起用して現地損害調査を行い、その調査結果から外国再保険会社と保険契約者間で最終の保険金支払合意を行なう。

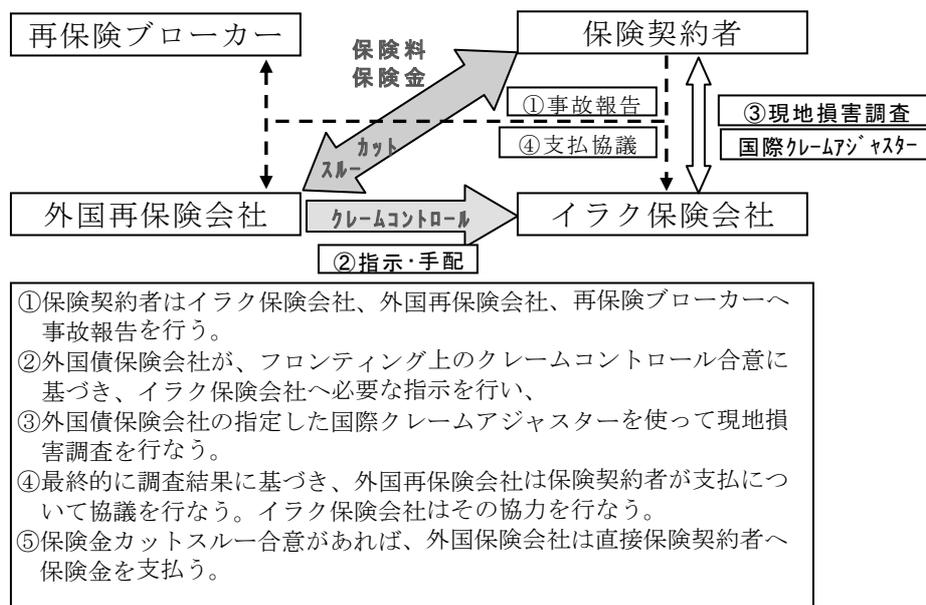


図 - 22 フロンティングのイメージ

○クレームコントロール条項

クレームコントロール条項とは、一般にフロンティング合意において、外国再保険会社とイラク元受保険会社間で、フロンティング保険契約の損害調査の指揮・監督を外国再保険会社が行使できるようにするもの。

○保険料・保険金「カットスルー」

保険料や保険金の「カットスルー」(Premium and claim “Cut-through”)とは、現地のフロンティング元受保険会社の信用リスクをなくすために、保険契約者(=被保険者)が直接外国再保険会社へ保険料を支払い、保険金を請求・支払を受ける方式を指す。

補足情報 7 保険金請求と損害調査

工事中に事故が発生し、保険約款の一般条項に基づいて保険金請求する場合のポイントは以下の通り。

表 - 27 保険金請求のための実施事項

保険会社への連絡	事故の報告は、現地保険会社、国際再保険ブローカー、再保険会社のすべてに行う。 一番重要な再保険者への連絡を、現地保険会社に期待するのは禁物。
事故現場の現地調査	保険会社・再保険会社は、必ず現地調査を損害調査人（ロスアジャスター）に実施させる。 損害調査人の調査に付き添った上で、損害調査人の調査内容や心証、理解等を必ず最後に打合せする。
工事資料、事故記録の提出	保険請求に伴い提出した文書の管理（文書の種類、提出時期）を徹底する。 損害調査人と逐次打合せし、理解具合を確認する。 （再）保険会社と工事業者が事実情報の証拠として何を共有しているか確認する。
定期進捗管理	保険会社と損害調査人で定期的に打合せし、現状の問題や対応策を確認・進捗管理する。
損害認定	保険金支払額の明細を求め、以下のポイントで確認。 ・何が払われ、払われなかったのかの特定 ・請求額の減額の有無およびその理由（保険約款による、もしくは損害評価）
言語や用語の問題	専門用語や異なる言語による解釈の齟齬を防ぐため、不明な点は確実に確認・説明を求め、根拠を提示させる。

補足情報 8 保険金額が請求と異なる場合の注意

保険金を請求した際に、工事業者の想定と保険会社の結論が異なるケースがあります。以下はそのような保険金請求上のトラブル（紛争）の主たる原因ですので、工事業者の方は十分に注意を払ってください。

表 - 28 保険金請求上のトラブル（紛争）の主な原因

ミスコミュニケーション	事故報告から追加報告、資料の説明等、工事業者が（再）保険会社やその損害調査人とコミュニケーションを取る際、十分に意図・意味を説明し、誤解がないことを確認する。
保険条件、付保金額に関わる誤解	保険金請求におけるトラブルのほとんどは保険付保時の誤解が理由。担保の範囲や対象の事故・物件、保険金の設定額等の基本的事項で保険会社との認識の齟齬を防ぐ。
相互信頼	保険請求時に意見、解釈、評価額に違いが生じた場合に、過度に感情的になったり、粗野な言動は避ける。 保険会社も工事業者も、合理的で十分な説明責任を果たし、きっちりと情報、記録、工程を管理して保険金請求を進めれば自ずと相互に信頼と尊敬が生まれるもの。 コミュニケーションがその基礎となる。
損害調査人との付き合い方	損害調査人は、保険契約者である工事業者と保険会社間の保険金請求のみならず、保険会社と再保険会社間の再保険金請求についても責任をもって説明する義務を負っている。そのため、事実や損害の評価で保守的になることも考えられる。 そのような場合には好戦的になるよりも、冷静にその理由を確認し、対応する方が好ましい合意形成の近道になる。 損害調査人の主張・判断が非合理と感じた場合は、保険会社へ直接相談する。

To Do ⑦ 引渡し～（瑕疵担保、保証修理）

工事完了・最終引渡しが完了後は、以下の保険カバーを検討する。

- ▶ 工事に関わる瑕疵担保保証としてメンテナンスカバーがあるが、工事完成物の損害に限定される。
- ▶ 工事に関わる設計、製作、施工、監修の欠陥で生じた人身障害や財物損壊への補償のため、賠償責任保険の完了作業危険担保（Completed Operation Coverage）の調達を継続する。
- ▶ その他の損害については、専門職業人賠償責任保険（PI）の調達を継続する。

第3部 海外工事関連保険の概要

「第3部 海外工事関連保険の概要」の説明

「第3部 海外工事関連保険の概要」では、海外工事に関連する保険の概要をご理解頂くため、特に関連の深い以下の保険種目の特性等の解説資料を掲載しています。

1. 貨物海上保険 (Marine Cargo Insurance)
2. 工事保険 (EAR/CAR Insurance)
3. 賠償責任保険 (Third Party Liability Insurance)
4. 労災保険と使用者賠償責任保険
(Worker's Compensation Insurance and Employers Liability Insurance)
5. 海外旅行保険 (Overseas Travelers' Personal Insurance)
6. 自動車保険 (Automobile Insurance)
7. 船舶保険 (Marine Hull Insurance)
8. 専門職業人賠償責任保険 (Professional Liability/Indemnity Insurance)
9. ミュンヘン再保険標準組立工事、土木工事、操業遅延保険標準約款

1. 貨物海上保険 (Marine Cargo Insurance)

【出典】三井住友海上火災保険株式会社「海外プロジェクトと損害保険 第2章 海外プロジェクトに係わる損害保険のあらまし」

A 貨物海上保険とは

貨物海上保険とは、工事事用資材、建設用機械類等、プロジェクトにかかわる一切の貨物が、輸出国の工場または倉庫から搬出されてから、プロジェクトの現場に搬入されるまでの輸送中に、様々な偶発的事故により被る損害をカバーする保険です。まず、国際間の輸送中のリスクをカバーするために通常使用されている英文保険証券につき以下ご説明いたします。この証券は、国際間の貿易売買を前提とした譲渡可能性を備え、国際的に広く使用されているロンドン保険業者協会が制定した諸約款を基本として作成されております。

B 保険期間

(a) 工事事用資材が輸出地（本邦のみならず第三国から調達する場合は、その第三国をも含める）の工場、倉庫などを搬出された時から始まり、通常の輸送過程を経て、現地の仕向港を經由し、現場に搬入された時に終了します。（Warehouse to Warehouse）ただし、上記期間を対象としませんが、当該期間内であっても、

○通常の輸送過程を外れ、保管や分配を目的とする場所に搬入された場合

○本船荷卸し後60日を経過した時（注・航空機積輸送の場合は、航空機荷卸し後30日）

のいずれかが生じた場合には、その時点で保険は原則として終了することとなります。

(b) 保険期間にかかわる留意事項

○工事事用資材が現場に搬入されるまでの輸送途上において、現地の港湾事情、内陸輸送事情により、港頭に長期間仮置されるため本船荷卸後60日以内に現場に搬入されない場合があります。この様な場合には、当該資材の物流の実態に合わせ、あらかじめ保険会社と協議し、輸送実態と保険のカバーとの間にギャップが生じ、無保険状態が発生しない様、配慮する必要があります。

○貨物海上保険は、現場搬入までの輸送途上の危険を担保するものでありますが、後述の工事保険の始期との関係で保険カバーに切れ目のない様に注意する必要があります。例えばパイプライン、通信設備等を多数の拠点に建設する場合、現場とは別に、資材保管場所を輸送の中間地点等に設け、工事事用資材が直接現場に搬入されないことがあります。この場合は、中間地点の保管場所で貨物海上保険のカバーは終了することとなり、あらかじめ保険会社と協議し、別途カバーの手当が必要です。

○なお、後述の戦争保険については、本船積載中のみカバーされることとなります。陸上の戦争危険は、一切カバーされませんのでご注意ください。

C 保険金額・保険価額

保険金額及び保険価額はCIF Invoice（仕切状）価額の110%で協定するのが通常ですが、個々のプロジェクトの事情によりCIF Invoice Valueの110%では不十分な場合もあり、事前に打合わせし取決める必要があります。

D 保険条件

貨物海上保険は、そのカバーする危険を「海上危険」と「戦争及びストライキ等の危険」に分けております。

(a) 海上危険

工事用資機材は通常、協会貨物約款（オール・リスク）Institute Cargo Clauses (All Risks) に基づき、オール・リスク条件で契約されます。

オール・リスク条件では、全ての外来偶発危険によって生ずる滅失・損傷による物的損害がカバーされます。しかし梱包の不完全による損害や貨物の固有の性質に起因する損害、遅延（delay）による損害はカバーされません。工事用資機材の貨物海上保険に通常使用される特約条項（Special Clauses）の主なものは次のとおりです。

○Special Replacement Clause (Air Freight and Duty)

工事資機材に損傷が生じた場合、基本的には、Institute Replacement Clause（協会機械修繕約款）が適用され、修繕に要する部品代、修繕費、運送賃等が保険金額を限度としてカバーされます。

しかし、Institute Replacement Clauseでは当該工事資機材が当初海上輸送された場合、その取替部品を緊急を要するため航空輸送しても、海上運賃相当額しかカバーされません。また、当該工事用資機材は無税で現地に輸入されたとしても、取替部品には輸入税が課せられる場合もあり、この場合も当該輸入税はClauseではカバーされません。

このような航空運賃、輸入税をカバーするために作られたのがSpecial Replacement Clause (Air Freight and Duty) です。

○Special Clause for Concealed Damage

貨物海上保険は原則として現場搬入をもって終了します。したがって現場搬入後直ちに貨物を開梱し、損害の有無を確認することが必要となります。しかしながら工事計画との兼合もあり、資機材の搬入後直ちに開梱が行われることなく、一定期間現場内に保管されるケースが少なくありません。このため、現場搬入後、開梱までの期間に一定の猶予を与え（注：この期間は個々のプラント輸出の実態、計画に合わせ設定されます。）、現場搬入時外観からは判明せず、開梱されてはじめて発見された輸送中の損害をカバーすることを認める約款です。本約款は開梱し損害の確認をする期間を許容するもので、カバーされる損害はあくまでも保険期間内（輸送中）に生じたことが必要です。現場搬入後に生じた損害や梱包内の中味貨物の数量の誤りをカバーするものではありません。

(b) 戦争、ストライキ等の危険 (War, Strikes, Riots and Civil Commotions)

○協会戦争危険担保約款 (Institute War Clauses)

貨物海上保険は、工事保険等の他の保険とは異なり戦争危険をもカバーするのが特徴です。この約款にいう戦争とは、宣戦の有無を問わず、一般に戦争と認められるものすべてを含みます。海上危険か戦争危険かの区別は、数多くの判例等を参考としつつ行われます。また戦争危険は本船積載中のみカバーされ陸上の戦争危険はカバーされません。

○協会同盟罷業暴動騒乱担保約款

(Institute Strikes Riots and Civil Commotions Clauses)

ストライキや暴動参加者により工事用資機材が破壊されることがありますがその損害をこの

約款がカバーします。

上記両約款共に戦争やストライキのため荷揚港を変更することによって生ずる増加費用等はカバーされません。

○戦争、ストライキ等の料率について

戦争・ストライキ危険については情勢の如何により変動するため、実際の船積日（航空機による輸送の場合は出発日）時点の料率が適用されます。当社では海上保険の中心である英国マーケットの料率を参考にWar & S. R. C. C. Rate表を定めておりますが、情勢変化により時には急に、しかも大幅に変更されることがあります。

E OPEN POLICY

貨物海上保険では、一輸送ごとに危険開始前に保険の申込みを行うのが原則ですが、海外プロジェクトの様資機材の輸送が長期かつ継続的に行われるものについては、当該プロジェクトにつきあらかじめ一括して保険契約を締結しておくことをおすすめします。このために締結されるのがOpen Policyです（個々の輸送については必要あれば個別の保険証券が発行されます。）。Open Policyがあればすべての輸送に自動的に保険が付けられることとなります。したがって、万が一、個別の輸送につき保険会社への保険申込みが漏れたり、遅延があった場合でも、カバーされます。（注：被保険者の故意または重大な過失による場合を除きます。）

最近の海外プロジェクトについては、第三国間調達資機材が増加している様に見受けられますが、これらの保険申込みのために事前に資機材の明細を把握することは困難であり、ますますOpen Policy利用の必要性が高まっています。

2. 工事保険 (EAR/CAR Insurance)

【出典】三井住友海上火災保険株式会社「海外プロジェクトと損害保険 第2章 海外プロジェクトに係わる損害保険のあらまし」

A 工事保険とは

組立工事、建築工事、土木工事等の工事中に、偶然な事故によって工事の対象物等に生じた損害をカバーする保険を、一般に「工事保険」と呼んでいます。

工事保険は本来、当該工事の実態に合わせて個々にその内容を作り上げる必要があるため、貨物海上保険のような国際的な統一約款はなく、国により、保険会社により、更に個々の工事によって、その内容が異なりますが、工事保険が早期に発達したイギリス、ドイツ及びアメリカの影響により、大別すると次のように要約されます。

工 事	組 立 工 事	建 築 工 事	土 木 工 事
国	プラント・機械設備・橋梁などの鋼構造物の組立工事	ビル・工場建屋などの建築工事	ダム・トンネル・道路・港湾などの土木工事
イギリス	Contractors' All Risks Insurance (略称CAR)		
ドイツ	Erection All Risks Insurance (略称EAR)	CAR	
アメリカ	○Inland Marine Insurance (Installation Floater Form) ○Builders' Risks Insurance ○Fire & ECE及びDIC		
日 本	組 立 保 険	建設工事保険	土木工事保険

日本はドイツのErection All Risks Insuranceを組立保険、イギリスのContractors' All Risks Insuranceを建設工事保険として導入し、土木工事保険はContractors' All Risks Insuranceを主たるベースとして日本独自に作成しました。

海外工事にはEAR、CARが主として利用されていますが、両証券共に基本的な内容においてはほぼ相違ないといえますので、国際的に広く利用されているEARを中心に、以下、ご説明いたします。

B 保険証券の構成

通常EARの保険証券では、以下のごとく物的損害、損害賠償責任をカバーします。

(a) Section I

工事の対象物、仮設物及び建設用機械の物的損害をカバーします。

(b) Section II

保険の対象の工事に起因して他人の身体に損害を与えたり、または他人の財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。

C 被保険者

一般的には、受注者（元請負人）、関連業者、協力業者、発注者等すべての工事関係者を被保険者とします。

D 保険期間

工事着手の日から、工事完成引渡しの日までの工事期間（試運転がある場合にはその期間を含みます。）を保険期間とし、オールリスクカバーが行われます。工事契約上の保証条項に基づく損害をカバーする場合には、引渡し後の保証期間も保険期間とすることが可能です。（参照：E カバーされる主な損害(b)）

ただし、上述した保険期間内であっても、個々の保険の対象ごとに次のように保険の有効期間が定められます。

- (a) 始期…各々の資機材ごとに、現場において輸送機関より荷卸しされた時。（荷卸中は含まれません。）

したがって、貨物海上保険の責任の終期と工事保険の責任の始期との間に切れ目が生じないように注意する必要があります。特に資機材が直接現場に搬入されず、港頭や資材置場に保管されている間に貨物海上保険の責任が終了してしまう場合などに注意が必要です。このような場合には貨物海上保険を延長するか、工事保険の特約により上記保管中及び陸上輸送中をカバーすることが必要です。

- (b) 終期…オールリスクのカバーは各々の保険の対象ごとに、次のいずれか早い時に終了します。

- 保険証券記載の保険期間の終了日
- 保険の対象が発注者に引渡しされた時
- 保険の対象が操業を開始した時
- 証券上に定められた試運転期間を経過した時

したがって、予定より工事が延び、引渡しが遅れる場合や予定より試運転期間が長くなる場合には、保険期間の延長や証券上に定められた試運転期間の修正手続きが必要です。

E カバーされる主な損害

- (a) 工事期間（試運転期間を含みます。）

いわゆるオールリスクの保険であり、保険金をお支払いできない損害を除き、現場において不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じたあらゆる物的損害がカバーされます。具体的には次のような事故による損害がお支払いの対象となります。

- 施工中の作業にともない発生する事故

- ・作業員の故意または過失（重大な過失を含みます。）
- ・工法または組立作業の欠陥による事故

- 外来の事故

- ・暴風雨、高潮、洪水、はん濫、落雷、地震、その他これらに類似の天災による事故
- ・地すべり、土砂崩れによる事故
- ・第三者の悪意による事故

- ・資機材などの盗難

○その他の事故

- ・火災、破裂、爆発事故

- ・ショート、アーク、スパーク、過電流などの電氣的事故及び機械的故障

(b) 保証期間

工事完成引渡し後の一定期間（保証期間）内に、工事の対象物に関して、工事契約上、受注者の責任とされる事故が発生した場合、その物的損害をカバーします。この保証期間中のカバー（メンテナンスカバー）には、いくつかの種類がありますが、主なものを挙げると次のとおりです。

○Visits Maintenance

契約上の義務として保証期間中に行う作業の拙劣または過失によって工事の対象物に生じた物的損害がカバーされます。

○Limited Maintenance (Extended Maintenanceとも呼ばれます。)

上述のVisits Maintenanceに加えて、保証期間以前の工事期間中に現場において発生した欠陥（例えば、組立作業や試運転の欠陥）によって、保証期間中に、工事の対象物に生じた物的損害がカバーされます。

○Full Maintenance (Full Guaranteeとも呼ばれます。)

Limited Maintenanceに加えて、Manufacturer's Risk（設計、材質、製作の欠陥）に起因して保証期間中に発生した事故により、工事の対象物に生じた物的損害がカバーされます。

F カバーされない主な損害

工事期間中、保証期間中とも次の事由による損害はカバーされません。

- (a) 戦争、外国の武力行使、革命、暴動もしくは騒じょう、労働争議、またはこれらに類似の事変（ただし、特約により暴動、騒じょう、労働争議はカバー可能）
- (b) 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊による事故
- (c) 保険契約者、被保険者または現場責任者の故意または重大な過失による事故
- (d) Manufacturer's Risk（設計、材質、製作の欠陥）による損害（ただし、特約によりカバー可能）
- (e) 核燃料物質の放射性・爆発性その他の特性の作用またはこれらの特性による事故
- (f) 放射線照射または放射能汚染
- (g) 保険の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害
- (h) 保険の対象の性質またはその自然の消耗（さび、スケール等を含む）・劣化
- (i) 在庫調査の際に発見された目減り
- (j) 被保険者が工事契約に基づき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により負担する損害賠償金

[参 考]

Manufacturer's Riskによる損害の取扱い

工事保険におけるManufacturer's Risk（設計、材質、製作の欠陥）による損害のカバーの方法には次の3種類があります。

(a) Manufacturer's Risk不担保

設計、材質、製作の欠陥によって生じた損害は一切カバーされません。

(b) 波及損害のみ担保（Indirect Cover）

設計、材質、製作の欠陥によって損害が生じた場合、欠陥のあった部分または機器の損害はカバーされず、その欠陥によって他の部分または他の機器に与えた損害はカバーされます。

(c) 当該機器・波及損害担保（Direct and Indirect Cover）

設計、材質、製作の欠陥によって生じた損害は、欠陥のあった部分または機器をも含めカバーされます。

日本の組立保険はカバー範囲の最も広い、上記(c)の条件となっていますが、世界的にはあくまでも例外といえます。

多くの発展途上国の工事保険は、標準条件として上記(a)のごとくManufacturer's Riskによる損害は一切カバーされず、特約を付けることにより、上記(b)の条件までカバー範囲を拡大する方式を採っています。

G 保険の対象

保険の対象は次のものです。

(a) 工事の対象物及びその材料

(b) 仮枠、足場、電気配線等の工事用仮設物

(c) 現場事務所、宿舍、倉庫等の工事用仮設建物（建物に収容の什器、備品を含みます。）

また、建設用機械については別途明細を付けて保険の対象に含める方式を採っています。

なお、次のものは通常、保険の対象から除かれます。

(a) 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車、その他の車両

(b) 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずるもの

(c) 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずるもの

(d) 原料または燃料その他これらに準ずるもの

H 保険金額

保険金額は工事完成時の完成価額とすることを原則としておりますが、実務上は請負契約金額（発注者から、別途支給資材等がある場合はその金額を加えた額）を保険金額としています。

完成価額が事前に確定していないCost plus Fee方式等の契約では、概算の完成価額を見積り、それを暫定保険金額として契約し、確定金額の判明した時点で、保険金額の調整を行います。

I 損害額の算定

(a) 工事の対象物及びその材料

損害額は、損害の発生した保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用（復旧費）として算定されます。

ただし、次の費用は別途特約を付けない限り復旧費に算入されません。

○急行貨物運賃や残業手当等の特別費用

○航空貨物運賃

（これらの費用が当初から請負契約金額に含まれている場合には、復旧費としてお支払いします。）

なお、復旧にともない性能の改善、事故の再発防止、安全対策等の目的で仕様変更、設計変更、工法変更を行う場合がありますが、これらの費用はカバーされませんのでご留意下さい。

(b) 工事中仮設物及び工事中仮設建物

損害額は、保険の対象の時価により算定されます。

J 自己負担額

通常適用される自己負担額は次のとおりです。

(a) 工事期間・試運転期間

工事期間中は100万円程度が標準ですが、地震、風水災等の天災危険に対しては100万円～1,000万円の自己負担額が設定されます。

石油化学プラントや大型の発電機器等については、試運転期間中の事故に対して300万円～1,000万円の自己負担額が設定されるのが通常です。

(b) 保証期間

保証期間中は損害額の20%あるいは一定額（100万円～300万円程度）のいずれか高い金額を適用する方法が採られます。

K 保険金のお支払い

損害額から自己負担額を差し引いた額が保険金として支払われます。

L 主な特約条項

(a) S R C C担保特約 (Strike, Riot and Civil Commotion)

基本条件ではカバーされていない労働争議、騒じょう、暴動による損害をカバーするための特約です。労働争議または騒じょうのみをカバーすることもできます。ただし、これらの危険が著しく高い国や地域で行われる工事については、支払いの限度額が設定される場合や現地の状況によってはお引受けできない場合もあります。

(b) 特別費用担保特約 (Extra Charges for Express Freight, Overtime Charges, Sunday or Holiday Work Charges or Night Work Charges)

復旧を急ぐための急行貨物割増運賃、残業手当、休日作業手当、夜間作業手当などの特別費用は、当初から請負金額に含まれていない限り、復旧費に算入されません。これらの特別費用をカバーするのがこの特約です。

(c) 航空貨物運賃担保特約 (Air Freight)

航空輸送以外の手段により輸出された資機材の損害復旧に際し、航空輸送を必要とした場合、その運賃と当初の運賃との差額は復旧費に算入されません。この増加費用をカバーするのがこの特約です。

(d) 残存物の取片付け費用担保特約 (Debris Removal Cost)

工事の目的物が損傷を受けた場合、残存物（スクラップ）の取片付け費用、土砂の排土費用等をカバーするための特約で、別に限度額を設けてカバーします。

(e) 構内所在物件担保特約 (Existing Property)

工事現場内に所在する発注者所有の既設の設備や建物に損傷を与えた場合、この損害をカバーするための特約で、別に限度額を設けてお引受けいたします。